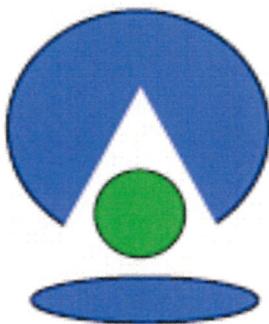


公開版

愛産協

業務継続計画

～災害廃棄物の適正処理のために～



改訂履歴

平成27年3月31日 第1版発行

平成27年7月23日 第2版発行

令和2年11月13日 第3版発行

一般社団法人
愛知県産業資源循環協会
災害廃棄物処理対策に関する特別委員会 編

差し替え履歴

差し替え日	ページ	差し替え事由
平成 28 年 5 月 26 日	16-1~16-8	退会者及び社名変更、住所変更
	17	厚生連 江南厚生病院が地域から中核に指定 春日井市民病院が地域から中核に指定
	18	公立西知多総合病院が地域に指定
	19	役員 1 名の退任
	20	事務局職員の追加
	22	役員 1 名の退任及び役員の役職変更
	25	役員死去に伴う減員
	27	委員の交代
	50	人事異動による担当者等の変更
	51	人事異動による担当者等の変更
	52	人事異動による担当者等の変更
	16-3	会員 1 社削除
平成 28 年 5 月 30 日	51	知多市メールアドレスの修正
	19	専務理事の役員人事等
	20	専務理事の役員人事及び参与着任
	23	尾張西支部役員の会社電話番号修正
	27	専務理事役員人事による委員の変更 尾張西支部役員の会社電話番号修正
平成 28 年 8 月 23 日	13	専務理事の役員人事
	51	尾張旭市の担当部署及び担当者等の変更
平成 28 年 8 月 29 日	21	名古屋支部役員携帯メール追記
	22	尾張北支部役員携帯メールドメイン変更
	52	みよし市、新城市、設楽町、豊根村メールアドレス修正
平成 29 年 1 月 26 日	16-1~ 16-12	平成 29 年 4 月 1 日現在のデータに更新及び退会会員の削除
	24	尾張南支部役員 1 名交替
	26	東三河支部役員 1 名退任
平成 29 年 5 月 15 日	16-1~ 16-12	平成 29 年 4 月 1 日現在のデータに更新及び退会会員の削除
	17	(独)労働者健康安全機構中部労災病院の名称変更
	19	退任役員 2 名削除
	20	名古屋支部責任者 1 名削除
	21	名古屋支部副支部長 1 名削除
	50	人事異動による担当者等の変更
	51	人事異動による担当者等の変更
	52	人事異動による担当者等の変更

平成 29 年 9 月 6 日	19～20	役員改選に伴う修正
	21～27	支部役員改選に伴う修正
平成 29 年 10 月 13 日	51	長久手市アドレスの変更
平成 29 年 12 月 4 日	16-1～ 16-12	退会会員の削除及び会員の名称変更・住所変更を反映
平成 30 年 11 月 1 日	16-1～ 16-12	平成 30 年 8 月 22 日現在のデータに更新
	16-13～ 16-16	平成 30 年 8 月調査のデータに更新
	19～20	平成 30 年 9 月 19 日現在に更新
	21	平成 30 年 6 月 29 日現在に更新
	22	平成 30 年 5 月 16 日現在に更新
	23	平成 30 年 5 月 10 日現在に更新
	24	平成 30 年 6 月 5 日現在に更新
	25	平成 30 年 6 月 5 日現在に更新
	26	平成 30 年 4 月 24 日現在に更新
	27	平成 30 年 6 月 29 日現在に更新
令和元年 6 月 1 日	50～52	人事異動による担当者の変更(平成 30 年 4 月 1 日)
	13	愛産協本部の本部長及び副本部長代行者変更
	16-1～ 16-12	平成 31 年 6 月 1 日現在の退会会員の削除
	19	退任役員 1 名削除
	20	協会事務局の更新
	27	特別委員 1 名削除
	50	人事異動による担当者等の変更
	51	人事異動による担当者等の変更
令和元年 7 月 22 日	52	人事異動による担当者等の変更
	目次	3-6-2 災害廃棄物処理等に要する単価(参考)を掲載
	3～4	愛知県組織変更に伴う修正
	13	愛産協本部の本部長及び副本部長代行者変更
	19～20	令和元年 6 月 21 日現在に更新
	21	令和元年 7 月 11 日現在に更新
	22	令和元年 7 月 11 日現在に更新
	23	令和元年 7 月 11 日現在に更新
	24	令和元年 7 月 11 日現在に更新
	25	令和元年 7 月 11 日現在に更新
	26	令和元年 7 月 11 日現在に更新
	27	令和元年 7 月 11 日現在に更新

令和2年5月18日	16-1～ 16-12	令和2年5月18日現在の退会会員の削除
	22	令和2年5月18日現在で更新
	23	令和2年5月18日現在で更新
	26	令和2年5月18日現在で更新
	50	人事異動による担当者等の変更
	51	人事異動による担当者等の変更
	52	人事異動による担当者等の変更
令和2年11月13日 第3版発行	16-1～ 16-12	令和2年度調査により更新
	16-18～ 16-25	令和2年度調査により災害廃棄物処理施設等(会員)一覧を追加
	16-26～ 16-27	3-6-4 災害廃棄物処理等に要する単価(参考)を改訂
	41～66	第7章 一次仮置場運営・管理を追加
	67～71	第8章 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を追加
	72～76	第9章 高速道路の減免申請手続きを追加
	77～83	第10章 (旧第7章)ページ数修正
令和3年1月1日	84～99	第11章(旧第8章)ページ数修正
	表紙	協会の名称を変更
	1、3、19、 20、63、65、 77、78、82、 83、88、90、 91、92	協会の名称を変更
	84	人事異動による担当者等の変更
	85	人事異動による担当者等の変更
	86	人事異動による担当者等の変更
	19～20	役員改選に伴う修正
令和3年7月1日	21～27	支部役員改選に伴う修正
	43～44	総括責任者及び副責任者の変更
	41	フェーズの時間を記載
令和3年9月2日	43～45	一次仮置場配置計画追加
	46～54	災害廃棄物処理一次仮置場運営マニュアル修正
	55～64	災害廃棄物(片付けごみ)対応マニュアル(帳票管理)修正
	65～109	上記修正に伴うページ数修正
	19～27	支部役員改選に伴う修正
令和4年5月16日	84～86	人事異動による担当者等の変更

愛産協 業務継続計画 目次

	項目	ページ
第1章	はじめに	
1-1	愛産協業務継続計画作成の目的と基本方針	1
1-2	業務継続計画の構成	2
1-3	愛知県地域防災計画及び災害発生時の協力支援体制（愛産協版）	3
1-3-1	愛知県地域防災計画及び第3次あいち地震対策アクションプラン（参考情報）	4
1-4	用語の定義	5
第2章	業務継続計画	
2-1	業務継続計画で想定する災害レベルと計画発動の基準	6
2-2	愛産協の基幹業務と目標復旧時間	7
2-3	地方公共団体と民間事業者団体との連携のあり方 (国の「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省)の抜粋)	8
第3章	災害発生時の対応計画	
3-1	想定する危機事象と危機対応	9
3-1-1	気象庁震度階級関連解説表（参考情報）	10
3-1-2	マグニチュードと震度の違い（参考情報）	11
3-2	大規模災害発生時の対応手順	12
3-3	災害対策本部の設置	13
3-4	基幹業務継続に向けた取り組み	14
3-5	協力会員の支援体制	15
3-6-1	災害廃棄物処理協力会員一覧（令和2年10月1日現在）	16-1
3-6-2	災害時における協力体制調査まとめ（令和2年7～10月調査）	16-12
3-6-3	災害時に処分可能な災害廃棄物、処理困難物及び有害廃棄物の処理施設一覧（令和2年7月～10月調査）	16-17
3-6-4	災害廃棄物処理等に要する単価（参考）	16-25
3-7	大規模災害時の緊急連絡リスト（公的機関等及び愛知県の災害拠点病院）	17
3-8	大規模災害時の緊急連絡リスト (愛産協役員・支部責任者・事務局) (支部役員) (特別委員)	19
3-9	大規模災害発生時の情報通信手段	28
第4章	教育及び訓練の計画	29
第5章	業務継続計画の点検と見直し	30
第6章	愛産協版 災害廃棄物適正処理マニュアル	
6-1	災害廃棄物処理における産業廃棄物処理業界の関与の在り方	31
6-2	災害廃棄物の区分（震災対策の例）	32
6-3	災害廃棄物の適正処理	34
6-4	がれきの処理	35
6-5	撤去（解体も含む。）作業（一般的な例）	36

6-6	仮置場への搬入の流れ（一般的な例）	37
6-7	適正処理が困難な廃棄物（一般的な例）	38
6-8	有害廃棄物の取扱いの留意点（一般的な例）	39
6-9	災害廃棄物処理の実施	40
第7章	一次仮置場の運営・管理	
7-1	災害廃棄物処理 一次仮置場運営の流れ	41
7-2	一次仮置場配置計画	42
7-3	大規模災害時の連絡フロー	43
7-4	一次仮置場備品リスト	45
7-5	仮置場の設置業務の主な内容	46
7-6	仮置場の運営・管理の主な内容	47
7-7	受入れお断り物	48
7-8	災害廃棄物処理先一覧	49
7-9	災害廃棄物（片付けごみ）対応マニュアル（帳票管理）	50
1	業務日報	53
2	作業従事者延べ人数管理表	54
3	仮置場搬出車両管理表	55
4	仮置場搬出車両写真	56
5	仮置場作業写真	57
6	処理先搬入実績報告書	58
7	処理先搬入伝票写し及び計量票写し	60
8	処理先搬入車両写真	61
9	処理先作業写真	62
7-10	会員からの入荷時の対応	63
7-11	2次処理先への搬出についての対応	65
第8章	産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出	
8-1	申立書	67
8-2	産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書 様式第35（第13条関係）	68
8-3	産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に関する受理書	70
8-4	産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書 様式第38（第13条関係）	71
第9章	高速道路の減免申請手続き	
9-1	被災自治体から防災担当課長宛て災害に伴う災害派遣等従事車両の取り扱いについての通知（千曲市の例）	72
9-2	災害派遣等従事車両証明書申請書	74
9-3	災害派遣等従事車両証明書	76
第10章		

様式 1-1	災害時における協力確認調査票	77
様式 1-2	災害時に協力・支援可能な資機材調査票（詳細調査票）	78
様式 1-3	災害時に処分可能な災害廃棄物、処理困難物及び有害廃棄物の処理施設調査票	80
様式 2	災害時における災害廃棄物処理の協力要請書	82
様式 3	災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書	83
第 11 章	付属資料	
11-1	愛産協が協力協定を締結している県・市町村一覧（支部別）	84
11-1-1	愛産協が協力協定を締結している愛知県及び市町村	87
11-1-2	災害時における廃棄物処理等に関する協定のひな形	88
11-2	愛知県のハザードマップ（地震、津波、浸水、液状化）	93
11-2-1	愛知県の市町村	67
11-3	主な被害想定結果総括表（理論上最大想定モデル）	98

第1章 はじめに

1-1 愛産協 業務継続計画作成の目的と基本方針

1. 業務継続計画作成の意義と目的

(1) 大規模災害発生時には、各種の災害廃棄物が大量に発生することが予想される。産業廃棄物業界には、災害が発生した場合に、市町村はじめ関係機関等から、災害廃棄物を迅速に撤去し、適正処理を行うことにより、一刻も早く社会の機能を回復する活動に貢献することが強く期待されている。

(2) こうした社会的使命を果たすために、愛知県内の産業廃棄物処理業者を会員とする、一般社団法人愛知県産業資源循環協会（以下「愛産協」という。）は、災害時における廃棄物の処理等に関する協定（以下「協力協定」という。）を結んでいる県内市町村等からの協力要請に迅速かつ的確に応えるためにこの計画書を作成した。

(3) この業務継続計画には、災害発生時の協会及び支部、会員の行動計画と対策を記述している。

2. 基本方針

(1) 愛産協は、各市町村等が策定する地域防災計画や災害廃棄物処理計画を踏まえ、愛産協の定める「災害廃棄物適正処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）」に基づき、迅速かつ適正に災害廃棄物を処理する。

(2) 災害時に発生する膨大な災害廃棄物を地域の復旧・復興に役立てるよう、可能な限り、再資源化を行う。また、災害廃棄物を分別することで、処理・処分量を軽減し、処理作業の効率化に努める。

(3) 災害時においても、十分に環境に配慮して災害廃棄物処理を行う。特に、収集運搬や処理・処分の際のアスベスト飛散防止対策、冷蔵庫等家電製品のフロン飛散防止対策等に配慮する。

(4) 毎年1回4月に、全会員を対象に、災害廃棄物処理への協力可能性調査を実施し、その結果を「災害廃棄物処理協力会員一覧」として、データベース化し、愛産協と協力協定を結んでいる愛知県内の市町村等に情報提供する。

(5) この計画書は、会員の他、愛知県及び県内の全市町村並びに中部地域協議会を構成する近隣の協会及び県に配付する。

(6) この計画書は、毎年1回、見直しするとともに、災害廃棄物処理に関する法令・条例の改正、社会環境の変化等に応じて、隨時改訂する。

令和3年1月1日

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会

会長 永井 良一

1－2 業務継続計画の構成

業務継続計画作成の目的と基本方針

愛産協の現状を認識し、業務継続計画作成の目的と基本方針を明確にする。

この業務継続計画は、必要に応じて外部に公表することを前提とする。

※計画書 第1章参照

業務継続計画策定

愛産協・災害廃棄物処理対策に関する特別委員会で計画を策定し、理事会の承認を得る。

※計画書 第2章参照

災害発生時の対応計画

事前対策の実施、大規模災害発生時の対応体制の整備、対応手順書を特別委員会で策定する。

※計画書 第3章参照

教育及び訓練の計画

計画的に教育・訓練を実施し、実施後に有効性の評価を行う。

※計画書 第4章参照

計画の点検と見直し

業務継続計画は、常に改善し、より良いものにしていく努力が重要である。

理事会は、この計画書を見直し、必要に応じて改訂する。

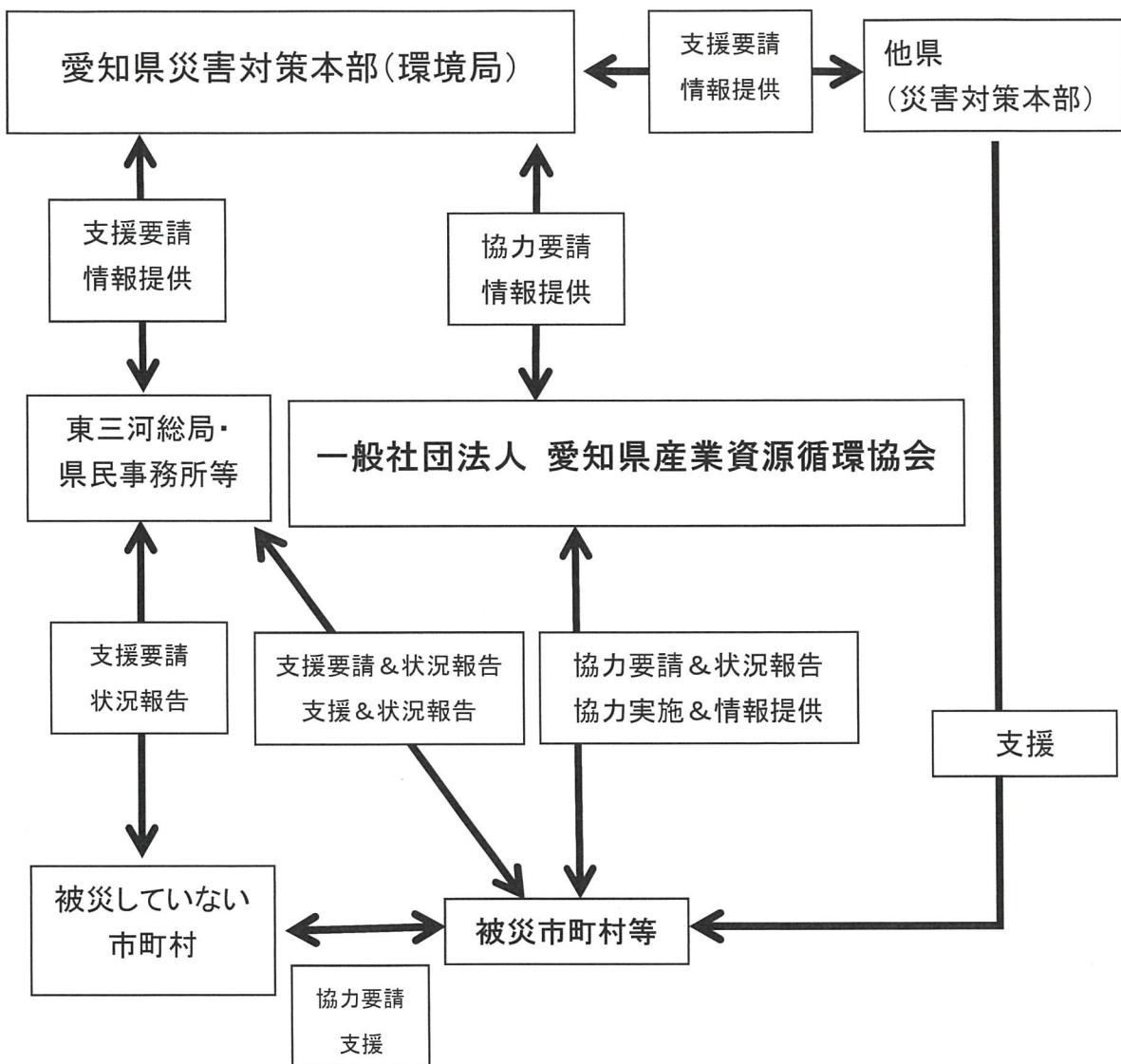
※計画書 第5章参照

愛産協版・災害廃棄物適正処理マニュアル

当協会の災害廃棄物処理の取組みの考え方を明示するため、災害廃棄物適正処理マニュアルを策定する。

※計画書 第6章参照

1 - 3 愛知県地域防災計画及び災害発生時の協力支援体制 (愛産協版)



参考資料: 愛知県地域防災計画【地震・津波災害対策計画】(平成26年5月修正)より引用・作成

1-3-1 愛知県地域防災計画及び第3次あいち地震対策アクションプラン

1. 愛知県地域防災計画は、南海トラフ地震等に係る県の被害予測調査結果を踏まえ、平成26年5月の防災会議において、「地震編」を「地震・津波編」にするなど、浸水・津波対策を中心に抜本的な見直しを実施した。
2. 県の地域防災計画は、伊勢湾台風を契機に制定された災害対策基本法に基づき、国が定める防災基本計画との整合に留意し、愛知県防災会議において作成・修正（原則年1回）することになっている。
3. 平成26年12月19日に公表された第3次あいち地震対策アクションプラン（以下「第3次アクションプラン」という。）では、「地震から県民の生命・財産を守る強靭な県土づくり」を本県の地震防災の目標として掲げ、「命を守る」「生活を守る」「社会機能を守る」「迅速な復旧・復興を目指す」「防災力を高める」を対策の柱として、254（平成29年3月1日に熊本地震の課題検討を踏まえ「243から254」に改訂）のアクション項目を設定し、「備えあれば憂いなし」を念頭に、地震に強い安全なあいちを目指して対策に取り組んでいくことにしている。
4. 東日本大震災では、行政が機能停止に陥ったこと、避難所の運営、物資の供給、廃棄物の処理等が円滑に進まなかつたことなど、災害対応上の様々な課題が明らかになった。
5. 東日本大震災における課題等への対応を充実する視点から、第3次アクションプランで重点的に取り組む事項を以下のとおり設定している。

重点的に取り組む事項	関係部局
1. 住宅・建築物の耐震化の促進	建設部
2. 家具固定の促進	防災局
3. 浸水・津波避難対策の充実	防災局
4. 河川・海岸堤防等の耐震化等の推進	農林水産部、建設部
5. 土砂災害対策の推進	農林水産部、建設部
6. 防災活動拠点の充実	防災局
7. 防災体制の強化	防災局
8. 災害医療活動の充実	健康福祉部
9. 救助活動等の交通基盤の整備の推進	地域振興部、建設部
10. 避難生活環境の確保	防災局、健康福祉部
11. 災害用備蓄の促進	防災局
12. 災害廃棄物処理体制の構築	環境局
13. 産業活動の維持・継続の確保	防災局、産業労働部
14. 迅速な復旧・復興のための事前準備の推進	防災局
15. 地域継続マネジメントの推進	防災局
16. 防災協働社会の形成の推進	防災局、教育委員会
17. 児童・生徒に対する防災教育の充実	防災局、教育委員会
18. 消防団の充実強化	防災局

さらに、第3次アクションプランの対策ターゲット4-2では、発災後における迅速な復旧・復興を図るために、災害により発生する大量の廃棄物を円滑に処理することが重要として、県民生活及び産業活動の早期復旧・復興に寄与するため、災害廃棄物処理体制の構築等の取組を推進することにしている。

アクション項目	担当部局課室等
1. 災害廃棄物処理体制の構築 県災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町村災害廃棄物処理計画の策定の支援等を行い、災害廃棄物処理体制の構築を推進します。 ●県災害廃棄物処理計画の策定	環境局 資源循環推進課
2. フロンガスの回収・処理体制の整備の促進 業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器から、フロンガスの回収・処理が適正に行われるよう必要な措置を行います。 ●フロンガス回収・処理についての普及啓発 ●事業者等への立入検査400件程度/年 ●フロンガスの回収・処理体制の維持	環境局 環境政策部 水大気環境課

1－4 用語の定義

■業務継続計画（BCP）

大地震等の自然災害、感染症のまん延、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な社会環境の変化など不測の事態が発生しても、被害や影響を最小限にし、重要業務（基幹業務）を、中断が許される時間内に復旧させるための事前の計画及び対策をいう。

■協力協定

地震や風水害等の災害時における廃棄物処理等に関する協定のことで、自治体と協会が予め締結したものという。

■大規模災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

なお、愛産協業務継続計画では、平常就業時間内はもとより、就業時間外又は土日・祝日に東海地方で地震等の大規模災害が発生し、大きな被害が予想される事態を想定している。

■激甚災害制度

地震や風水害等の災害に対して、激甚災害法（昭和37年法律第150号）に基づき、国が政令で激甚災害として指定を行う制度。激甚災害に指定されると、被害地域の自治体等の行う災害復旧業務等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。

※激甚災害法：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

■理論上最大想定モデルの地震

内閣府は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震を受けて、千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす地震として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定した。愛知県が平成26年5月に結果を公表した地震被害予測調査においても、同様な考え方のもと、南海トラフ沿いに発生する最大クラス（マグニチュード9クラス）の地震を想定しており、「理論上最大想定モデル」と位置付けている。

■災害廃棄物

地震等の自然災害により発生するがれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等及びこれらの混合物）、生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）等の廃棄物をいう。

■災害廃棄物処理

災害廃棄物の撤去（解体を含む。）、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

■ハザードマップ

被害予測図のこと。地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載する取組みが地方公共団体で進んでいる。項目としては、火山噴火、土砂災害や浸水の危険区域、あるいは地震時の避難場所や、避難経路などの防災マップが該当する。

■協力会員

愛産協会員のうち、災害廃棄物の処理への協力可能性調査で協力意思があると回答した会員をいう。

■緊急通報システム

地震などの災害時に登録ユーザ宛にメール等を一斉配信し、登録ユーザの安否確認等を行うシステムをいう。

第2章 業務継続計画

2-1 業務継続計画で想定する災害レベルと計画発動の基準

■想定状況

東海地方で地震が発生し、大きな被害が予想される事態を想定する。平常就業時間外又は土日・祝日の事態は、これに準じて判断する。

地震以外の大規模災害も、下記に準じて判断する。

	BCPレベル3	BCPレベル2	BCPレベル1
被害レベル	甚大	中程度	小程度
震度階級	震度6弱以上	震度5強・5弱	震度4以下
災害対策本部	自動設置	事務局が活動開始 (関係者の安否確認、被害状況把握)	特に対策不要
出勤又は帰宅基準	(休日・夜間)出勤不可、全員自宅待機 (就業時間内)帰宅不可、全員職場待機	事務局責任者は出勤、他は自宅待機又は注意して帰宅	注意して出勤又は注意して帰宅
被害状況	社会インフラが喪失 交通、通信、電力、水道、ガス等が機能しなくなった状態	通信、電力が一部機能しない状態 交通機関は、安全等が確認できるまでは止まっている。	通信、電力、水道等のインフラは機能、オフィス機能は維持できている状態

■計画発動の基準

1. BCPレベル3が発動された場合は、事務所は休みとし、家族や地域の安全確保に専念する。
事務所にいる場合は帰宅せず、上長の指示に従い、状況が落ち着くまで待機する。
2. BCPレベル3が発動された場合は、災害対策本部要員は、可能な場合には、発災後、一定時間経過後、緊急通報システムに従って参考し、災害対策本部を設置する。
地震以外に、「3-1 想定する危機事象と危機対応」で定めるとおり、重大性の評価が計5点以上の場合にも、本部及び支部に災害対策本部を設置するものとする。
3. BCPレベル2が発動された場合は、災害対策本部要員及び事務局責任者のみ出勤する。他の事務局員は自宅待機する。
4. BCPレベル1の場合は事務局全員が注意して出勤する。

2-2 愛産協の基幹業務と目標復旧時間

	業務内容	基幹業務 判断基準	目標復旧 時間	目標復旧 レベル
災害廃棄物 処理 関連業務	災害対策本部の設置（本部、支部）	A	12時間以内	可能な範囲で
	会員の被災状況の情報収集（支部が担当）	A	3日以内	可能な範囲で
	被災市町村等からの応援要請への対応（本部）	A	3日以内	可能な範囲で
	会員への応援可否の調査（本部）	A	1週間以内	可能な範囲で
	中部地域協議会等との応援体制の確認（本部）	A	1週間以内	可能な範囲で
	関係資料の整備（協力可能資機材の再調査等）	A	1週間以内	可能な範囲で
	臨時理事会の開催	A	1週間以内	可能な範囲で

A=愛産協として、最優先で継続／再開すべき業務

1) 基幹業務とは

その原因（災害の種類や大きな）に関わらず、災害発生時にあっても、止めることのできない業務又は最優先で再開すべき業務を「基幹業務」とみなす。

災害発生時には、事業活動に必要な経営資源（情報、人員、資金等）が大幅に損なわれると考えられるが、限られた経営資源で基幹業務を再開する必要がある。

2) 基幹業務の判断基準：災害発生により、愛産協の各業務が停止した場合に、どこまで大きな社会的影響を及ぼすかで、基幹業務か否かを評価する。

3) 目標復旧時間、目標復旧レベルの設定：それぞれの基幹業務がどのくらいの期間、停止することが許容されるか検討し、目標復旧時間、目標復旧レベルを決定する。

これらは、単なる目標ではなく、講じた対策により達成可能なものでなければならない。

また、これらは、災害の大きさや種類、国や県・市町村からの要請の内容によっても変化することも考えられる。

2-3 地方公共団体と民間事業者団体との連携のあり方

(国の「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省)の抜粋)

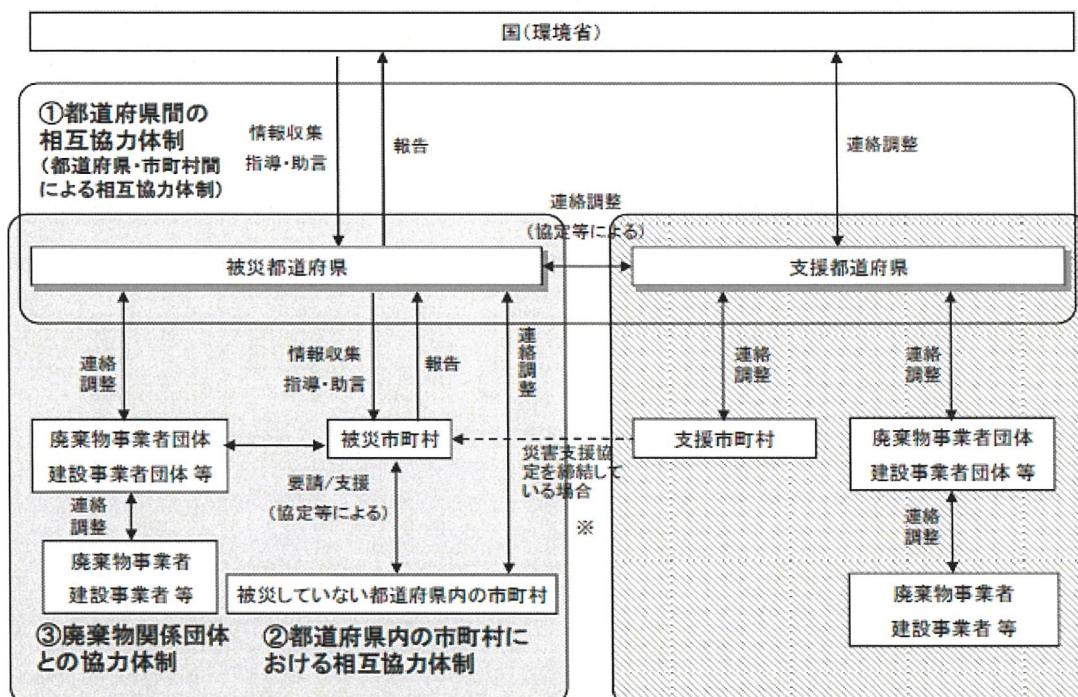
「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月 環境省)では、市町村等の地方公共団体に対して、民間事業者団体との連携のあり方を次のように例示している。当協会としても、この指針を参考に、今後、市町村等との連携関係を構築していく方針である。

(4) 民間事業者との連携

市町村は、建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結することを検討する。

- 都道府県が民間事業者団体と一括して協定を締結し、市町村はその協定を活用することも考えられる。
- 災害支援協定の内容として、災害廃棄物の撤去・運搬・処理・処分、建物の解体・撤去などが考えられるが、どのような災害支援協定の内容とするかは、地域の事情を踏まえ、各地方公共団体で検討する。また、NPOやボランティアとの連携方法も検討する。
- 災害廃棄物の性状は、産業廃棄物である建設業に係る廃棄物に相当するものが多く、それらの廃棄物を扱っている事業者の経験、能力の活用を検討する。地方公共団体は、自区内の産業廃棄物事業者が所有する前処理や中間処理で使用する選別・破碎施設、及び焼却施設、最終処分場などの種類ごとの施設数・能力、並びに災害時に使用できる車種ごとの車両保有台数などの調査を行い平常時に継続的に更新するとともに、協力・支援体制を構築することを検討する。また、災害時における契約手順等について整理する。
- 地方公共団体は、必要な人材確保のために、各事業者団体における専門的な処理技術に関する知識・経験を有する者をリストアップしておき、継続的に更新する。

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）



※政令指定都市間や、姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

第3章 災害発生時の対応計画

3-1 想定する危機事象と危機対応

1. 危機事象と危機対応

危機事象			危機対応
地震	強震動 津波 液状化	<p>現在の建築物耐震基準は、1980年の建築基準法改正により、設計震度を原則として0.2G、すなわち自重の20%の水平力に耐えられるように設計、また、自重の100%までの力に対しては、変形はしても大破壊には至らないようにするという2段階基準に定められている。この基準は、震度6強で建物が倒壊しないように設定されたものである。</p> <p>また、近年に造成された低い土地では地面が液状化し、建物が傾いたり、道路が通行できなくなる現象が発生する。</p>	<p>震度6弱以上の緊急地震速報が発令された時点で、緊急通報システムで、自動的に災害対策本部要員に連絡がいき、12時間以内に本部・支部に災害対策本部を設置する。</p> <p>その他の危機事象の際も、重大性を評価し、災害対策本部を設置するべきかどうかを会長または代行者が決定する。</p>
大型台風 高潮	高潮	<p>台風の動きは気象庁から刻々と速報されるため、自然災害のなかでも、比較的対応策がとりやすいが、決して油断はできない。</p> <p>高潮の最大潮位記録は、1959年の伊勢湾台風による名古屋港での3.89m（天文潮を除くと3.45m）だった。</p> <p>このときの高潮は、堤防を総延長33kmにわたって破壊し、300平方キロメートルの土地を水没させた。</p> <p>濃尾平野の西部に拡がるゼロメートル地帯では、海岸線から最大で20kmのところにまで海水が到達した。</p>	<p>支部単位で会員の安否、損害状況を把握し、協会に報告する。</p> <p>被害の程度と被害の範囲が著しい場合は、重大性を評価し、理事会で会員への支援策を検討する（地震の被害を含む。）。</p>
集中豪雨		<p>集中豪雨はきわめて狭い範囲で短時間に起こり得る。</p> <p>気象庁では、記録的短時間大雨情報を発表し、国民に警戒を呼び掛けるようになった。</p> <p>これも重大性の評価の参考にすべきである。</p>	

2. 重大性の評価基準

	事象	重大性	点数
被 害 の 程 度	1) 本部及び支部に災害対策本部を立ち上げるような危機事象が発生した。	緊急かつ重大な事態	4
	2) 本部の建物が倒壊・焼失、または使用できない事態が発生した。		3
	3) 建物は無事だが、設備、車両、重機が使えない事態が発生した。	重大な事態	2
	4) 建物や設備等は使えるが業務に不可欠な情報、文書、人材が失われた。	重大に準ずる事態	1
被 害 の 範 囲	1) 愛知県ほか近隣まで広域にわたる被害が発生した。	緊急かつ重大な事態	3
	2) 県内の一定の地域で被害が発生した。	重大な事態	2
	3) 特定の市町村などで局地的な被害が発生した。	重大に準ずる事態	1

※重大性の評価が計5点以上の場合に、本部及び支部に災害対策本部を設置するものとする。

3-1-1 気象庁震度階級関連解説表 (参考情報)

気象庁は、平成21年3月31日より改定した「気象庁震度階級関連解説表」の運用を開始した。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/shindo/kaisetsu.html>

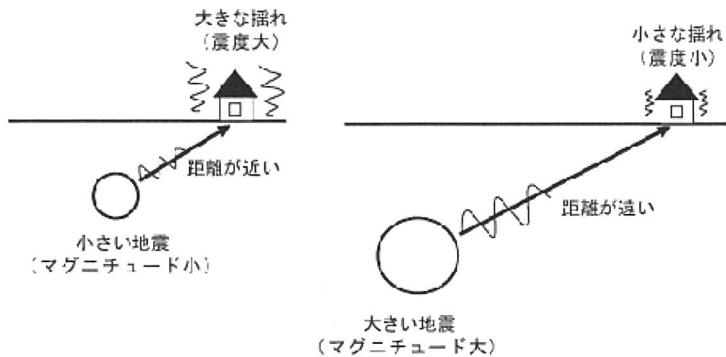
震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

3-1-2 マグニチュードと震度の違い（参考情報）

「マグニチュード」は、地震そのものの大きさ（規模）を表すものさし。一方「震度」は、ある大きさの地震が起きた時のわたしたちが生活している場所での揺れの強さのことを表わす。

マグニチュードと震度の関係は、例えば、マグニチュードの小さい地震でも震源からの距離が近いと地面は大きく揺れ、「震度」は大きくなる。また、マグニチュードの大きい地震でも震源からの距離が遠いと地面はあまり揺れなく、「震度」は小さくなる。震度は、かつては8階級で示されていたが、現在は震度5と6を強弱に分けて10階級になっている。

かつては体感や周囲の状況から判断していたが、1996年4月から計測震度計で自動観測されるようになった。



マグニチュードは1増えると地震のエネルギーが32倍になる。マグニチュード8の地震は、マグニチュード7の地震の32個分のエネルギーを持っていることになる。

●緊急地震速報（Earthquake Early Warning、略称: EEW）とは、地震発生後大きな揺れが到達する数秒から数十秒前に警報を発することを企図した地震早期警報システムの一つで、日本の気象庁が中心となって提供している予報・警報である。

●2004年に一部試験運用を開始、2007年10月1日からは一部の離島を除いた国内ほぼ全域すべての住民を対象とした本運用を開始した。同種のシステムとしては世界初である。

●推定震度5弱以上のときに発表され、テレビ放送や携帯端末などで「(震度4以上の)強い揺れとなる地域」を伝える「一般向け」（地震動警報）と、発表基準が低く誤報の可能性が高いものの「各地の震度や揺れの到達時間」などが分かる「高度利用者向け」（地震動

3-2 大規模災害発生時の対応手順

ここでは、BCP 3 レベルの地震が発生した場合、あるいは震度 6 弱以上の緊急地震速報が発令された場合の、愛産協本部及び支部の対応手順を示す。

経過時間	主な発生状況と実施事項	主幹者	代行者
発災	震度 6 弱以上の緊急地震速報発令と同時に、協会役員、正副支部長（以下「支部責任者」という。）、災害廃棄物処理対策に関する特別委員会委員（以下「特別委員」という。）と事務局員に緊急通報システムで自動連絡をする。	専務理事	事務局長
1 時間経過	A. 夜間休日の場合、個人単位で避難行動をとる。 B. 平常就業時間内の場合：職員の避難行動、帰宅は様子をみて許可する。	専務理事	事務局長、事務局員
6 時間経過	主幹者が緊急通報システムの安否確認結果をインターネットで確認する（協会役員、支部責任者、主幹者、代行者は、スマートフォンやタブレットなどでも閲覧可能にする。）。		
12 時間 経過	<ul style="list-style-type: none"> ・本部が被害していない場合は、災害対策本部要員に参集するよう連絡し、すみやかに本部災害対策本部を立ち上げる。 ※災害対策本部の実施すべき事項は次ページ参照 ・本部が被害した場合は、災害対策本部要員に代替拠点に参集するよう連絡する。 ・事務局は、非常持出文書、バックアップ用データを取り出し、事前に想定した代替拠点に移動させる。 ・支部災害対策本部の設置が可能か、判断する。 ・関係団体、官公署と連絡する。 	会長	事務局から 代行者 1 代行者 2 代行者 3 の順に連絡
1 日経過	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連絡をとる。 ・会員の安否・被害状況の情報収集作業を行う（緊急通報システムに加えて、必要により、電話、メール等にて） 	専務理事	事務局長
3 日経過	<ul style="list-style-type: none"> 会員の安否、被害状況を愛産協本部がほぼ把握、支部責任者と情報を共有する。 ・協力協定に基づく市町村等からの協力要請への回答を行う。（対応可能な時期、条件等） ・被害の軽微な協力会員への協力を打診する。 		
3 日経過	市町村等からの協力要請に協力会員が対応する。	協力会員	
10 日経過	協力活動を継続する。		
3か月経過 以降	状況をみて、災害対策本部（本部、支部とも）を解散、支援活動の精算を行う。	本部長	副本部長

※ 愛産協が協力協定を結んでいる市町村等からの協力要請に対しては、愛産協本部から地元の協力会員に要請に対応できるかどうかを確認して、当該市町村等に連絡する。

※ 会員企業が市町村と直接、協力協定を結んでいる場合もあるため、その場合は会員の判断で直接、会員が市町村からの要請に対応するものとする。

3-3 災害対策本部の設置

1. 本部災害対策本部の設置要件

- ①震度6弱以上の緊急地震速報、又は3-1に定める危機事象があったとき、本部及び支部の災害対策本部要員及び事務局に対して、緊急通報システムにより、災害対策本部の参集連絡をする。
- ②愛産協本部が被害し、情報通信機能が停止した場合は、事前に定めた代替拠点に所定の時間内（12時間以内）に災害対策本部を設置する。

2. 愛産協本部災害対策本部の組織

名称	役割	役職名			
		主幹	代行者1	代行者2	代行者3
本部長	災害対策本部参集の必要性の判断、統括指揮	永井 会長	堀部 専務理事	近藤 副会長	中野 副会長
副本部長	本部長不在時の 統括指揮	近藤 副会長	堀部 専務理事	新美 常務理事	
対外折衝担当	県・市町村・関係機関との連絡調整	堀部 専務理事	小坂 事務局長	事務局員	
会員安否確認担当	緊急通報システムにより自動発信・受信・記録	小坂 事務局長	事務局員	事務局員	
I T・情報通信機能維持担当	I T・情報通信機能の確保、復旧	小坂 事務局長	事務局員	事務局員	
施設・備品の復旧		小坂 事務局長	事務局員	事務局員	
経理・支払業務担当		堀部 専務理事	小坂 事務局長	事務局員	

3. 支部災害対策本部の組織

名称	役割	役職名			
		主幹	代行者1	代行者2	代行者3
支部本部長	災害対策本部参集の必要性の判断、統括指揮	支部長	副支部長	副支部長	支部役員
支部副本部長	支部本部長不在時の 統括指揮	副支部長	副支部長	支部役員	支部役員

※ 支部災害対策本部の機能分担は、本部に準ずる。役割分担は支部が自主的に定める。

※ 支部が被害した場合には、単独で災害対策本部を立ち上げることが困難になると想えられるため、愛産協本部内に支部の災害対策本部を併設するか、被害程度の軽い支部に複数の支部が合同で災害本部を設置することも検討する。

4. 災害対策本部の参集と解散

代替拠点	本部	代替拠点A地点=名古屋市内	代替拠点B地点=三河地区
	支部	各支部であらかじめ数か所を想定し、支部会員に周知しておく。	
本部及び支部の解散	通常の業務体制で業務再開が可能になった時点で解散する。		

3-4 基幹業務継続に向けた取り組み

1. 初動段階で災害対策本部が実施すべき事項

実施主体	実施事項	
	項目	対応行動
本部災害 対策本部	・参考及び災害対策本部の立ち上げ	①あらかじめ定められた参考基準に基づき、本部要員は所定の場所に参考する。
	・指揮命令系統の確立	②災害対策本部を迅速に立ち上げる。 ③愛産協本部が被害した場合は、代替拠点へ参考する。 ④利用できる通信手段の確認と確保を行う。
	本部の建物、設備、会員の被害状況の確認	①本部及び支部の建物、設備等の被害確認を行う。 ②協会会員等の安否確認を実施、結果を集約する。
	状況について情報発信	①支部及び協会会員の被害状況等の情報を集約する。 ②必要な相手先に対し、協会の被害状況の情報を発信する。 (非常時連絡先一覧による。)
	対応の記録	①実施した対応や、発生した問題点等を記録する。 ②発生事象が落ち着いた後で、振り返りや反省を可能とするため、事象発生後の対応を記録することが重要である。 ③あらかじめ記録する項目を明示したフォーマットを用意しておく。

2. 初動対応が一段落した時点で、本部が基幹業務の継続のために実施すべき事項

実施主体	実施事項	
	項目	対応行動
理事会 & 事務局	業務継続計画の発動	初動対応が落ち着いた後、本部長または代行者は、あらかじめ定められた基準に基づき、業務継続計画発動の要否を判断し、発動となった場合、基幹業務の継続体制へ移行する。
	臨時理事会の開催	・会長は事務局に指示して理事会メンバーに連絡し、臨時に理事会を開催する。 ・臨時理事会で、災害対策本部の継続について協議する。
	愛産協の基幹業務継続について必要な事項の確認、調整	・基幹業務継続に必要となる経営資源の確認を行う。 ・協力会員の経営資源確認と、協力協定のある市町村等への回答を行う。 ・自治体への状況問合せ、国・県からの通達・告示の閲覧等の情報収集と会員への情報提供を行う。
	被害地域の会員と被害の軽微な地域の会員との相互支援調整	・必要に応じ、被害地域に調査チーム派遣する。 ・愛産協会員間の相互支援体制の調整を行う。 ・他県協会との広域連携体制の調整を行う。
	実施する対策の決定	・業務再開に向けて実施すべき対策の優先順位を決定する。 ・臨時予算を確保する。

3-5 協力会員の支援体制

1. 協力会員の事前選定

- ①協力会員とは、愛産協会員のうち、災害廃棄物処理への協力可能性調査で協力意思があると回答した会員をいう。
- ②協力会員を、愛産協のデータベースに登録する。
※ 協力意思確認アンケートの内容は、様式1を参照する。
- ③会員の経営状況や経営方針等も変化することが考えられるため、毎年1回、支部単位で、会員に協力意思確認のアンケートを実施し、データベースに登録した内容を更新する。
- ④協力会員のリストは、協力協定を結んだ県・市町村に対して、事前に提供する。

2. 協力会員の役割

- ①協力会員は、愛産協又は市町村から直接協力要請があった場合に備えて、派遣する運搬車両、重機、要員、燃料等の確保を想定し、業務所内での周知を図っておくものとする。
- ②協力会員は、愛産協又は市町村との連絡を担当する要員及び代行者をあらかじめ指名するとともに、派遣する作業要員が参集する方法を定めておく。
- ③協力会員は、業務所ごとに、作業要員の安否を確認する連絡担当者とその代行者、被害状況の確認担当者とその代行者を指名しておくとともに、少なくとも年1回以上、確認訓練を実施する。
- ④連絡担当者、確認担当者及び作業要員の参集方法は、愛産協に届け出て、支部単位でデータベースに登録する。

3. 大規模災害発生時の協力会員の対応手順

①安否確認と被害状況の確認

大規模災害が発生したときは、連絡担当者が速やかに従業員の安否、設備、資機材、重機、運搬車両の被害状況を確認し、愛産協又は市町村から協力要請があった場合には、派遣・協力が可能かを回答する。



②被害状況の報告

協力会員は、災害発生から3日以内をめどに、愛産協又は支部に対して被害状況を報告するものとする。愛産協又は支部との連絡手段は、複数想定しておく。



③支援準備

愛産協又は市町村から協力要請があった場合は、協力分野に応じて、派遣可能な重機、運搬車両、要員、又は災害廃棄物を受け入れて処理すべき施設の状況を確認し、確保する。



④支援活動の開始

- A. 協力要請があった場合は、市町村の指示に基づき、重機、運搬車両、要員を派遣する。
- B. 協力会員は、支援活動の詳細を記録し、後日、精算払いを受けるための資料とする。



⑤支援終息

協力会員は、協力要請を受けた災害廃棄物処理活動を終了した時点で、市町村及び愛産協に対して実績報告する。

3-6 災害廃棄物処理協力会社一覧(令和2年10月1日現在)

1. 協力可能性調査の結果は、データベース化する。協力可能性調査は毎年4月に実施し、データを更新する。
2. 協力 : A・協力する。B・費用面などの条件次第では協力する。
3. 業種 : A・撤去(解体を含む。) B・分別 C・収集・運搬 D・中間処理 E・最終処分 F・その他

支部	番号	会員名	協力	業種	郵便番号	住所	電話	FAX	メール
名古屋	1	(株)愛知街美社	A	C	462-0061	名古屋市北区会所町135	052-901-2550	052-901-0717	
	2	(株)秋田建設	B	ACD	462-0032	名古屋市北区辻町1-62-3	052-913-5914	052-913-5958	
	3	朝日金属(株)	B	ABSD	462-0002	名古屋市北区六が池町555	052-901-2111	052-902-3131	
	4	(株)アビヅ	A	ABCD	455-0026	名古屋市港区昭和町14-24	052-629-6600	052-619-6601	
	5	(同)有馬商店	B	C	461-0022	名古屋市東区大曾根長2-1	052-935-1636	052-935-1636	
	6	池田商事(株)	A	C	489-0932	瀬戸市美濃池町113	0561-97-0044	0561-97-0888	
	7	(株)石川マテリアル	A	CD	466-0807	愛知郡東郷町大字春木字上正葉廻間3	0561-39-0123	0561-39-0147	
	8	伊勢湾海運(株)	B	C	455-0032	名古屋市港区空見町17番地	052-661-5187	052-661-6585	
	9	永一産商(株)	A	BCD	455-0873	飛島村新政成9-33	0567-55-0566	0567-55-0566	
	10	(株)エコ・ボリス	A	CD	452-0823	名古屋市西区あし原町7	052-501-7002	052-501-7003	
	11	(株)エコフォレスト	B	ABCD	490-1205	あま市花正寺浦18-2	052-414-6030	052-414-6033	
	12	(有)大原ガラスリサイクル	A	D	482-0017	岩倉市北島町中野田36	0587-66-6451	0587-66-5575	
	13	(有)大矢清掃	A	C	465-0024	名古屋市名東区本郷2-53	052-776-8808	052-776-8803	
	14	(有)岡田商店	A	C	454-0971	名古屋市中川区吉津1-2111	052-433-0386	052-433-0387	
	15	(株)加藤産商	A	ACD	453-0825	北名古屋市法成寺法師堂113	0568-23-4566	0568-48-0127	
	16	(株)カネウミ	A	CD	457-0837	名古屋市南区加福町3-1-1	052-611-7268	052-612-6207	
	17	(株)神谷商会	B	ACD	453-0818	名古屋市中村区千成通6-16	052-482-5662	052-471-3003	
	18	(株)川口組	A	BCD	464-0858	瀬戸市南山口町167	052-732-2351	052-732-2354	
	19	(株)共栄	A	ABCD	480-1204	瀬戸市北丘町100-1	0561-41-3146	0561-41-3140	
	20	(株)ケイズエコロジーテクニカル	A	C	468-0047	名古屋市天白区井の森町113番地	052-892-5681	052-892-5680	
	21	(株)げんき	B	ACD	470-2102	知多郡東浦町大字緒川字北稲谷金臺1	052-624-5231	052-624-6784	
	22	(有)コスマテクノ	A	C	463-0071	名古屋市守山区西川原町82	052-796-3633	052-796-3688	
	23	(株)小谷商事	B	ABC	454-0846	名古屋市中川区上流町2-16	052-353-3913	052-353-3440	
	24	(有)寿商会	A	ABC	462-0004	名古屋市北区三軒町203-1	052-901-8527	052-901-7239	
	25	(有)小林商店	A	C	457-0823	名古屋市南区元塙町3-14	052-612-1562	052-612-1561	
	26	(株)近藤	B	C	490-1113	あま市中萱津道場6番地	052-441-3345	052-441-7855	
	27	近藤産興(株)	A	CD	457-0822	海部郡飛島村梅之郷東梅15	0567-55-2847	0567-55-0506	
	28	江洲産商(株)	A	BD	457-0824	名古屋市南区神松町3-5-6	052-612-1490	052-614-3721	
	29	(株)サスケ	A	C	454-0871	名古屋市中川区柳森町804番地	052-362-1104	052-362-1140	
	30	(株)佐藤粘土店	B	C	468-0055	名古屋市天白区池場1-503-1	052-801-3255	052-805-3709	
	31	サンアース(株)	A	C	452-0839	名古屋市西区身寄町85	052-503-6565	052-503-8151	
	32	三協管財(株)	A	C	452-0813	名古屋市西区赤城町66	052-504-5005	052-504-5005	
	33	サンコー化学(株)	B	D	452-0835	豊田市深見町常楽389-1	0565-76-3130	0565-76-3188	
	34	サンスイサービス(株)	B	C	458-0801	名古屋市港区いろは町4-3-22	052-651-0560	052-623-7225	
	35	(有)三洋サービス	A	C	464-0074	名古屋市港区善進本町348	052-382-1622	052-382-1622	
	36	(株)三洋商店	B	C	457-0863	高浜市新田町三丁目1-2	0566-91-7536	0566-91-7583	
	37	柴山商会	A	C	468-0053	愛知郡東郷町大字諸輪字北戸西48	0561-39-4107	0561-76-2654	
	38	(株)シミズ	A	BCDE	457-0824	名古屋市南区神松町3-5-6	052-612-1490	052-614-3721	
	39	昭和サービス(株)	A	C	455-0021	名古屋市港区木場町9-1	052-693-2225	052-693-2688	
	40	昭和土木(株)	A	D	468-0001	名古屋市港区昭和町43	052-612-3171	052-612-3168	
	41	新生ユニオン(株)	A	CD	458-0041	大府市長草町西忍場44-1	0562-44-4377	0562-44-4374	
	42	新船建設(株)	B	C	454-0834	名古屋市中川区丸米町2-109	052-361-8400	052-351-3502	
	43	(株)進和ライフサービス	A	C	452-0821	名古屋市西区上小田井2-32	052-503-0380	052-503-0973	
	44	(有)ジェイ・アール・ナゴヤ	A	C	4464-0075	名古屋市千種区内山3-25-6	052-734-0162	052-734-0163	
	45	(株)杉山商店	A	AC	453-0855	名古屋市中村区烏森町3-78	052-481-8745	052-481-7755	
	46	(株)スミタニ	B	CD	458-0003	東海市名和町一枚畠23番の1	052-618-5980	052-603-3112	
	47	(株)セージツ	A	BCD	470-0151	愛知郡東郷町諸輪百々51-830	0561-76-1183	0561-76-1182	
	48	(株)セイブ	B	ABC	454-0997	名古屋市中川区万場3-1314	052-432-2322	052-432-1013	
	49	(株)清和工業	B	BC	465-0028	豊明市沓掛町坊主山203	0562-95-4238	0562-95-4247	
	50	(有)ゼンユー	A	C	457-0033	半田氏日東町1-1	0569-89-0134	0569-89-0135	

3-6 災害廃棄物処理協力会社一覧(令和2年10月1日現在)

1. 協力可能性調査の結果は、データベース化する。協力可能性調査は毎年4月に実施し、データを更新する。
2. 協力：A・協力する。B・費用面などの条件次第では協力する。
3. 業種：A・撤去(解体を含む。) B・分別 C・収集・運搬 D・中間処理 E・最終処分 F・その他

支部	番号	会員名	協力	業種	郵便番号	住所	電話	FAX	メール
名古屋	51	大幸住宅(株)	B	C	460-0022	名古屋市中区金山5-10-11	052-882-9290	052-882-9292	
	52	太平産業(株)	B	CD	460-0008	豊田市田畠町広久手614-35	0565-48-2400	0565-48-2403	
	53	大有建設(株)	B	D	460-0022	名古屋市南区加福町3-9	052-612-9621	052-614-1517	
	54	(株)竹常	A	C	467-0803	名古屋市昭和区福江三丁目10-14	052-889-2333	052-883-7721	
	55	(株)ダイエーディスボウズ	A	AC	453-0849	名古屋市中村区稲西町208	052-411-3811	052-411-4466	
	56	ダイキ建設(株)	B	CD	454-0981	愛西市本部田町狭場59	052-414-6800	052-414-6844	
	57	大昭工業(株)	A	BCD	452-0801	飛島村木場2-75	0567-55-3777	052-503-0115	
	58	(株)ダイセキ	A	CD	455-8505	名古屋市港区船見町1-86	052-611-6321	052-611-0160	
	59	(株)ダイセキ環境ソリューション	A	BCD	467-0852	名古屋市港区船見町1-86	052-611-6350	052-611-4022	
	60	(株)中部クリーン	B	C	452-0835	名古屋市西区丸野2-49-4	052-502-0627	052-502-9931	
	61	中部リサイクル(株)	A	D	455-0026	名古屋市港区昭和町18	052-611-1511	052-614-0716	
	62	東海カッター興業(株)	A	C	462-0017	名古屋市北区落合町135	052-901-4811	052-901-4812	
	63	(株)東海環境サービス	A	C	511-0806	三重県桑名市大字東汰上1009	0594-22-6349	0594-23-6358	
	64	(株)東海ヒューテック	B	C	452-0845	名古屋市西区中沼町41番地	052-504-4131	052-504-2049	
	65	東海装備(株)	A	C	454-0981	名古屋市中川区吉津町4-907	052-432-5130	052-432-5132	
	66	(株)豊福組運輸	B	C	454-0056	名古屋市中川区十一番町6-10	052-659-0011	052-659-0012	
	67	中日本ハイウェイ・メンテナンス名古	A	C	460-0008	名古屋市中区栄2-3-31	052-218-6730	052-218-6736	
	68	(株)長田金属	A	CD	457-0801	名古屋市南区丹後通4-5-1	052-613-0015	052-613-0018	
	69	(有)永野興業	B	C	451-0053	名古屋市西区枇杷島3-25-5	052-521-8752	052-532-4148	
	70	長良通商(株)	A	C	511-0808	桑名市大字下深谷部745-1	0594-29-2390	0594-29-2391	
	71	名古屋港木材倉庫(株)	A	D	457-0837	名古屋市南区加福町2-2-1	052-614-0349	052-614-1110	
	72	名古屋コンテナー(株)	A	BCD	455-0855	名古屋市港区藤前4-844	052-303-1101		
	73	(有)名古屋清掃	A	C	467-0847	名古屋市瑞穂区神穂町6-25	052-821-5353	052-821-8060	
	74	名古屋埠頭(株)	A	AC	455-0844	名古屋市港区潮風町無番地	052-381-1571	052-381-2525	
	75	(株)南部企業	B	C	455-0003	名古屋市港区辰巳町3-5	052-653-1725	052-653-8507	
	76	(株)西山商店	A	C	457-0841	名古屋市南区豊田二丁目18-3	052-692-2393	052-691-9383	
	77	日進機工(株)	B	C	463-0808	名古屋市守山区花咲台2-401	052-739-2771	052-739-2671	
	78	浜田化学(株)	A	C	485-0062	小牧市藤島町中島18	0568-72-9591	0568-72-9679	
	79	(株)光	A	AC	455-0056	名古屋市港区砂美町165	052-659-7201	052-659-7202	
	80	平田興業(株)	B	C	464-0075	名古屋市千種区内山2-9-2	052-735-4771	052-735-4773	
	81	(株)ヒコム	B	BCD	457-0821	名古屋市南区弥次工町2-58	052-612-9953	052-612-9954	
	82	(株)フニティ	B	ABCD	456-0056	海部郡飛島村西浜11	0567-57-0012	0567-57-0024	
	83	(株)富士商行	B	CD	486-0802	春日井市桃山町3-191	0568-82-0789	0568-89-0177	
	84	(株)富士石油商会	B	C	457-0863	名古屋市南区豊4-13-7	052-821-9695	052-601-0604	
	85	フルタ工業(株)	A	D	463-0072	瀬戸市南ヶ丘町105番地	0561-89-5151	0561-89-5051	
	86	フルハシEPO(株)	A	D	456-0058	名古屋市熱田区六番町2-10-6	052-665-3011	052-665-3018	
	87	(株)前泊工業	B	ABC	454-0921	名古屋市中川区中郷三丁目121番地	052-351-1300	052-351-1305	
	88	丸石(株)	A	CD	500-8289	岐阜市須賀1-10-1	058-271-1918	058-274-1792	
	89	(有)マルジュウコンドル商事	B	AC	465-0005	名古屋市名東区香流2-1004	052-772-0416	052-778-2233	
	90	丸太運輸(株)	B	C	467-0856	東海市元浜町39	052-872-3313	052-871-1783	
	91	丸安運輸(株)	B	C	457-0834	名古屋市南区港東通2丁目18	052-611-1201	052-611-5011	
	92	(株)三浦建設	A	ABC	462-0051	名古屋市北区中切町6-6	052-911-4466	052-915-1485	
	93	三重中央開発(株)	B	BCDE	460-0003	名古屋市中区錦2丁目19番1号	052-218-6580	052-218-6870	
	94	(有)水谷ケミカル	B	CD	490-1435	海部郡飛島村梅之郷宇東梅26番31	0567-56-0777	0567-55-0277	
	95	(株)ミソフジ	B	B	455-0032	名古屋市港区空見町32	052-382-3913	052-398-1178	
	96	(株)村上工業	A	ABCD	457-0833	名古屋市南区東又兵工町3-32-22	052-612-8845	052-612-8730	
	97	(株)村山商店	A	ABC	453-0024	名古屋市中城区名楽町5-38-2	052-471-3103	052-471-3014	
	98	名南エキスプレス(株)	B	C	496-0014	津島市金柳町神様田193	0567-33-1232	0567-33-1233	
	99	明朋工業(有)	B	ABC	457-0801	名古屋市南区丹後通5-12-15	052-613-3178	052-613-3375	
	100	明倫運輸(株)	A	CD	455-0855	東海市名和町五番割3-1	052-604-7611	052-604-7755	

3-6 災害廃棄物処理協力会社一覧(令和2年10月1日現在)

1. 協力可能性調査の結果は、データベース化する。協力可能性調査は毎年4月に実施し、データを更新する。
2. 協力 : A・協力する。B・費用面などの条件次第では協力する。
3. 業種 : A・撤去(解体を含む。) B・分別 C・収集・運搬 D・中間処理 E・最終処分 F・その他

支部	番号	会員名	協力	業種	郵便番号	住所	電話	FAX	メール
名古屋	101	(有)森田商店	A	BC	453-0053	名古屋市港区善進本町419	052-398-3069	052-398-3069	
	102	(株)森部組ハツリ	A	AC	456-0054	名古屋市熱田区千年1-8-53	052-661-0309	052-652-5007	
	103	(有)康成工業	B	AC	490-1444	海部郡飛島村木塙1-3	0567-56-1170	0567-56-1171	
	104	矢田川建設(株)	A	CD	463-0021	長久手市打卯塚一丁目806	0561-62-8143	0561-63-7848	
	105	(株)ヤマキン	B	C	456-0076	名古屋市熱田区切戸町2-2	052-671-8210	052-682-0778	
	106	ヤマケン(株)	B	BCD	451-0075	名古屋市西区康生通一丁目26番地	052-521-7333	052-524-1751	
	107	(有)山鉱商店	A	AB	461-0025	名古屋市東区徳川2-7-4	052-935-0488	052-935-0741	
	108	(株)山越	B	C	451-0051	名古屋市西区則武新町1-3-5	052-571-8977	052-565-0746	
	109	(株)ユニオンサービス	A	C	459-8001	名古屋市緑区大高町字追風23-1	052-623-5342	052-623-5398	
	110	(株)力組	A	ABCD	455-0806	名古屋市港区明正一丁目227番地	052-384-0558	052-382-3739	
	111	リサイクルテック・ジャパン(株)	B	CD	455-0041	名古屋市港区幸町一丁目46番地1	052-355-9888	052-355-9887	

3-6 災害廃棄物処理協力会社一覧(令和2年10月1日現在)

1. 協力可能性調査の結果は、データベース化する。協力可能性調査は毎年4月に実施し、データを更新する。
2. 協力 : A協力する。B・費用面などの条件次第では協力する。
3. 業種 : A・撤去(解体を含む。) B・分別 C・収集・運搬 D・中間処理 E・最終処分 F・その他

支部	番号	会員名	協力	業種	郵便番号	住所	電話	FAX	メール
尾張西	1	IBミヤザワ(株)	B	CD	490-1144	海部郡大治町大字西條字附田100-1	052-445-0014	052-445-0015	
	2	(有)愛西クリーンセンター	A	CD	490-090649	愛西市日置町四反割21-1	0567-26-1386	0567-26-1396	
	3	(株)海部清掃	B	ABCD	490-1207	あま市二ツ寺上長2-1	052-442-8493	052-442-8508	
	4	(株)アメニティライフ	A	CD	498-0014	弥富市立明4-66	0567-65-3101	0567-65-2299	
	5	一宮中部衛生(株)	A	AC	491-0201	一宮市奥町字六丁山12-4	0586-415-3611	0586-45-3607	
	6	(株)一興	A	AC	492-8145	稲沢市正明寺2丁目14番24-102号	0587-24-8899	0587-22-0190	
	7	エイワ運輸(有)	B	C	496-0921	愛西市大井町石池117	0567-68-3194	0567-68-1112	
	8	(株)オカダ	A	BC	497-0004	あま市七宝町桂境之橋1183	052-445-2851	052-445-2852	
	9	(株)オクムラ	B	C	497-0036	海部郡蟹江町西之森四丁目7	0567-95-1153	0567-96-0184	
	10	(株)尾張紙業	B	ABCDE	452-0962	一宮市丹陽町三ツ井東広2013	0586-81-1155	0586-81-2020	
	11	(株)金光	B	C	494-0019	一宮市蓮池字郷西77番地	0586-69-7038	0586-69-7056	
	12	(株)KANKYO HANDS	A	BCD	496-0912	愛西市雀ヶ森町前並42-5	0567-31-6802	0567-31-6803	
	13	(株)環整	A	ABC	498-0038	弥富市中山町懸廻138番地1	0567-65-3333	0567-65-3121	
	14	(有)北澤商会	B	C	491-0802	一宮市千秋町勝栗字下垂28	0586-77-2156	0586-77-3157	
	15	(有)木村建設	B	ABCD	492-8207	稲沢市稻島町茜部40-1	0587-32-7917	0587-23-5575	
	16	共英産業(株)	B	D	490-2553	海部郡飛島村新政成未之切809-1	0567-55-1993	0567-55-3119	
	17	(株)金属資源開発商会	B	CD	497-0013	あま市七宝町川部出屋敷76-2	052-441-5385	052-441-4850	
	18	クリーンシステム(株)	A	C	491-0013	一宮市北小渕字西轍26-1	0586-75-7661	0568-82-1077	
	19	(株)クリンテック	A	BCD	497-0050	海部郡飛島村大字新政成7-51-1	0567-55-2233	0567-55-2257	
	20	(有)ケーアイ	A	C	481-0043	北名古屋市沖村権現5	0568-24-0279	0568-24-5350	
	21	国土整備(株)	A	C	481-0037	北名古屋市鍛冶ケ一色襟28番地	0568-23-0597	0568-25-0289	
	22	コスモリサイクル(株)	B	CD	492-8441	稲沢市福島町沢西95-1	0587-36-2015	0587-36-6251	
	23	(株)コンフォート	B	BC	498-0017	弥富市西末広3-10	0567-65-3925	0567-55-3725	
	24	サトマサ(株)	B	C	496-0045	岐阜県海津市海津町札野434	0584-53-3103	0584-53-3104	
	25	三友油設(株)	B	C	492-8421	稲沢市高重西町46	0587-32-1822	0587-21-3182	
	26	サンワケミカル(株)	A	B	496-8014	愛西市町方五軒家東63-2	0567-28-3663	0567-25-6638	
	27	昭栄金属(株)	A	BCD	491-0823	一宮市丹陽町五日市場字天上126	0586-76-3211	0586-76-3213	
	28	(有)親栄	A	CD	481-0013	北名古屋市二子字松江40	0568-23-6578	0568-22-1002	
	29	(有)シンセイ	B	BC	494-0012	一宮市明地字東下城78-1	0586-69-3056	0586-69-3856	
	30	(株)チップス	A	CD	493-0004	一宮市木曾川町玉ノ井柳原280	0586-87-5503	0586-87-5510	
	31	(株)ディーアイディー	A	C	491-0063	一宮市常願通5-20-1	0586-82-1004	0586-73-7844	
	32	(有)東海技建	A	C	490-1436	海部郡飛島村竹之郷四丁目115番地	0567-56-2221	0567-56-2223	
	33	(株)東利	A	C	453-0839	あま市七宝町川部佛供田35	052-441-5651	052-442-3975	
	34	(有)トクイチ	B	BC	496-0911	愛西市西保町南川原33-1	0567-22-3003	0567-22-3008	
	35	(株)富田商店	A	C	481-0043	北名古屋市沖村天花寺7	0568-23-3221	0568-23-9064	
	36	永井産業(株)	A	B	452-0911	清須市須ヶ口58	052-400-8211	052-408-1677	
	37	(有)八開チップ	B	D	496-8032	愛西市鵜多須町寺浦108	0567-37-0578	0567-37-3066	
	38	(有)廣野商店	A	C	491-0824	一宮市丹陽町九日市場字上田98番6	0586-81-4745	0586-81-5266	
	39	(有)福芳	A	C	490-1211	あま市篠田二丁目11番	052-445-2461	052-445-2465	
	40	(株)ヘイセイ	A	ACD	497-0037	海部郡蟹江町今西3-28	0567-96-0885	0567-96-0886	
	41	豊栄運輸(株)	B	C	490-1105	あま市新居屋岩屋94	052-441-1451	052-441-9121	
	42	(有)ホクトサービス	B	C	452-0011	清須市西枇杷島町城並3-6-1	052-502-5950	052-502-9456	
	43	(株)星野産商	B	C	490-1412	弥富市馬ヶ地3-241	0567-52-0300	0567-52-3572	
	44	星山商店(有)	B	C	492-8335	稲沢市法花寺町橋之下468	0587-36-8282	0587-36-8283	
	45	松本環境クリーン(株)	A	C	493-0001	一宮市木曾川町黒田字松山東南/切56	0586-86-8653	0586-86-8273	
	46	丸う運輸(株)	B	C	498-0038	弥富市中山町松山1-51	0567-65-4111	0567-65-4160	
	47	(有)丸公建材	B	AC	491-0801	一宮市千秋町加茂字北石田44-1	0586-77-0546	0586-76-8731	
	48	(株)丸新	A	C	481-0006	北名古屋市熊之庄石原68	0568-22-7728	0568-22-7698	
	49	丸真(株)	A	ABCD	492-8183	稲沢市日下部南町2-47-2	0587-23-5181	0587-23-5825	
	50	丸二衛生(有)	A	BCD	497-0052	海部郡飛島村大字新政成7-51-1	0567-55-2233	0567-55-2257	

3-6 災害廃棄物処理協力会社一覧(令和2年10月1日現在)

1. 協力可能性調査の結果は、データベース化する。協力可能性調査は毎年4月に実施し、データを更新する。
2. 協力 : A・協力する。B・費用面などの条件次第では協力する。
3. 業種 : A・撤去(解体を含む。) B・分別 C・収集・運搬 D・中間処理 E・最終処分 F・その他

支部	番号	会員名	協力	業種	郵便番号	住所	電話	FAX	メール
尾張西	51	マルヒコ(有)	B	CD	481-0041	北名古屋市丸之坪字元田97	0568-24-1041	0568-25-6921	
	52	丸福解体工業(株)	A	C	494-0004	一宮市北今宇堀田27番地1	0586-61-8800	0586-62-9119	
	53	(株)宮崎	A	CD	452-0911	清須市西須ヶ口93	052-409-2281	052-408-1652	
	54	(株)ムラーカム	A	C	490-1443	海部郡飛島村新政成11丁目27番地	0567-55-3111	0567-55-1200	
	55	(株)名大産商	B	CD	490-1445	海部郡飛島村金岡20	0567-55-8861	0567-55-8862	
	56	(株)メディカル加藤	B	C	490-1112	あま市上萱津森20	052-444-2873	052-443-8311	
	57	ヤマショ一金属(株)	A	ABCD	496-0066	小牧市大字三ツ渕字西池田195-1	0568-73-4028	0568-75-4535	
	58	(株)リバイブ	B	BD	498-0001	弥富市西中地町五右135-2	0567-65-5098	0567-65-5099	
	59	(株)ワールド・クリーン	A	C	492-8144	海部郡飛島村金岡54	0567-57-0533	0567-57-0534	
	60	和歌山金属(株)	A	C	490-1402	弥富市五斗山3-143	0567-52-1202	0567-52-1257	

3-6 災害廃棄物処理協力会社一覧(令和2年10月1日現在)

1. 協力可能性調査の結果は、データベース化する。協力可能性調査は毎年4月に実施し、データを更新する。

2. 協力 : A・協力する。B・費用面などの条件次第では協力する。

3. 業種 : A・撤去(解体を含む。) B・分別 C・収集・運搬 D・中間処理 E・最終処分 F・その他

支部	番号	会員名	協力	業種	郵便番号	住所	電話	FAX	メール
尾張北	1	(有)愛知環境センター	A	D	480-0134	丹羽郡大口町豊田三丁目205番地	0587-95-5317	0587-95-7186	
	2	(株)大草建設	A	ACD	485-0802	小牧市大字大草3690-5	0568-79-5260	0568-79-1933	
	3	大成環境(株)	A	BCD	485-0805	小牧市大字林宇西山1909-7	0568-78-0277	0568-78-0268	
	4	(株)岡富士	B	CD	470-0131	豊田市迫町石田692-18	0565-76-3322	0565-76-3663	
	5	(株)尾張クリーンパイプ	A	CD	485-0016	小牧市大字東田中字石子1538-1	0568-73-9767	0568-76-6666	
	6	(有)紙資源名古屋	A	CD	483-8013	江南市般若町南山163-1	0587-54-6779	0587-54-6141	
	7	亀甲通運(株)	B	C	486-0923	春日井市下条町1005	0568-81-3326	0568-84-8508	
	8	(有)CLEAN UP HEIWA	A	C	484-0061	犬山市前原南1-56	0568-63-3220	0568-65-0214	
	9	クリーン開発(株)	B	E	489-0002	瀬戸市余床町380	0561-48-6427	0561-48-6443	
	10	(株)グレイス	B	D	484-0018	犬山市字佐ヶ瀬20-15	0568-58-2550	0568-67-6067	
	11	(株)江南工業	A	CD	483-8405	江南市小松町鶴ヶ池320番地	0587-57-3103	0587-57-4898	
	12	(株)三晃	A	C	486-0801	春日井市上田楽町字庄司山3042-3	0568-82-1621	0568-85-1784	
	13	三洲土木(株)	A	CD	470-0162	愛知郡東郷町大字春木字新池3922-66	0561-38-6166	0561-38-6168	
	14	(株)三立	B	AC	480-1219	豊田市御船町山ノ神56-286	0565-46-1335	0565-46-1347	
	15	三和清掃(株)	A	C	485-0821	春日井市春日井上ノ町字上ノ町197-1	0568-79-2740	0568-79-8519	
	16	シバタ(株)	B	C	483-8271	江南市古知野町桃源46	0587-56-2948	0587-56-3178	
	17	(株)島田商店	A	BCD	486-0963	春日井市春日井町七ツ割60-7	0568-31-8910	0568-31-8926	
	18	(株)新栄工業	B	CD	484-0087	犬山市中山町2-37	0568-61-1844	0568-65-0948	
	19	(株)新栄重機	A	AC	485-0044	小牧市常普請1-127	0568-72-4224	0568-75-5708	
	20	(株)信徳	B	CD	480-0301	春日井市内津町283-3	0568-88-0675	0568-88-2294	
	21	(有)伸和環境	A	BCD	485-0003	小牧市東田中菖蒲池1288-1	0568-41-4192(本)	0568-41-6285(本社)	
	22	(株)進和美化工業	A	CD	485-0826	小牧市東田中1285-1	0568-73-5217	0568-73-0061	
	23	(有)杉本商店	B	C	480-0102	丹羽郡扶桑町高雄字郷東198	0587-93-4866	0587-93-9517	
	24	誠美社工業(株)	A	BCD	489-0071	瀬戸市暁町3-91	0561-86-8818	0561-86-8819	
	25	(株)相建	B	BCDE	461-0005	犬山市字樋池2-15	0568-69-5888	0568-68-3381	
	26	第一環境(株)	A	BCD	485-0007	小牧市久保一色南2-120	0568-72-2300	0568-72-2866	
	27	大和エネルフ(株)	B	CD	486-0845	春日井市瑞穂通6-17-1	0568-37-0010	0568-37-0011	
	28	大和エンタープライズ(株)	B	C	480-0142	丹羽郡大口町中小口4-66-1	0587-95-0810	0587-95-0817	
	29	坪井金属(有)	B	BCD	485-0826	小牧市大字東田中字車嶋2057番1	0568-73-9141	0568-73-9158	
	30	東海清掃(株)	A	C	470-0165	愛知郡東郷町清水4丁目11番地3	0561-39-3321	0561-38-1137	
	31	(有)東海美化	A	ABC	483-8305	江南市宮田神明町栄56-1	0587-57-7766	0587-57-6403	
	32	(株)東伸サービス	A	CD	470-0128	日進市淺田平子二丁目8番地	052-801-0775	052-801-0303	
	33	(株)東立テクノクラシー	B	CD	489-0859	瀬戸市山路町134-1	0561-87-3933	0561-87-3934	
	34	(有)徳川建設	A	AC	485-0056	小牧市春日寺1-23	0568-71-3517	0568-71-3518	
	35	トヨアケユニティ(株)	B	C	470-1161	豊明市栄町新左山1-777	0562-98-0200	0562-98-0221	
	36	(株)中西	A	C	470-1161	豊明市栄町高根103	0562-97-6925	0562-97-6379	
	37	(有)春日建材	B	C	485-0802	小牧市大草6197-1	0568-78-5841	0568-79-6720	
	38	日の出衛生保繕(株)	A	C	470-0111	日進市米野木町奥畠55	0561-72-0450	0561-73-2439	
	39	(有)平光商店	B	C	484-0871	犬山市前並91	0568-67-4088	0568-67-4085	
	40	フジ建設(株)	A	C	463-0004	名古屋市守山区吉根2-3006	052-739-1124	052-739-0660	
	41	(有)フジ商事	B	B	483-8085	江南市高屋町西里23	0587-54-4729	0587-54-4587	
	42	(株)フジモト	A	BC	486-0905	春日井市稻町3-4-7	0568-33-4489	0568-33-8639	
	43	(有)毎日リサイクル	A	C	486-0934	春日井市長塚町1-64	0568-35-2255	0568-35-2256	
	44	(株)丸江商事	A	C	484-0813	犬山市字山ノ日腰43-1	0568-67-0084	0568-67-7688	
	45	(株)丸和商会	B	C	470-0112	日進市藤枝町奥廻間1230-17	0561-74-0853	0561-74-0853	
	46	ミノキン(株)	B	D	480-0302	春日井市西尾町牧ノ下946-14	0568-88-6717	0568-88-6722	
	47	(株)三原興業	B	C	485-0802	小牧市大字大草字久捨2989	0568-79-6765	0568-79-6753	
	48	名環サービス(株)	A	CDE	487-0025	春日井市出川町2-31-2	0568-51-7272	0568-51-8727	
	49	(有)メンアットワーク青木	A	C	470-0162	愛知郡東郷町大字春木字屋敷3415-24		0561-38-4753	
	50	(有)山田商会	A	C	484-0084	犬山市大字犬山字南古券136	0568-63-2887	0568-63-2755	
	51	(有)リヨクリン	A	BCD	470-0103	日進市北新町福井182-153	0511-74-7800	0561-74-7810	

3-6 災害廃棄物処理協力会社一覧(令和2年10月1日現在)

1. 協力可能性調査の結果は、データベース化する。協力可能性調査は毎年4月に実施し、データを更新する。
2. 協力 : A協力する。B・費用面などの条件次第では協力する。
3. 業種 : A・撤去(解体を含む。) B・分別 C・収集・運搬 D・中間処理 E・最終処分 F・その他

支部	番号	会員名	協力	業種	郵便番号	住所	電話	FAX	メール
尾張南	1	アイサン建設(株)	B	ABC	474-0011	大府市横根町大猿尾158-1	0562-44-6522	0562-44-6524	
	2	(公財)愛知臨海環境整備センター	A	E	470-2300	知多市武豊町字三号地1番地	0569-89-7300	0569-89-7301	
	3	阿久比グリーン(株)	B	ABC	470-2211	知多郡阿久比町草木字栄16	0569-48-3203	0569-48-2826	
	4	(株)アグメント	A	C	470-2211	知多郡阿久比町大字草木字末広22	0569-48-3594	0569-48-3549	
	5	アルメック(株)	B	CD	474-0001	豊明市前後町三ツ谷1361	0562-97-7215	0562-97-8181	
	6	市田建設(株)	A	AD	479-0021	常滑市宇樽水東頭高32	0569-34-2858	0569-34-2810	
	7	-誠商事(株)	A	C	474-0053	大府市桜山町2丁目458	0562-47-7610	0562-46-3027	
	8	(株)伊藤商店	A	CD	477-0032	東海市加木屋町社山16-18	0562-34-4043	0562-33-3177	
	9	インセント(株)	B	CDE	474-0036	東浦町森岡上源吾36-71	0562-47-1380	0562-47-1381	
	10	上野工業(株)	A	C	478-0021	知多市南浜町11	0562-55-4087		
	11	(株)上野清掃社	A	C	476-0002	東海市名和町上大廻間23	052-604-5353	052-604-8446	
	12	(株)エイゼン	A	ABCD	470-2357	知多郡武豊町字沢田新田89-37	0569-72-3764	0569-72-3762	
	13	(株)エコトラストあいち	B	D	479-0003	常滑市金山字篠池92	0569-44-0301	0569-44-0302	
	14	エコムカワムラ(株)	B	D	503-0234	大府市宮内町7-159	0562-85-5371	0562-85-5372	
	15	(有)大井毎日	A	C	470-3501	知多郡南知多町大字大井字南側43-2	0569-63-0851	0569-63-2262	
	16	オオブユニティ(株)	A	D	474-0001	大府市北崎町駒場88	0562-47-0535	0562-47-0531	
	17	衣浦産業(株)	A	C	475-0062	知多郡東浦町大字藤江字南栄町1-75	0569-22-3137	0569-22-3137	
	18	久栄運輸(株)	A	C	475-0848	半田市日東町1-6 豊田メタル㈱内	0569-24-6067	0569-24-6067	
	19	協材碎石(株)	B	D	476-0001	東海市南柴田町二ノ割170-7	052-601-1677	052-601-3438	
	20	(有)クリーンサービス知多	A	C	470-2403	知多郡美浜町大字河和字小田71-119	0569-82-0017	0569-82-0074	
	21	(有)ケイ・サポート	B	C	448-0008	刈谷市今岡町西吹戸51-10	0566-91-7766	0566-91-7767	
	22	(有)孝和	A	B	475-0954	半田市十三塚町83番地の1	0569-20-5660	0569-20-5661	
	23	(株)榎原環境	B	CD	475-0925	半田市葭谷町1-52	0569-32-2877	0569-22-0744	
	24	三愛設備工業(有)	A	C	476-0002	東海市名和町戸石48-7	052-601-1213	052-601-0132	
	25	サンコーリサイクル(株)	A	CD	476-0002	東海市浅山三丁目190	052-601-8883	052-601-8863	
	26	三友産業(株)	A	ACD	476-0002	東海市名和町奥前9-1	052-601-2408	052-604-7836	
	27	(有)シュウエイ	A	C	470-3232	知多郡美浜町美浜緑苑1-14-9	0569-87-3110	0569-87-3110	
	28	(有)宗建土木	A	AC	476-0003	東海市荒尾町見晴4-1	052-601-9106	052-618-9226	
	29	(株)タゾノ開発	B	CD	475-0966	半田市岩滑西町4-53-1	0569-23-0229	0569-22-8376	
	30	ダイツー(株)	B	BC	474-0011	大府市横根町新江15-11	0562-44-7675	0562-44-7676	
	31	(株)知多環境保全センター	A	BC	470-3321	美浜町大字河和字小坂27	0569-62-1121	0569-62-1123	
	32	(株)中部リサイクル工業	B	C	475-0831	半田市11号地19-11	0569-24-0066	0569-24-1444	
	33	(株)テクア	A	C	479-0811	常滑市泉町1-44	0569-35-3817	0569-35-6823	
	34	トーエイ(株)	A	CD	470-2105	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ28-1	0562-83-3880	0562-84-6181	
	35	豊田ケミカルエンジニアリング(株)	B	D	475-0033	半田市日東町1-30	0569-24-9920	0569-24-9901	
	36	日活合成工業(株)	B	BCD	474-0001	大府市北崎町大島69	0562-46-5147	0562-46-1780	
	37	(株)日誠	B	C	478-0001	知多市八幡浦浜10-1	0562-33-0104	0562-33-4404	
	38	(株)野間砂鉱業所	A	C	470-3233	知多郡美浜町奥田石畑23他	0569-87-0137	0569-87-2475	
	39	ビューテック(株)	B	C	470-2514	知多郡武豊町旭1番地	0569-72-3237	0569-72-4512	
	40	(株)三四四	A	D	474-0055	常滑市久米字御林31-264	0569-89-9550	0569-89-9344	
	41	木材開発(株)	A	D	476-0006	東海市浅山3-3	052-601-4251	052-601-4252	

3-6 災害廃棄物処理協力会社一覧(令和2年10月1日現在)

1. 協力可能性調査の結果は、データベース化する。協力可能性調査は毎年4月に実施し、データを更新する。
2. 協力 : A・協力する。B・費用面などの条件次第では協力する。
3. 業種 : A・撤去(解体を含む。) B・分別 C・収集・運搬 D・中間処理 E・最終処分 F・その他

支部	番号	会員名	協力	業種	郵便番号	住所	電話	FAX	メール
西三河	1	(有)アースクリーン	A	C	448-0003	刈谷市一ツ木町八丁目11-2	0566-24-1438	0566-24-1426	
	2	(有)アイミ	A	C	447-0854	碧南市須磨町1-9	0566-41-4326	0566-42-5472	
	3	(株)アストプロズ	B		444-1213	安城市東端町明祥北10	0566-91-8607	0566-91-8608	
	4	(有)渥美商会	A	BCD	446-0025	安城市安城町天草38-2	0566-77-0553	0566-74-2628	
	5	(株)アルクス	A	C	444-0943	安城市東端町南用地52-1	0566-92-5401	0566-92-5402	
	6	(有)アンコム	B	C	446-0052	安城市福金町尾山14	0566-92-4060	0566-92-4050	
	7	アンジョウユニティ(株)	A	C	446-0052	安城市福金町大洲1-1	0566-92-6100	0566-92-6104	
	8	(有)生駒組	A	ABCD	444-0874	岡崎市竜美南1-9-5	0564-51-4825	0564-51-4803	
	9	石橋建設興業(株)	A	CD	447-0866	碧南市明石町7-10	0566-41-7255	0566-42-8155	
	10	井戸松建設興業(株)	B	ABC	448-0043	豊明市栄町道山8-18	0562-98-8415	0562-98-8415	
	11	(株)今井組	A	ACD	470-0344	豊田市保見町出口46	0565-48-1539	0565-48-1499	
	12	(株)エヌジェイエス	B	CD	444-0314	西尾市吉良町宮迫大上42-79	0563-35-3608	0563-35-3674	
	13	(有)エリアサービス	A	CD	444-0855	岡崎市真宮町3-16	0564-54-1234	0564-54-2345	
	14	(有)O. W. M	B	C	470-0335	豊田市亀首町山川35-2	0565-42-3141	0565-46-4395	
	15	(株)太田庄送	B	D	444-0246	岡崎市上三ツ木町字北稗田8	0564-43-3159	0564-43-5488	
	16	(株)大原工務店	A	D	445-0034	西尾市善明町中根原11番地35	0563-52-1441	0563-52-2112	
	17	岡崎技研(株)	B	CD	444-2134	岡崎市大樹寺1-12-3	0564-87-3922	0564-87-3920	
	18	岡崎リサイクルセンター(株)	A	CD	444-0855	岡崎市真福寺町字山ノ田55番地1	0564-45-5314	0564-45-7674	
	19	金山建設(株)	B	C	444-2202	豊田市松平町神田13	0565-58-0767	0565-58-2816	
	20	(株)兼高クリーンメンテ	B	C	448-0813	刈谷市小垣江町南諸19番地1	0566-28-6582	0566-28-7922	
	21	(有)兼元組	D		448-0813	刈谷市松栄町1-16-8	0566-23-8710	0566-22-4077	
	22	(株)紙藤	B	CD	444-0531	西尾市吉良町岡山石流1-5	0563-35-7718	0563-35-1212	
	23	(有)神谷商店	B	BC	444-3523	岡崎市藤川町小坂40-3	0564-72-8386	0564-72-8387	
	24	河木興業(株)	B	CD	470-0373	豊田市四郷町下古屋60-1	0565-45-0377	0565-45-6311	
	25	(有)河口商店	A	C	444-0075	岡崎市井田西町8-43	0564-24-1374	0564-23-1922	
	26	(株)企業処理サービス	A	ABCD	444-0855	岡崎市真宮町3-12	0564-54-2123	0564-54-2126	
	27	(株)キトー	A	BC	446-0061	安城市新田郷西3-8	0566-77-7373	0566-76-1411	
	28	吉良開発(株)	A	ABCD	444-0502	西尾市吉良町宮迫大105番地	0563-35-3368	0563-35-3373	
	29	(株)コスマクリーンサービス	A	C	444-0522	西尾市吉良町下横須賀加長割47-4	0563-35-1600	0563-35-3483	
	30	小松開発工業(株)	A	B	470-1201	豊田市豊栄町1-127	0565-28-2202	0565-28-4637	
	31	コメジ・ソシオ(株)	B	C	444-2216	豊田市九久平町築場26-3	0565-58-1100	0565-58-2258	
	32	(有)近藤開発	A	D	444-3441	岡崎市富尾町字若狭38-1	0564-84-2008	0564-84-2080	
	33	近藤商事土木(株)	A	CD	470-0373	豊田市猿投町樋泉86-2	0565-45-5105	0565-45-4130	
	34	(株)サニックス	B	DE	444-0244	岡崎市下青野町字川原崎18-1	0564-43-5571	0564-43-5758	
	35	サンエイ(株)	A	CD	448-0004	刈谷市泉田町西沖ノ河原1	0566-22-2114	0566-21-9119	
	36	三和油化工業(株)	B	CD	448-0002	刈谷市一里山町深田15	0566-35-3000	0566-35-3023	
	37	柴田興業(株)	A	C	444-0802	岡崎市美合町字五本松2-1	0564-55-8811	0564-55-8000	
	38	白濱建設(株)	A	C	444-0007	岡崎市大平町宇家下10番地1	0564-24-1161	0564-24-1180	
	39	新英運輸(株)	B	C	446-0054	安城市住吉町2-1-1	0566-93-1011	0566-73-5888	
	40	(株)鈴鍵	A	BCD	470-0312	豊田市中金町塚ノ本111-3	0565-41-2003	0565-42-1364	
	41	千田工業(株)	A	CD	441-1322	半田市瑞穂町6-24-1	0569-89-2755	0569-89-2755	
	42	(有)大宝産業	B	D	444-0406	西尾市一色町対米船原7	0563-73-6486	0563-73-6856	
	43	(株)タカキ興産	B	CD	444-3342	岡崎市才栗町字霧ヶ洞29番4	0564-27-7570	0564-27-7676	
	44	高浜衛生(株)	A	C	444-1314	高浜市論地町1-9-14	0566-53-0516	0566-52-7211	
	45	(株)竹内組	A	A	444-0806	岡崎市緑丘1-6-4	0564-52-1730	0564-52-6982	
	46	(有)大心実業	A	ACD	471-0803	豊田市泉町神高406-5	0565-80-1860	0565-80-6601	
	47	大徳運輸(株)	B	C	444-3334	岡崎市生平町保毛22-1	0564-27-6111	0564-27-6120	
	48	中央リサイクルセンター(株)	A	D	445-0031	西尾市家武町柳本122番地	0563-52-4501	0563-65-2066	
	49	中部保全(株)	A	BC	444-0834	岡崎市柱町字下荒子57-1	0564-51-1858	0564-51-0620	
	50	知立衛生(株)	B	C	472-0022	知立市山屋敷町見社21	0566-81-1426	0566-82-1919	

3-6 災害廃棄物処理協力会社一覧(令和2年10月1日現在)

1. 協力可能性調査の結果は、データベース化する。協力可能性調査は毎年4月に実施し、データを更新する。
2. 協力 : A・協力する。B・費用面などの条件次第では協力する。
3. 業種 : A・撤去(解体を含む。) B・分別 C・収集・運搬 D・中間処理 E・最終処分 F・その他

支部	番号	会員名	協力	業種	郵便番号	住所	電話	FAX	メール
西三河	51	寺井電気工業(株)	B	C	444-0943	刈谷市西境町本郷62-3	0566-91-5560	0566-36-7360	
	52	(株)トーアクリーン	A	C	444-1211	安城市根崎町東新切2-2	0566-92-7770	0566-92-7772	
	53	(株)東海カンパニー	B	CD	473-0908	豊田市宝町東田25	0565-24-4111	0565-24-6111	
	54	東環工業(株)	B	BC	471-0863	豊田市瑞穂町1-7	0565-32-5814	0565-32-6791	
	55	(株)藤和アスコン	A	CD	471-0846	豊田市田代町5-53	0565-33-8800	0565-33-8801	
	56	トヨキン(株)	B	D	471-0836	豊田市新宮58-1	0565-53-2280	0565-28-7585	
	57	豊田産業(株)	B	C	473-0911	豊田市本町寺田16-1	0565-52-3920	0565-52-9501	
	58	長坂建設興業(株)	A	AC	444-0502	西尾市吉良町上横須賀神ノ木24	0563-35-0501	0563-35-2567	
	59	長崎特殊工(株)	B	C	470-0328	豊田市勘八町勘八334番地3	0565-41-2220	0565-41-2212	
	60	(有)新實商店	A	C	444-0943	岡崎市矢作町字高繩手1	0564-31-4971	0564-31-8022	
	61	(株)日環サービス	B	D	444-1221	安城市和泉町中北153	0566-92-1190	0566-92-1190	
	62	(株)日邦	A	C	446-0001	安城市里町高根4-85	0566-97-9760	0566-98-5300	
	63	(有)花丘商事	A	BC	471-0051	豊田市花丘町1-17	0565-31-0276	0565-34-3566	
	64	ヒラテ産業(有)	B	BC	448-0855	刈谷市大正町6-203	0566-21-1456	0566-21-1429	
	65	ホーメックス(株)	B	C	471-0877	豊田市矢並町香沢219-3	0565-80-8800	0565-80-8807	
	66	豊栄化学(株)	A	C	473-0932	豊田市矢並町香沢219-3	0565-80-8800	0565-80-8807	
	67	(株)朋栄社	A	C	447-0862	碧南市相生町2-115	0566-48-2888	0566-48-0063	
	68	(株)堀江建材	A	ABC	447-0854	碧南市須磨町1-25	0566-48-3606	0566-48-2795	
	69	(株)毎日商会	A	CD	444-0922	岡崎市八帖南町琉球島6-2	0564-73-2211	0564-73-2212	
	70	三河アスコン協同組合	B	D	444-0826	西尾市吉良町瀬戸寄名山25	0563-35-0360	0563-35-0183	
	71	三河清掃(有)	B	C	446-0001	安城市東栄町5丁目21-21	0566-98-5431	0566-98-2610	
	72	三河舗材(株)	B	D	444-0324	西尾市寺津町四ノ割横道西41-3	0563-59-1146	0563-59-7114	
	73	三河リサイクルセンター(株)	B	D	444-0502	西尾市吉良町宮迫上69番地-1	0563-35-3000	0563-35-4343	
	74	三角建材(株)	A	C	445-0891	西尾市下町八幡下19-4	0563-56-5304	0563-57-1304	
	75	(有)村松商店	B	C	445-0027	西尾市尾花町前砂地14	0563-52-1130	0563-52-3774	
	76	(有)メイコウ工業	A	D	470-0214	みよし市明知町八和田山2-17	0561-33-2526	0561-34-3250	
	77	(有)モアテック産業	B	C	444-1304	高浜市豊田町1-214-10	0566-53-8530	0566-53-8531	
	78	モリ環境衛生センター(株)	A	BCD	471-0033	豊田市月見町1-1-5	0565-32-0356	0565-32-0355	
	79	山コ建材(資)	A	C	470-0347	豊田市大畑町三反田31-3	0565-48-8348	0565-48-2333	
	80	(有)ヤマス商社	B	D	444-1212	安城市根崎町上小久戸7-3	0566-92-6741	0566-92-6741	
	81	山田建材	A	CD	444-0314	西尾市吉良町宮迫御栗山1-257	0563-35-1692	0563-35-3302	
	82	大和興業(株)	B	C	448-0813	刈谷市小垣江町塩浜27-1	0566-23-2470	0566-22-6991	
	83	(有)豊クリーン	A	D	470-0309	豊田市西広瀬町神田734-3	0565-46-4861	0565-46-5131	
	84	(株)ワコー商事	B	BCD	470-0371	豊田市御船町山ノ神56-119	0565-46-0033	0565-46-0301	

3-6 災害廃棄物処理協力会社一覧(令和2年10月1日現在)

1. 協力可能性調査の結果は、データベース化する。協力可能性調査は毎年4月に実施し、データを更新する。

2. 協力 : A協力する。B・費用面などの条件次第では協力する。

3. 業種 : A・撤去(解体を含む。) B・分別 C・収集・運搬 D・中間処理 E・最終処分 F・その他

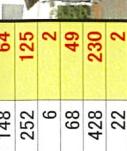
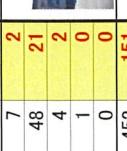
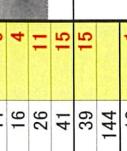
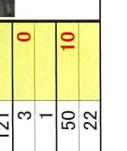
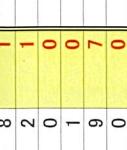
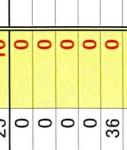
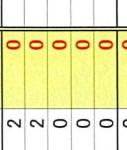
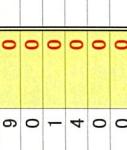
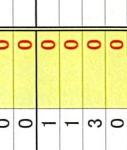
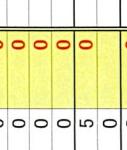
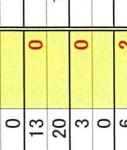
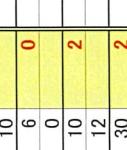
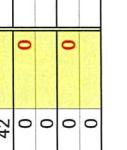
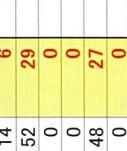
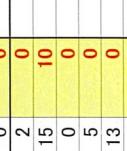
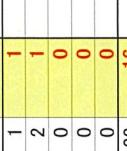
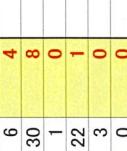
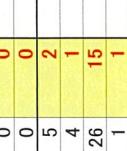
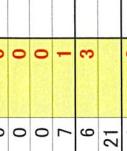
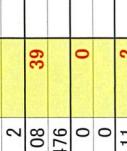
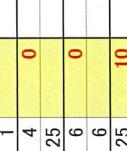
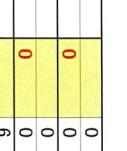
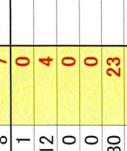
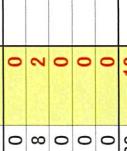
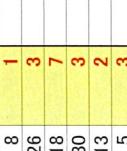
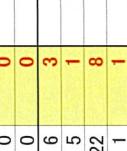
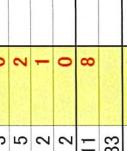
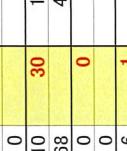
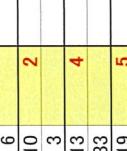
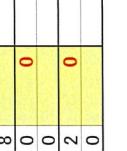
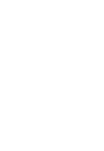
支部	番号	会員名	協力	業種	郵便番号	住所	電話	FAX	メール
東三河	1	愛知海運産業(株)	A	BC	441-8075	田原市田原町柳町6	0531-22-2140	0531-23-2005	
	2	愛知ラインリック(株)	B	CD	441-3115	豊橋市豊清町字茶屋ノ下119	0532-41-4551	0532-41-7455	
	3	アコー解体建工(有)	B	AC	442-0833	豊川市牛久保町岸下4-1	0533-89-1575	0533-89-1576	
	4	飯島物産(株)	A	CD	441-8016	豊橋市城下町字休場290-2	0532-23-6600	0532-23-6606	
	5	(株)石田商店	A	C	441-3212	豊橋市東赤沢町字東横横118	0532-21-2440	0532-21-3008	
	6	市原建設興業(株)	A	AC	440-0021	豊橋市多米町字蝉川33-361	0532-61-1026	0532-62-2632	
	7	(有)伊藤商事	B	C	442-0001	豊川市千両町糸宅11	0533-83-0053	0533-83-3810	
	8	(株)イモト	A	C	441-8077	豊橋市神野新田町字力ノ割70-3	0532-32-4661	0532-32-3931	
	9	エイト環境(有)	B	C	441-3415	田原市神戸町北山25-1	0531-23-3775	0531-23-3578	
	10	(有)エコサービス	B	C	441-8082	豊橋市往完町字郷社東27-1	0532-33-3533	0532-33-0348	
	11	エコテック(株)	B	D	441-8072	豊橋市船渡町字伝六34	0532-43-5317	0532-43-5316	
	12	(有)オーエヌ中村興業	B	ABC	442-0819	豊川市牧野町一丁目38番地	0533-85-8003	0533-85-8000	
	13	(株)カイテック	B	ABCD	441-8113	豊橋市西幸町字東脇211-1	0532-46-8196	0532-47-3670	
	14	(株)加藤解体工業	A	AC	442-0857	豊川市八幡町鐘録場92	0533-89-1611	0533-84-1191	
	15	(有)かね仙	A	C	441-1601	新城市川合字内具津29の5	0536-33-0221	0536-33-0222	
	16	加山興業(株)	A	ABCD	442-0008	豊川市南千両2-1	0533-89-0375	0533-84-3739	
	17	(株)河合組	B	BC	441-3432	田原市野田町弥次兵衛58	0531-25-0011	0531-25-0091	
	18	北河建設興業(株)	B	C	440-0095	豊橋市清須町字兵庫88	0532-31-2136	0532-31-2342	
	19	(株)クリエイト創美社	A	BC	441-1337	新城市八名井字皮林7-1	0536-26-1149	0536-24-5054	
	20	壽鑛業(株)	A	CD	441-3431	田原市白谷町東山103	0531-22-0753	0531-23-3464	
	21	サーラ物流(株)	B	C	441-0101	豊川市宿町野川1-27	0533-73-2991	0533-73-1077	
	22	三州建設(株)	A	AC	441-1315	新城市大海字中貝津16-6	0536-25-0062	0536-25-1036	
	23	(有)サンヨウ	B	C	441-3126	豊橋市富士見町607-1	0532-21-3858	0532-21-3857	
	24	(有)鳴田重機興業	B	AC	441-1205	豊川市大木町下綱手111	0533-93-3472	0533-93-4369	
	25	(有)清水商店	A	C	442-0061	豊川市穂ノ原三丁目14番地16	0533-86-8517	0533-86-8903	
	26	(有)松和メンテナンス	A	C	441-8152	豊橋市天伯町字天伯84	0532-47-4422	0532-47-6524	
	27	(株)ジェイビーシーズ	B	ACD	442-0007	豊川市千両町下ノ市場107番地2	0533-85-1551	0533-85-2867	
	28	神野オイルセンター(株)	A	BC	441-8077	豊橋市神野新田町字ホノ割20-1	0532-32-0869	0532-32-7415	
	29	(株)鈴木土建	B	C	440-0014	豊橋市南牛川町2-8-19	0532-63-3366	0532-61-7196	
	30	成和環境(株)	B	CD	440-0843	豊橋市東幸町字東明5番地	0532-63-5131	0532-63-5098	
	31	(有)タナカ興業	A	D	441-3146	豊橋市大岩町字北山6-911	0532-41-8989	0532-41-4152	
	32	大起建設(株)	A	ABCD	441-8073	豊橋市大崎町字笠松新田35-1	0532-25-3613	0532-25-3621	
	33	(株)ダイワ	A	C	441-8004	豊橋市吉前町字西吉前新田107-10	0532-34-0245	0532-34-0246	
	34	(株)テクノマックス	A	ABCD	441-3421	田原市田原町柳沢58-1	0531-24-0339	0531-24-0335	
	35	(有)手塚環境センター	B	C	442-0061	豊川市穂ノ原3-22-13	0533-83-2991	0533-83-2991	
	36	トピー海運(株)	B	C	441-8075	豊橋市神野心頭町3-15	0532-32-5115	0532-32-5347	
	37	(有)トモ工解体工業	A	AC	440-0835	豊橋市飯村南一丁目10-1	0532-63-7014	0532-26-2240	
	38	(株)トヨジン	A	BCD	441-1115	豊橋市石巻本町字高嶋53-1	0532-88-0534	0532-88-0098	
	39	豊橋市栄産業(有)	B	C	441-3114	豊橋市大岩町字小山塚26-1	0532-41-7300	0532-41-7336	
	40	パワーシステムサービス(株)	A	C	441-3103	豊橋市雲谷町字上ノ山65番地	0532-41-0311	0532-41-0372	
	41	(有)ビソーレ環境	A	ABCD	443-0036	蒲郡市浜町81	0533-69-8110	0533-69-8108	
	42	(株)紅久商店	A	ACD	441-8077	豊橋市神野新田町ノ割12	0532-32-8888	0532-32-8283	
	43	前芝建材(株)	B	AC	441-0152	豊橋市小坂井町才の木38-1	0533-72-2295	0533-72-2296	
	44	(有)前田運送	B	CD	442-0878	豊川市御油町池田20番地4	0533-87-0153	0533-87-0154	
	45	(有)松井工業	A	CD	440-0016	豊橋市牛川町字掘割667	0532-88-1234	0532-88-2775	
	46	(株)MARUKO	A	ABCD	441-8068	豊橋市富士見町269-2	0532-74-7258	0532-74-7259	
	47	(株)マルサワ	B	CD	441-3211	豊橋市伊古部町字東荒子41	0532-44-9011	0532-21-3406	
	48	(有)丸富	A	ABCD	440-0831	豊橋市西岩田1-6-6	0532-63-9688	0532-63-9671	
	49	(株)丸八	A	CD	441-3415	田原市野田町白山1-281	0531-25-1184	0531-23-3709	
	50	(株)丸義商店	B	ABCDE	441-1311	新城市須長字八幡1番地	0536-23-5390	0536-23-6694	

3-6 災害廃棄物処理協力会社一覧(令和2年10月1日現在)

1. 協力可能性調査の結果は、データベース化する。協力可能性調査は毎年4月に実施し、データを更新する。
2. 協力：A・協力する。B・費用面などの条件次第では協力する。
3. 業種：A・撤去(解体を含む。) B・分別 C・収集・運搬 D・中間処理 E・最終処分 F・その他

支部	番号	会員名	協力	業種	郵便番号	住所	電話	FAX	メール
東三河	51	三河物産(株)	B	CD	442-0061	豊川市穂ノ原3-14-8	0533-86-8138	0533-86-8924	
	52	(株)みかわや	B	ABC	441-8001	豊橋市野田町字野田10-3	0532-31-2563	0532-21-9085	
	53	(株)ミダック	B	CDE	431-3122	豊橋市東細谷町字一里山200	0532-65-7188	0532-65-7189	
	54	(株)明輝クリーナー	A	ABCD	441-8123	豊橋市若松町字中山101-34	0532-25-1026	0532-25-1227	
	55	名豊リクル(株)	A	B	441-8077	豊橋市神野新田町字トノ割29-1	0532-31-6481	0532-35-7730	
	56	(株)山治紙業	B	CD	441-0105	豊川市伊奈町並松167	0533-73-3005	0533-73-3004	
	57	(有)リサイクリング産業	A	CD	440-0004	豊橋市忠興3-3-17	0532-62-6385	0532-62-8798	

災害時における協力体制調査について(令和2年10月調査)

区分		積載容量・能力		名古屋支部		尾張西支部		尾張北支部		尾張南支部		東三河支部		県外		合計		備考		
		保有台数	協力可能台数・能力	保有台数	協力可能台数・能力	保有台数	協力可能台数・能力	保有台数	協力可能台数・能力	保有台数	協力可能台数・能力	保有台数	協力可能台数・能力	保有台数	協力可能台数・能力	保有台数	協力可能台数・能力	保有台数	協力可能台数・能力	
普通	ダンプ	2t (1~2.7)	41	20	7	0	20	8	13	7	45	22	14	6	8	1	148	64		
		3~5t	65	27	18	5	30	14	22	9	63	40	52	2	1	252	125			
		6~7.5t	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	6	0	6	2		
		8~9t	36	22	4	3	5	5	5	17	14	0	0	1	0	68	49			
		11t (9.8~11)	150	59	27	14	77	47	42	29	75	47	48	27	9	7	428	230		
	深ダンプ	13t (11.6~14)	1	1	0	0	0	0	0	0	21	1	0	0	0	0	22	2		
		15t~	3	3	0	0	0	0	0	0	8	7	0	0	25	10	36	20		
		2t	0	0	5	0	0	4	2	1	0	0	0	0	0	0	12	2		
		3~4t	8	8	20	4	6	5	15	3	12	4	15	10	0	0	76	34		
		6~7t	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0		
クレーン付	ダンプ	8~9t	14	1	4	3	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	23	4		
		9.6~15t	29	17	32	10	34	8	17	9	30	23	13	0	36	0	191	67		
		20~25t	30	4	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	32	6		
		1~3t	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	48	21		
		4~6t	11	9	10	4	11	5	4	0	8	2	2	1	2	0	4	2		
	クレーン付	7~9t	0	1	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
		10~15t	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		25t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		~2t	165	97	160	6	44	15	17	5	33	12	33	16	0	0	452	151		
		2.5~3.5t	35	15	11	13	17	9	4	0	8	1	6	4	9	0	90	42		
普通	トラック	4~4.5t	54	21	203	29	27	10	7	3	26	3	30	8	0	0	347	74		
		5~7t	17	6	42	6	3	1	1	0	18	7	1	0	1	0	83	20		
		8~10t	59	36	23	12	23	5	7	5	30	3	22	1	4	0	168	62		
		11~13t	13	9	167	0	0	0	0	0	13	2	3	0	0	0	196	11		
		14~19t	2	6	3	0	0	0	0	0	5	3	0	0	0	0	13	8		
	普通	20~22t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		25t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		~2t	16	5	6	3	7	4	1	0	6	3	5	2	1	0	42	17		
		3t (2.5~3.1)	22	6	9	1	3	1	1	0	5	1	4	1	1	0	45	10		
		4t (3.5~4)	34	7	28	11	19	11	2	22	8	26	15	3	0	0	152	62		
普通	トラック	5t (5~5.5)	1	2	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	5	6		
		6~6.5t	2	4	4	0	0	0	2	2	3	0	0	0	0	0	11	9		
		7t	9	0	0	0	0	0	2	2	5	2	0	0	0	0	16	4		
		8t	5	1	13	8	6	1	0	0	0	2	0	0	0	0	26	11		
		10~15t	24	8	7	5	1	1	0	0	2	0	7	1	0	0	41	15		
	運搬車両	車両	9	2	6	0	2	2	0	0	11	8	6	3	5	0	39	15		
		コンテナ	73	2	15	0	4	0	0	0	33	21	6	0	0	0	144	3		
		2.6~3t	1	0	1	0	0	0	4	0	0	0	6	0	0	0	12	1		
		6~6.5t	0	0	0	0	0	5	0	0	2	0	2	0	0	0	7	0		
		4t	134	46	62	26	61	24	42	11	110	30	108	39	13	0	530	176		
脱着装置付コンテナ車	コンテナ	5~5.5t	241	289	417	73	268	476	20	0	0	0	0	0	0	0	1,784	3		
		7~7.5t	10	2	1	1	0	4	3	6	0	0	0	0	0	0	3	12		
		8~9t	36	2	14	4	12	4	2	0	13	4	6	0	0	0	93	16		
		10~11t	18	22	14	8	4	4	2	0	33	6	11	2	6	2	212	43		
		12~15t	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0		
	車両	20~22t	34	0	5	1	9	9	0	1	22	8	8	9	0	0	50	10		
		車両	0	1	1	1	0	1	1	1	11	6	22	8	19	5	30	2	22	
		コンテナ	21	101	0	0	10	6	5	5	10	6	1	1	1	10	30	2	22	
		車両	25	6	17	6	11	6	22	8	19	5	25	10	11	2	30	2	22	
		コンテナ	18	22	14	8	4	4	2	0	8	8	9	0	0	0	42	121		

災害時における協力体制調査について(令和2年10月調査)

区分		積載・容量・能力		名古屋支部		尾張西支部		尾張東支部		西三河支部		東三河支部		工具外		合計		備考	
		保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数
ナビカ一車	2t (2~2.3)	26	10	6	0	35	2	3	1	7	3	13	8	7	1	6	0	109	28
	3~3.5t	2	0	0	0	14	14	43	1	133	15	36	5	10	1	0	0	66	8
	4t (4~4.4)	56	24	85	14	66	14	25	2	29	4	4	2	5	0	0	429	74	
	5~8t	70	17	41	5	62	11	1	1	1	1	1	0	1	0	0	236	41	
	10t~	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	
	4t	3	2	0	0	0	0	0	0	5	3	3	1	0	0	0	11	6	
	5t	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	6~7.5t	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	1	
	8~8.5t	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	4	3	
	10t	3	1	2	1	1	0	1	1	4	3	7	4	0	0	0	18	10	
重機運搬車	11t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	12t	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	1	
	13t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	15~18.5t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	20t~	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	
	2~3Kt	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	
	4Kt	19	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	5	
	5Kt	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6Kt	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	15	
	7~8Kt	18	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	12	
タンクローリー	10Kt	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	
	11~12Kt	18	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	24	0	
	13~14Kt	5	4	13	0	0	0	0	0	0	30	3	3	2	1	0	52	9	
	15~18Kt	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	
	23Kt	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	
	1000L	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1800~2000L	1	0	0	1	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	6	0	
	3000~5000L	2	1	3	0	15	2	26	4	31	10	5	2	4	0	0	82	19	
	6000~10000L	6	2	2	0	5	2	10	3	19	5	4	2	0	0	50	14		
	3~4t	22	10	7	1	7	6	3	0	19	3	4	2	0	0	62	22		
強力吸引車	5~6t	4	3	3	0	5	5	2	1	3	1	1	0	0	0	0	18	10	
	7~9t	4	3	0	0	0	0	0	0	9	2	3	1	0	0	0	16	6	
	10~13t	18	9	12	1	15	11	9	2	29	7	10	4	2	1	0	95	35	
	14~30t	2	0	0	0	1	0	0	0	11	0	1	0	0	0	0	16	0	
	1t	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	2~3t	6	1	1	0	1	0	3	1	3	2	0	0	0	0	0	14	4	
	4t	16	8	1	4	3	4	0	0	13	3	4	2	0	0	0	42	16	
	8t	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	
	1000~1800L	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2000~2700L	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ハキュームダンパー	3000~3200L	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	
	4000L	5	2	3	2	2	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	14	5	
	5000~6000L	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	3	
	8000~13000L	4	3	2	2	0	0	0	0	6	2	1	0	0	0	0	16	8	
	小型貨物(ハエン他)	1~2t	28	0	2	0	4	2	0	4	0	5	4	28	0	0	73	6	
	ユニツク車	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	
	スイバー	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	軽(トヨタ/ダンブ)	0.35t	2	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	7	2	
	タンク車	25t	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
	トレーラー	35t	3	0	1	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	13	
その他車種	F4	2	1	13	1	9	5	0	0	20	8	21	12	0	0	0	117	28	

災害時ににおける協力体制調査について(令和2年10月調査)

区分		積載容量・能力		名古屋支部		尾張西支部		尾張北支部		尾張南支部		東三河支部		工具外		合計		備考	
		保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数	保有台数	協力可能台数
		合数	57	11	25	7	26	14	21	6	55	20	52	27	7	3	243	88	
0.1~0.3m3		フォーク	17	9	12	10	19	11	11	1	11	1	11	1	1	1	79		
		フレーカー	11	4	8	7	11	3	3	0	0	0	0	0	0	45			
		ハサミ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0.4~0.5m3		合数	45	15	28	22	29	16	17	7	64	26	54	21	6	0	243	107	
		フォーク	17	7	8	10	35	12	12	8	16	0	0	0	0	93			
		フレーカー	17	1	3	2	38	10	83	20	61	33	37	2	388	129			
0.6~1.0m3		合数	90	23	28	12	51	29	3	17	12	0	0	0	0	66			
		フォーク	26	7	1	3	3	18	18	21	0	0	0	0	0	77			
1.2~1.6m3		合数	15	5	2	1	2	0	0	7	1	7	3	0	0	32	12		
		フォーク	5	0	1	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	13			
1.8~2.1m3		合数	1	1	3	1	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	14		
バック		フォーク	0	1	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	19	7	
2.5~4m3		合数	2	3	0	0	0	0	0	0	2	0	3	2	0	0	7	5	
		フォーク	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	3		
4.5m3		合数	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
		フォーク	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
7~8m3		合数	1	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	-	
		フォーク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2t		0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	4	-1		
3t		0	0	0	0	1	1	0	0	8	6	1	0	0	0	10	7		
3.5~4t		1	0	0	0	0	0	1	0	1	4	1	0	0	0	7	2		
5t		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
6t		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
7t		0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2		
8t		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1		
10t		1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1		
11~13t		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
15~16t		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2		
17~22t		2	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
25~38t		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0		
0.2~0.4m3		3	0	1	3	1	1	0	0	5	1	2	0	0	0	15	3		
0.45~0.5m3		3	2	3	1	3	3	1	1	0	1	1	1	1	1	15	9		
0.6~0.8m3		4	0	2	0	6	2	3	1	2	4	2	1	2	0	23	6		
0.9~1m3		14	1	8	1	5	2	0	0	11	2	14	0	2	1	0	8	2	
1.2~1.4m3		7	2	2	0	5	3	7	2	4	2	1	1	3	0	29	10		
1.5~1.9m3		1	1	1	0	2	0	2	1	5	0	10	5	0	0	21	7		
2.0~2.3m3		3	2	3	0	3	0	4	2	6	2	5	0	2	2	26	8		
2.5~3.0m3		8	2	0	0	3	2	5	1	13	4	6	0	0	0	35	9		
3.1~3.5m3		26	7	0	4	4	5	0	5	0	5	2	1	0	0	42	12		
3.6~4.3m3		2	1	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	9	3		
4.5~7.0m3		0	0	0	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5	0		
1~1.4t		15	2	3	2	4	2	8	0	13	0	5	1	3	0	51	7		
1.5t		24	15	11	5	12	7	11	3	43	10	6	0	1	0	108	40		
1.7~2.3t		64	9	11	13	3	25	1	29	4	31	4	6	5	5	179	27		
2.5t		41	13	23	5	13	2	20	3	42	10	43	10	31	2	213	45		
3t		36	1	11	3	5	2	14	2	6	3	10	8	1	0	83	19		
3.5t		8	1	9	5	7	1	6	0	4	2	16	9	0	0	50	18		
4~5.5t		93	2	7	3	5	3	1	0	1	0	7	3	0	0	114	11		
7~8t		3	0	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	2		
10t		1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1		
10t超		2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	2	



災害時における協力体制調査について(令和2年10月調査)

災害時における協力体制調査について(令和2年10月調査)

15条・8条許可施設

資機材調査表(その3)		単位:日		名古屋		名古屋		名古屋		名古屋		名古屋		名古屋	
区分	支節者名	名古屋	近畿	和土木構	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他
廃プラスチック類	焼却 1/h			破碎 697.6			埋立 30			破碎 1600			破碎 370		
コンクリートがら							埋立 30						破碎 370		
ガラスくず・瓦 金属くず	焼却 1/h						埋立 30						破碎 370		
小型家電 家電(4品目)													破碎運別 30		
動物の死体													破碎運別 30		
量													焼却 766		
タイヤ													破碎 370		
ソファー・ベッド													破碎 370		
ふとん													破碎 370		
廃散性薬業物(食品・農産物等)													焼却 766		
石膏ボード													埋立		
スプレー缶															
ガスボンベ															
太陽光パネル															
消火器															
不燃物(混合)															
発泡スチロール															
農業・化学薬品															
有機溶剤・塗料・油類															
感性薬業物															
省電力灯															
電池類															

15条・8条許可施設

資機材調査表(その3)		名古屋 樹脂・ビニル		名古屋 新生二才・樹		名古屋 フルタ工業株		名古屋 株式会社		名古屋 株式会社ハツ		名古屋 ㈱高士商行		名古屋 ㈱森郎組		名古屋 8条許可		名古屋 9条許可		名古屋 15条許可		尾張西 ㈱リバーライフ		
区分	支船名 事業者名	15条許可	8条許可	その他	15条許可	3条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他		
廃プラスチック類	破碎・圧縮・梱包RPF化 154.32	15条許可	8条許可	その他	15条許可	3条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他		
コンクリートがら																								
ガラスくず・瓦																								
金属くず	破碎 512	15条許可	8条許可	その他	破碎 3.94	15条許可	3条許可	その他	破碎 14.5	15条許可	8条許可	その他	破碎 10	15条許可	8条許可	その他	破碎 720	15条許可	8条許可	その他	破碎 105.7 m3/d	15条許可	8条許可	その他
災害廃棄物																								
家電(4品目)	破碎 154	15条許可	8条許可	その他	破碎 154	15条許可	8条許可	その他	破碎 264.2	15条許可	8条許可	その他	破碎 10	15条許可	8条許可	その他	破碎 105.7 m3/d	15条許可	8条許可	その他	破碎 105.7 m3/d	15条許可	8条許可	その他
小型家電	破碎 154	15条許可	8条許可	その他	破碎 154	15条許可	8条許可	その他	破碎 10	15条許可	8条許可	その他	破碎 10	15条許可	8条許可	その他	破碎 105.7 m3/d	15条許可	8条許可	その他	破碎 105.7 m3/d	15条許可	8条許可	その他
認定																								
動物の死体																								
量																								
タイヤ																								
ソフト・ペッド																								
ふとん																								
腐敗性廃棄物(食品・農産物等)																								
處理困難物																								
石膏ホート																								
スプレー缶																								
ガスボンベ																								
太陽光パネル	破碎 342	15条許可	8条許可	その他	破碎 342	15条許可	8条許可	その他	破碎 3.94	15条許可	8条許可	その他	破碎 10	15条許可	8条許可	その他	破碎 105.7 m3/d	15条許可	8条許可	その他	破碎 105.7 m3/d	15条許可	8条許可	その他
消火器																								
不燃物(混合)																								
発泡スチロール	破碎・圧縮・梱包RPF化 154.32	15条許可	8条許可	その他	破碎 3.94	15条許可	3条許可	その他	破碎 14.5	15条許可	8条許可	その他	破碎 10	15条許可	8条許可	その他	破碎 720	15条許可	8条許可	その他	破碎 105.7 m3/d	15条許可	8条許可	その他
農業・化學薬品																								
有機溶剤・塗料・油類																								
感染性廃棄物																								
有害廃棄物																								
蛍光灯																								
電池類																								

15条・8条許可施設

資機材調査表(その3)

単位:トン/日

区分	支部名	尾張西		尾張北		尾張北		尾張北	
		熱湯部着陸 15条許可	焼却 52.1	クリーン開発 15条許可	9条許可	その他	熱工両工業 15条許可	8条許可	その他
処分可能な災害廃棄物	コンクリートがら	焼却 96	焼却 96	埋立 (要相談)			破碎 1120		
ガラスくず・瓦		焼却 96	焼却 96	埋立 (要相談)					
金属くず		焼却 96	焼却 96	埋立 (要相談)					
家電(4品目)		焼却 96	焼却 96						
小型家電		焼却 96	焼却 96						
動物の死体		焼却 96	焼却 96						
量		焼却 96	焼却 96						
タイヤ		焼却 96	焼却 96						
ソファー・ベッド		焼却 96	焼却 96						
ふとん		焼却 96	焼却 96						
腐敗性廃棄物(食品・農産物等)		焼却 96	焼却 96						
石膏ボード		焼却 96	焼却 96						
スプレー缶		焼却 96	焼却 96						
ガスボンベ		焼却 96	焼却 96						
太陽光ハネル		焼却 96	焼却 96						
消火器		焼却 96	焼却 96						
不燃物(混合)		焼却 96	焼却 96						
発泡スチロール		焼却 96	焼却 96						
農業・化学薬品		焼却 96	焼却 96						
可燃性廃棄物		機械溶剤・塗料・油類 86	焼却 86						
有機溶剤		焼却 68	焼却 68						
蛍光灯		焼却 96	焼却 96						
電池類		焼却 96	焼却 96						

15条・8条許可施設

資機材調査表(その3)		支船名		尾張北		尾張東		尾張南		尾張南	
区分	事業者名	15条許可	8条許可								
廃プラスチック類											
コンクリートがら	破碎 640										
ガラスくず・瓦 金属くず 家電(4品目)	破碎 640										
小型家電											
動物の死体 量											
タイヤ											
ソファー・ベッド											
ふとん											
腐敗性廃棄物(食品・農産物等) 処理困難物											
石膏ボード スプレー缶 ガスボンベ											
太陽光パネル 消火器 不燃物(混合)											
発泡スチロール											
農業・化学薬品 可能有機溶剤・塗料・油類 感性性廃棄物 有害物 螢光灯 電池類											

15条・8条許可施設

資機材調査表(その3)

単位:t/日

		尾張南		尾張南		西三河		西三河		西三河		西三河		西三河	
支部名		(公財)愛知県資源循環センター		オオブユニティ株		佐太田庄送		佐太田庄送		橋崎建設興業㈱		橋崎建設興業㈱		固崎リサイクルセンター㈱	
区分	事業者名	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可
廃プラスチック類	埋立 有機物・ 浮遊不可				燃却 23.5										押出成形 324
コンクリートがら	埋立 有機物・ 浮遊不可				破碎 80.1										破碎 48
ガラスくず・瓦	埋立 有機物・ 浮遊不可														破碎 10
金属くず 家電(4品目)	埋立 有機物・ 浮遊不可														破碎 10
小型家電															破碎 20
動物の死体															押出成形 153
量															破碎 10
タイプ															破碎 10
ソファー・ベッド															破碎 10
ふとん															破碎 5
腐敗性廃棄物(食品・ 農産物等)															運別
處理困難物															
石膏ホート															
スプレー缶															
ガスボンベ															
太陽光パネル															
消火器															
不燃物(混合)															
発泡スチロール															押出成形 1
農業・化学生薬品															
処分可能物															
油類															
感染性廃棄物															
有害廃棄物															
蛍光灯															
電池類															

15条・8条許可施設

資機材調査表(その3)		西三河		西三河		西三河		西三河		西三河	
区分	支部名	事業者名	角近・横開発	8条許可	その他の 業者	8条許可	9条許可	その他の 業者	15条許可	9条許可	その他の 業者
廃プラスチック類				破碎 96							
コンクリートがら				破碎 320							
ガラスくず・瓦											
金属くず											
家電(4品目)											
小型家電											
動物の死体											
量											
タイヤ											
ソファー・ベッド											
ふとん											
腐敗性廃棄物(食品・農産物等)											
な 理 難 物											
石膏ボード											
スプレー缶											
ガスボンベ											
太陽光パネル											
消火器											
不燃物(混合)											
発泡スチロール											
農業・化粧品											
有機溶剤・塗料・油類											
感性廃棄物											
有 害 廃 棄 物											
蛍光灯											
電池類											

15条・8条許可施設

資機材調査表(その3)		西三河		西三河 山田建村		西三河 南豊クリーン		西三河 三和油化工業㈱		西三河 ㈱エヌエスイエス		西三河 千田工業㈱		西三河 ㈱アキ興産	
区分	支部名	支部名	三河リサイクルセンター㈱	15条許可	8条許可	15条許可	8条許可	15条許可	8条許可	15条許可	8条許可	15条許可	8条許可	15条許可	8条許可
廃プラスチック類	コンクリートがら	破碎		破碎 1440		破碎 96				焼却 10.16		破碎 3.61		破碎 346	
ガラスくず・瓦 金属くず	家電(4品目)					破碎 122.88				破碎 168.8		破碎 400		破碎 400	
小型家電	動物の死体									破碎 57.6				破碎 67	
量	タイヤ														
	ソファーベッド														
	ふとん														
腐敗性農業物(食品・農産物等) 処理困難物	石膏ホート														
スプレー缶															
ガスボンベ															
太陽光パネル															
消火器															
不燃物(混合)	発泡スチロール														
	農業・化学薬品													焼却 72	混合 160
	有機溶剤・塗料・油類														
	感染性廃棄物														
	蛍光灯														
	電池類														

15条・8条許可施設

資機材調査表(その3)

区分	事業者名	西三河		東三河		東三河		東三河		東三河	
		15条許可 トヨキニ株 8条許可	その他	15条許可 中央サクルサタ一株 8条許可	その他	15条許可 加山園業株 8条許可	その他	15条許可 街コシジン 8条許可	その他	15条許可 相ヒノゾー 8条許可	その他
処分可能な災害廃棄物	廃プラスチック類	破碎 250		破碎 440		破碎 955.2		破碎 31.2		破碎 2.72	
コンクリートがら	破碎 250			破碎 1814.16				破碎 4.08		破碎 4.08	
ガラスくず・瓦	破碎 250					破碎 1831.96				破碎 184	
金属くず	破碎 465					破碎 1532.04				破碎 4.24	
家電(4品目)	破碎 465									破碎 184	
小型家電	破碎 465									破碎 4.48	
動物の死体	焼却 12									破碎 4.48	
量	破碎 250			破碎 5				破碎 1.28		破碎 2.16	
タイヤ	破碎 250			破碎 20				破碎 2.72		破碎 4.24	
ソファー・ベッド	破碎 250			破碎 40				破碎 2.72		破碎 4.24	
ふとん	破碎 250			破碎 40				破碎 2.72		破碎 2.16	
腐敗性廃棄物(食品・農産物等)	焼却 12			焼却 5				破碎 4.5		破碎 4.5	
石膏ホード				還別 10				燒却 94		燒却 94	
スフレーザ				還別 1				破碎 4.09		破碎 4.09	
ガスボンベ								埋立 (穴開)		空開	
太陽光ハネル											
消火器											
不燃物(混合)				破碎 60							
発泡スチロール				押出成形 20				滅容 0.333		燒却 30	
農業・化粧薬品											
有機溶剤・塗料・油類				焼却 1				燒却 69.9m ³		燒却 69.9m ³	
感染性廃棄物				焼却 4				燒却 94		燒却 94	
有害廃棄物				焼却 1.8							
螢光灯				破碎 4.8							
電池類				破碎 4.3							

15条・8条許可施設

資機材調査表(その3)		東三河		東三河		東三河		東三河	
区分	支部名	支部名	備MARIKO	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名	支部名
廃プラスチック類	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他	15条許可	8条許可	その他
コンクリートがら	破碎 200	破碎 200	破碎 10	破碎 10	破碎 720	破碎 720	破碎 192	破碎 192	破碎 4.73
ガラスくず・瓦			破碎 200						
金属くず			破碎 200						
家電(4品目)									
小型家電									
動物の死体									
タイヤ									
ソファー・ベッド									
ふとん									
腐敗性廃棄物(食品・農産物等)			焼却 20						
石膏ホーネ									
スプレー缶									
ガスボンベ									
太陽光パネル									
消火器									
不燃物(混合)									
発泡スチロール									
農業・化学薬品									
有機溶剤・塗料・油類									
感性性廃棄物			焼却 20						
有害廃棄物			蛍光灯						
電池類									

3-6-4 災害廃棄物処理に要する単価

2020/11/13 9:40

参考

【建設廃棄物 収集・運搬】

車種	摘要	単位	単価		
			下限	平均	上限
2トンダンプ車	片道距離概ね25km	1回当たり	16,000	~	21,000 ~ 30,000
	片道距離概ね75km	1回当たり	25,000	~	40,000 ~ 55,000
4トンダンプ車	片道距離概ね25km	1回当たり	18,000	~	25,000 ~ 40,000
	片道距離概ね75km	1回当たり	35,000	~	45,000 ~ 55,000
10トンダンプ車	片道距離概ね25km	1回当たり	30,000	~	40,000 ~ 50,000
	片道距離概ね75km	1回当たり	50,000	~	65,000 ~ 80,000
ウイング車	片道距離概ね25km	1回当たり	30,000	~	40,000 ~ 50,000
	片道距離概ね75km	1回当たり	50,000	~	65,000 ~ 80,000
4トンコンテナ車 (6~8m ³)	片道距離概ね25km	1回当たり	20,000	~	50,000 ~ 80,000
	片道距離概ね75km	1回当たり	50,000	~	100,000 ~ 150,000
フルトレーラー車	片道距離概ね25km	1回当たり	58,000	~	89,000 ~ 120,000
	片道距離概ね75km	1回当たり	76,000	~	138,000 ~ 200,000
巡回収集	パッカ一車	1車当たり	27,000	~	31,000 ~ 35,000
	ユニック車	1車当たり	18,000	~	21,500 ~ 25,000

備考:

- ◇支払い条件は協議支払日とし、県・市町村の支払いに準ずる。(消費税別)
- ◇廃材は1か所に集積されていること。
- ◇特別な積込作業等を必要とする場合は、別途料金とすること。
- ◇有料道路代、フレコン代、コンテナ設置費用、夜間・休日等別途料金とすること。
- ◇中間処理費・最終処分費は含まない。
- ◇摘要欄の「概ね25km」とは近距離をさし、「概ね75km」とは遠距離をさす。

【建設汚泥 収集・運搬】

車種	摘要	単位	単価		
			下限	平均	上限
10トン平ダンプ車	片道距離概ね25km	1回当たり	17,000	~	31,000 ~ 50,000
	片道距離概ね75km	1回当たり	50,000	~	67,500 ~ 100,000
10トンタンクコンテナ車	片道距離概ね25km	1回当たり	21,000	~	43,500 ~ 60,000
	片道距離概ね75km	1回当たり	26,400	~	88,750 ~ 120,000
4トンバキューム車	片道距離概ね25km	1回当たり	60,000	~	60,000 ~ 70,000
	片道距離概ね75km	1回当たり	75,000	~	96,000 ~ 120,000
大型バキューム車	片道距離概ね25km	1回当たり	70,000	~	84,000 ~ 100,000
	片道距離概ね75km	1回当たり	100,000	~	130,000 ~ 150,000

備考:

- ◇支払い条件は協議支払日とし、県・市町村の支払いに準ずる。(消費税別)
- ◇廃材は1か所に集積されていること。
- ◇強力吸引車等の積込作業等を必要とする場合は、別途料金とすること。
- ◇有料道路代、フレコン代、コンテナ設置費用、夜間・休日等別途料金とすること。
- ◇中間処理費・最終処分費は含まない。
- ◇摘要欄の「概ね25km」とは近距離をさし、「概ね75km」とは遠距離をさす。

【中間処理】

名称	摘要	単位	単価		
			下限	平均	上限
コンクリート塊(無筋)	30cm以下	t	800	~	5,000 ~ 12,000
	30cm超	t	1,200	~	6,000 ~ 15,000
コンクリート塊(有筋)	30cm以下	t	1,200	~	7,000 ~ 17,000
	30cm超	t	1,800	~	9,000 ~ 22,000
アスファルト塊	40cm以下	t	800	~	6,600 ~ 16,000
	40cm超	t	1,200	~	6,700 ~ 16,000
可燃物	紙くず、繊維くず、木くず	kg	50	~	86 ~ 200
可燃物	断熱材	kg	50	~	82 ~ 150
可燃物	スプレー缶	kg	500	~	415 ~ 600
木くず(再生)	破碎後資源化	kg	10	~	13 ~ 15
廃タイヤ	破碎後資源化	kg	~	~	30 ~
石膏ボード	再生	kg	~	~	40 ~
家電リサイクル品以外の家電	破碎後資源化	kg	~	~	60 ~
金属くず		kg	20	~	23 ~ 30
硬質廃プラスチック類	破碎選別後資源化	kg	80	~	140 ~ 200
軟質廃プラスチック類	破碎選別後資源化	kg	50	~	125 ~ 200
不燃物(がれき類 その他)	再生不可(埋立)	t	40,000	~	50,000 ~ 60,000
新築系混合廃棄物	石膏ボードを除く	kg	35	~	60 ~ 100
解体系混合廃棄物	石膏ボード混入	kg	50	~	90 ~ 140
	石膏ボードを除く	kg	35	~	120 ~ 300
	石膏ボード混入	kg	75	~	200 ~ 400

備考:

- ◇支払い条件は協議支払日とし、県・市町村の支払いに準ずる。(消費税別)
- ◇二次製品及び再生できないがれき類は別途料金とする。
- ◇コンクリート塊・アスファルト塊には、他の廃棄物が混入していないものとする。特大ガラは除外する。

【労務単価】(令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価)

名称	単価(円/日)
主任技術者	69,800
主任技師	55,300
特殊作業員	23,700
普通作業員	20,300
運転手(特殊)	23,300
運転手(一般)	21,100

参考

備考:

◇本単価は所定労働時間内8時間当たりの単価である。

◇時間外、休日及び深夜の労働について割増賃金、通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当等は含まない。

◇本単価は労働者に支払われる賃金にかかるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。

【レンタル単価】

名称	摘要	月極	日極単価	保証料	基本料
バックホウ	0.25m ³	160,000	14,000	1,100	3,000
	0.46m ³	220,000	19,000	1,300	4,000
	0.70m ³	350,000	30,000	1,600	5,000
ホイローダ	0.3m ³	81,000	6,000	600	2,000
	0.4m ³	90,000	8,000	600	2,000
	0.5m ³	100,000	9,000	600	2,000
	0.6m ³	106,000	9,500	600	2,000
	0.9m ³	130,000	11,000	800	3,000
	1.3m ³	198,000	17,000	800	3,000
	1.6m ³	269,000	24,000	800	3,000
	2.0m ³	338,000	29,000	1,000	4,000
	3.0m ³	396,000	33,000	1,000	4,000
	3.4m ³	412,000	39,000	1,300	5,000
	3.7m ³	480,000	43,000	1,500	5,000
	4.0m ³	580,000	51,000	1,500	5,000
	5.0m ³	900,000	78,000	1,800	8,000
クラッシャー	廃棄物 600*370mm	1,500,000	130,000	1,500	100,000
	廃棄物 816*475mm	1,800,000	150,000	2,000	100,000
	廃棄物 960-1050*500-530	2,500,000	220,000	2,500	100,000
	一次破碎 800*550mm	3,200,000	280,000	2,500	100,000
	一次破碎 1060*700mm	4,000,000	360,000	2,500	100,000
木材リサイクル	100m ³ /h	2,500,000	220,000	2,500	100,000
	140m ³ /h	4,500,000	390,000	2,500	100,000
	30PS	540,000	48,000	1,000	5,000
	40PS	860,000	75,000	1,000	5,000
	156PS	4,000,000	360,000	1,500	100,000
スクリーン	スクリーン	2,700,000	240,000	1,500	100,000
	振動型スクリーン	2,000,000	180,000	1,500	80,000
	フィンガースクリーン	3,500,000	290,000	2,000	100,000
	小型自走式スクリーン(3*8)	1,000,000	85,000	1,500	80,000
	小型自走式スクリーン(4*8)	1,300,000	115,000	1,500	80,000
土質改良機	土質改良機(60t/h)	2,000,000	180,000	2,000	100,000
	土質改良機(200t/h)	2,500,000	220,000	2,000	100,000
磁力選別機	吊下式磁選機	650,000	58,000	0	0

【重機運搬費レンタル単価】

実車距離	4t車	12t車	16t車	26t車	34t車
	~0.15m ³	~0.45m ³	幅だし等	~01.2m ³	~2.0m ³
~30km	15,000	21,000	25,000	40,000	55,000
~40km	17,000	25,000	30,000	45,000	60,000
~50km	19,000	30,000	34,000	50,000	75,000
~60km	22,000	35,000	38,000	55,000	79,000
~70km	24,000	40,000	43,000	58,000	85,000
~80km	27,000	45,000	48,000	64,000	95,000
~90km	29,000	50,000	52,000	70,000	100,000
~100km	31,500	55,000	55,000	76,000	110,000
~200km	48,000	80,000	85,000	※1 115,000	※2 180,000
~300km	69,000	112,000	120,000	※1 155,000	※2 245,000
~400km	90,000	150,000	155,000	※1 195,000	※2 325,000
~500km	112,000	185,000	190,000	※1 250,000	※2 400,000
一日常備 8:00～17:00	40,000	60,000	80,000	100,000	150,000

備考

◇2.0m³は、キャットワーク(ステップ)を取り外しての輸送とするか、格納式に改良をお願いする。

◇軽油価格の大幅な変動があった場合は、その都度協議する。

※1 クローラ幅を輸送用に狭めること。

※2 クローラ幅を狭め、ステップは取り外す。本体・ブーム幅が狭い場合は※1と同じ。

3-7 大規模災害時の緊急連絡リスト（公的機関等及び愛知県の災害拠点病院）

1. 公的機関等

連絡先	名称	電話
警察署 110	熱田警察署	052-671-0110
消防署 119	熱田消防署	052-671-0119
救急車 119		
ビル管理会社	(株) フクマル	052-681-6861
電話	NTT西日本	113、携帯からは0120-444-113
緊急通報システム	(株)イーネットソリューションズ 営業統括本部 西日本営業部 中部グループ	052-209-9195
水道	名古屋市下水道局	052-884-5959
電力	中部電力熱田営業所	0120-985-710

2. 愛知県の災害拠点病院

令和2年6月1日現在

病院名	所在地	種類	広域2次救急医療圏
(独) 地域医療機能推進機構 中京病院	名古屋市南区	中核	名古屋
(独) 労働者健康安全機構 中部労災病院	名古屋市港区	地域	名古屋
(独) 国立病院機構 名古屋医療センター	名古屋市中区	中核	名古屋
名古屋記念病院	名古屋市天白区	地域	名古屋
名古屋市立大学病院	名古屋市瑞穂区	中核	名古屋
名古屋市立東部医療センター	名古屋市千種区	地域	名古屋
名古屋市立西部医療センター	名古屋市北区	地域	名古屋
名古屋大学医学部附属病院	名古屋市昭和区	地域	名古屋
名古屋第一赤十字病院	名古屋市中村区	中核	名古屋
名古屋第二赤十字病院	名古屋市昭和区	中核	名古屋
名古屋掖済会病院	名古屋市中川区	中核	名古屋
津島市民病院	津島市	地域	海部
厚生連 海南病院	弥富市	中核	海部
厚生連 江南厚生病院	江南市	中核	尾張北部
小牧市民病院	小牧市	中核	春日井小牧
春日井市民病院	春日井市	中核	春日井小牧
愛知医科大学病院	長久手市	基幹	尾張東部
藤田保健衛生大学病院	豊明市	基幹	尾張東部
公立陶生病院	瀬戸市	中核	尾張東部

次ページに続く

2. 愛知県の災害拠点病院（続き）

病院名	所在地	種類	広域2次救急医療圏
一宮市立市民病院	一宮市	中核	尾張西北部
総合大雄会病院	一宮市	中核	尾張西北部
厚生連 稲沢厚生病院	稲沢市	地域	尾張西北部
半田市立半田病院	半田市	中核	知多
厚生連 知多厚生病院	知多郡美浜町	地域	知多
公立西知多総合病院	東海市	地域	知多
トヨタ記念病院	豊田市	中核	豊田加茂
厚生連 豊田厚生病院	豊田市	中核	豊田加茂
厚生連 安城更生病院	安城市	中核	衣浦西尾
刈谷豊田総合病院	刈谷市	中核	衣浦西尾
西尾市民病院	西尾市	地域	衣浦西尾
岡崎市民病院	岡崎市	中核	岡崎額田
新城市民病院	新城市	地域	東三河山間
豊川市民病院	豊川市	地域	東三河平坦
(独) 国立病院機構 豊橋医療センター	豊橋市	地域	東三河平坦
豊橋市民病院	豊橋市	中核	東三河平坦

※令和2年6月1日現在、平成29年4月1日から変更なし

※災害拠点病院の種類のうち、

「基幹」は、基幹災害拠点病院（2か所）

「中核」は、地域中核災害拠点病院（20か所）

「地域」は、地域災害拠点病院（13か所）

広域2次救急医療圏	第1次救急医療機関の後方病院として、入院又は緊急手術を要する救急患 者の医療を担当する医療機関を第2次救急医療機関といい、いくつかの病院が共同連帯して輪番方式で対応する。 この輪番方式を組む地域が広域2次救急医療圏となる。
基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院の機能のほか、県内全域の災害拠点病院の機能を強化するための訓練・研修機能を有する。
地域中核災害拠点病院	広域2次救急医療圏の中核医療機関として当該地域の災害拠点病院のとりまとめのほか、当該地域の災害医療体制を強化する機能を有する。
地域災害拠点病院	原則として新たに指定される災害拠点病院とし、地域中核災害拠点病院と連携して地域の災害医療体制の向上に努める。

3-8 大規模災害時の緊急連絡リスト(愛産協役員・支部等責任者・事務局)

(役員)

(令和4年5月16日現在)

役職	氏名	会社名	携帯	電話番号	携帯	メール	会社
会長	永井 良一	永一産商(株)		052-303-2282		nagai@eiiichi-s.com	
副会長	中野 兼司	(株)東伸サービス		052-801-0775		nakano@toshin-s.com	
専務理事	堀部 隆司	(一社)愛知県産業資源循環協会		052-332-0346		info@aisankyouu.com	
常務理事	新美 三良	(有)三洋サークル		052-711-2395		sanyo-service@sf.starcat.ne.jp	
常務理事	伊藤 泰雄	(株)ダイセキ		052-611-6321		y_ito@daiseki.co.jp	
理事	金田 英和	サンコーリサイクル(株)		052-601-8883		kaneda@sanko-re.co.jp	
理事	富田 昭夫	(株)富田商店		0568-23-3221		info@tomitashouten.co.jp	
理事	相木 徹	オオブユニティ(株)		0562-47-0555		toru@obuunity.co.jp	
理事	松井 忠博	(有)松井工業		0532-88-1234		matsui6311@matsui-inc.co.jp	
理事	土田 浩通	(一社)愛知県建設業協会		052-243-0885		hr-tsughida@aikenkyo.or.jp	
理事	東久保真弓	(有)愛知環境センター		0587-95-5317		mayumi@aichi-eco.co.jp	
理事	清水 善実	(株)シミズ		052-612-1490		yr04430@nifty.com	
理事	山本 浩也	(株)ダイセキ環境ソリューション		052-819-5310		h_yamamoto@daiseki-eco.co.jp	
理事	南村 朋幸	大和エンタープライズ(株)		0587-95-0810		ceo@daiwaep.co.jp	
理事	鬼頭 秀幸	(有)リサイクリング産業		0532-62-8798		kito@recyclingsangyo.com	
理事	金田 英和	サンコーリサイクル(株)		052-601-8883		kaneda@sanko-re.co.jp	
理事	石山 勝範	(株)エヌジエイエス		0563-59-8814		hikinami7@katch.ne.jp	
理事	藤本 和也	(株)ワールド・クリーン		0587-21-9360		fujimoto@worldclean.co.jp	
理事	今村 昌根	(株)新栄重機		0568-47-0210		j_imamura@shinei-corp.co.jp	
理事	金井 邦剛	(株)企業処理サービス		0564-54-2123		k-kanai@kss-k.jp	
理事	山田 修三	東亞合成(株)		052-611-9804		shuzou.yamada@mail.togosei.co.jp	
監事	鶴山 圭一	(株)星野産商		0567-52-0300		tsuryama@hoshino-i.com	
監事	丹羽 康介	(株)鈴鏡		0565-41-2003		niwa@szken.co.jp	

3-8 大規模災害時の緊急連絡リスト(愛産協役員・支部等責任者・事務局)

(支部責任者)

(令和4年5月16日現在)

支 部	氏 名	会 社 名	電 話 番 号		携 帯		E メ ー ル	
			携 帯	会 社	携 帯	会 社	携 帶	会 社
名古屋	永井 弘児	永一産商(株)		052-303-2282			koji.nagai@eichi-s.com	
	山本 英之	明倫運輸(株)		052-604-7611			mkc@meirin.com	
	浅井 明利	(有)浅井商店		052-671-1787			a_asai@53zero.net	
尾張西	富田 昭夫	(株)富田商店		0568-23-3221			info@tomitashouten.co.jp	
	佐藤 智和	高和興業(株)		0567-55-0002			tomokazu.s@kouwa-k.jp	
	中島 博史	昭栄金属(株)		0586-76-3211			h-nakashima@shoei-steel.com	
尾張北	南村 朋幸	大和エンタープライズ(株)		0587-95-0810			ceo@daiwaep.co.jp	
	今村 昌根	(株)新栄重機		0568-47-0210			j_imamura@shinei-corp.ocn.ne.jp	
	鈴木 隆真	(有)リヨクリン		0561-74-7800			ryuma.s@ryokurin.co.jp	
尾張南	金田 英和	サンコーリサイクル(株)		052-601-8883			kaneda@sanko-re.co.jp	
	中嶋 久則	久栄運輸(株)		0569-21-2268			kyuei-unyu@cyber.ocn.ne.jp	
	都筑 章	(株)野間砂鉱業所		0569-87-0137			akira.tsuzuki@nomasuna.co.jp	
西三河	石山 勝範	(株)エヌジエイエス		0563-59-8814			hikinami7@katch.ne.jp	
	渥美 和男	(有)渥美商会		0566-77-0553			atm-0553@bc4.so-net.ne.jp	
	金井 邦剛	(株)企業処理サービス		0564-54-2123			k-kanai@kss-k.jp	
	鬼頭 秀幸	(有)リサイクリング産業		0532-62-8798			kito@recyclingsangyo.com	
東三河	竹内 詩通夫	三州建設(株)		0536-25-0062			sansyu@deluxe.ocn.ne.jp	
	清水 宏臣	(有)清水商店		0533-86-8517			eco_ss@f3.dion.ne.jp	

(青年部)

役 職	氏 名	会 社 名	電 話 番 号		携 帯		E メ ー ル	
			携 帯	会 社	携 帯	会 社	携 帶	会 社
会 長	天野 譲明	岡崎技研(株)		0564-87-3922			amano@okazakigiken.co.jp	
副会長	松永 幸	(株)三洋商店		052-692-2215			matsubaga@sanyoshoten.jp	
副会長	宮下 雄一郎	(株)川マテリアル		052-763-6697			y.miyashita@ishikawa-material.co.jp	
(事務局)								
役 職	氏 名	会 社 名	携 帯	会 社	携 帯	会 社	携 帶	会 社
事務理事	堀部 隆司							
事務局長	小坂 元信	(一社)愛知県産業資源循環協会						info@aisankyou.com
環境アドバイザー	小野田 敏也							

3-8 大規模災害時の緊急連絡リスト(支部役員)

名古屋支部

名古屋支部				令和4年5月16日現在		
	氏名	会社名	電話	携帯電話	会社電話	携帯メール
支部長	永井 弘児	永一産商(株)			052-303-2282	koji.nagai@eiichi-s.com
副支部長	山本 英之	明倫運輸(株)			052-604-7611	mkc@meirin.com
副支部長	浅井 明利	(有)浅井商店			052-671-1787	a_asai@53zero.net

会 計	平野 範之	フルハシEPO(株)	052-665-3011			hirano-n@fuluhashi.co.jp
委 員	新美 三良	(有)三洋サービス	052-711-2395			sanyo-service@sf.starcat.ne.jp
委 員	清水 善実	(株)シミズ	052-612-1490			yr04430@nifty.com
委 員	松原 高治	(株)ユニオントラベル	052-623-5342			takaharu@union-service.co.jp
委 員	古賀 正明	名古屋コシテナ(株)	052-303-1101			koga@meicont.co.jp
委 員	西山 幸光	(株)西山商店	052-692-2393			t-maki@nishiyama-shoten.com
委 員	小野島 常夫	ヤマケン(株)	052-521-7333			t.onojima@e-yamaken.net
委 員	伊藤 泰雄	(株)ダイセキ	052-611-6321			y_ito@daiseki.co.jp
委 員	近藤総一郎	近藤産興(株)	052-614-0339			soichi@nandemo.co.jp
委 員	山本 浩也	(株)ダイセキ環境ソリューション	052-819-5310			h_yamamoto@daiseki-eco.co.jp
委 員	平岡 靖教	(株)南部企業	052-653-1725			y.hiraoka@nanbukigyo.co.jp

※個人情報の取扱いには、十分に注意をお願いします。

3-8 大規模災害時の緊急連絡リスト(支部役員)

尾張西支部						令和4年5月16日現在
	氏名	会社名	携帯電話	電話	携帯メール	Eメール
支部長	富田 昭夫	(株)富田商店		0568-23-3221		info@tomitashouter.co.jp
副支部長	佐藤 智和	高和興業(株)		0567-55-0002		tomokazu.s@kouwa-k.jp
副支部長	中島 博史	昭栄金属(株)		0586-76-3211		h-nakashima@shoei-steel.com
会計	加藤 憲史	(株)海部清掃		052-441-5353		s.kato@amaseisou.co.jp
委員員	新家 義彦	(有)ホクトサービス		052-502-5950		hokutoservice122@kmj.bigmboe.ne.jp
委員員	鶴山 圭一	(株)星野産商		0567-52-0300		tsuruyama@hoshino-i.com
委員員	伊藤 智織	(株)宮崎		052-409-2281		tomoori.ito@miyazaki-recycle.com
委員員	鬼頭 弘	丸真(株)		0587-23-5181		ms0587@eco.ocn.ne.jp
委員員	伊藤 大蔵	(有)丸公建材		0586-77-0546		marukou-k@lucky.odn.ne.jp
委員員	藤本 和也	(株)ワールド・クリーン		0587-21-9360		fujimoto@worldclean.co.jp
委員員	杉山 英孝	(株)IBミヤザワ		052-445-0014		ibmiyazawa@royal.ocn.ne.jp
委員員	東 昌克	(株)クリンテック		0567-95-2931		m.higashi@3r-cleantec.com
委員員	平沼 伸基	(株)リバイブ		0567-65-8870		hiranuma-n@revive.inc
委員員	鈴木 敏弘	(株)KANKYO HANDS		0567-31-6802		kankyohand@earth.ocn.ne.jp

※個人情報の取扱いには、十分に注意をお願いします。

3-8 大規模災害時の緊急連絡リスト(支部役員)

尾張南支部

令和4年5月16日現在

	氏名	会社名	電話	携帯メール	メール
支部長	金田 英和	サンコーリサイクル(株)	052-601-8883		kaneda@sanko-re.co.jp
副支部長	中嶋 久則	久栄運輸(株)	0569-21-2268		kyuei-unyu@cyber.ocn.ne.jp
副支部長	都筑 章	(株)野間砂鉄鉱業所	0569-87-0137		akira.tsuzuki@nomasuna.co.jp

会計	瀬戸 雅也	協材碎石(株)	052-601-1677		saiseki@kyouzai.co.jp
委員	相木 徹	才オブユニティ(株)	0562-47-0535		toru@obuunity.co.jp
委員	永田 喜裕	(株)エイゼン	0569-72-3764		info@e-eizen.com
委員	尾之内健統	(株)日誠	0562-33-0140		eigyou1@gu-pi-pa.co.jp
委員	平村 圭雨	(株)テクア	0569-35-3817		keiu@teca-tsp.co.jp
委員	新井 宝造	(株)上野清掃社	052-604-5353		ueno@uenoseiso.co.jp
委員	大塚 敬功	豊田ケミカルエンジニアリング(株)	0569-24-9920		otsuka_yoshikatsu@toyochemi.co.jp

※個人情報の取扱いには、十分に注意をお願いします。

3-8 大規模災害時の緊急連絡リスト(支部役員)

令和4年5月16日現在

西三河支部

	氏名	会社名	電話 携帯電話	会社電話 携帯メール	メール
支部長	石山 勝範	(株)エヌジエイエス	0563-59-8814	hikinami7@katch.ne.jp	
副支部長	渥美 和男	(有)渥美商会	0566-77-0553	atm-0553@bc4.so-net.ne.jp	
副支部長	金井 邦剛	(株)企業処理サービス	0564-54-2123	k-kanai@kss-k.jp	
会 計	石川 太一	(有)アイミ	0566-41-4326	info@aimi-rpf.co.jp	
委 員	梅谷 岳志	(有)花丘商事	0565-31-0276	hanaoka@hanaoka.biz	
委 員	中嶋 政秋	長坂建設興業(株)	0563-35-0501	nakashima@nagasaki-kk.co.jp	
委 員	天野 晃明	岡崎技研(株)	0564-87-3922	amano@okazakigiken.co.jp	
委 員	神谷 則夫	サンエイ(株)	0566-22-2114	norio_kamiya@san-ei-kk.co.jp	
委 員	角谷 圭祐	石橋建設興業(株)	0566-41-7255	hosou-keisuke@watch.ocn.ne.jp	
委 員	近藤 大樹	中部保全(株)	0564-51-1858	h.kondo@chubuhozan.co.jp	
委 員	近藤 正臣	近藤商事土木(株)	0565-45-0661	masaomi@konpsyo.jp	
委 員	大谷 次男	(有)O.W.M	0565-42-3141	katoh.hideo@o-odaimaintenance.co.jp	
委 員	生駒 尚久	(有)生駒組	0564-51-4825	ikomagumi@wh.commufa.jp	
監 事	丹羽 康介	(株)鈴鍵	0565-41-2003	niwa@szken.co.jp	

※個人情報の取扱いには、十分に注意をお願いします。

3-8 大規模災害時の緊急連絡リスト(支部役員)

東三河支部

令和4年5月16日現在					
	氏名	会社名	電話 携帯電話	電話 会社電話	メール
支部長	鬼頭 秀幸	(有)リサイクリング産業		0532-62-8798	kito@recyclingsangyo.com
副支部長	竹内 臨通夫	三州建設(株)		0536-25-0062	sansyu@deluxe.ocn.ne.jp
副支部長	清水 宏臣	(有)清水商店		0533-86-8517	eco-ss@f3.dion.ne.jp
<hr/>					
会 計	金海 廉太郎	(有)ビノーレ環境		0533-69-8110	biso-eco@cotton.ocn.ne.jp
幹 事	伊藤 良文	(株)マルサワ		0532-44-9011	ito@marusawa-kk.co.jp
委 員	松井 忠博	(有)松井工業		0532-88-1234	matsu6311@matsui-inc.co.jp
委 員	長崎 正敏	(株)トヨジン		0532-88-0534	toyojin@cronos.ocn.ne.jp
委 員	酒井 正樹	(株)加藤解体工業		0532-89-1611	sakai-katotokaitai@sirius.ocn.ne.jp
委 員	宮澤 光	サーラ物流(株)		0532-73-2991	hm04947@sala.jp
委 員	洪本 雅昭	(株)マルコー商会		0532-48-3718	m.komoto@maruko18.co.jp
委 員	井本 佳宏	(株)イモト		0532-32-4661	imoto75@ybb.ne.jp
委 員	柏原 宏人	加山興業(株)		0533-89-0375	kashiwabara@kayama-k.co.jp
委 員	萩原 裕久	壽礦業(株)		0531-22-0753	hirohisa-h@kotobuki-kogyo.co.jp
委 員	加藤 高志	(株)加藤土木解体		0531-25-0374	takasi@katoudoboku.com
監 査	津田 治秀	(株)ダイワ		0532-34-0245	info@kanakyoudaiwa.com

※個人情報の取扱いには、十分に注意をお願いします。

3-8 大規模災害時の緊急連絡リスト(特別委員)

令和4年5月16日現在

	氏名	会社名	電話	携帯電話	会社電話	携帯メール	メール
委員長	山本 浩也	(株)ダイセキ環境ソリューション	052-819-5310			h.yamamoto@daiseki-eco.co.jp	
副委員長	金田 英和	サンコーリサイクル(株)	052-601-8883			kaneada@sanko-re.ne.jp	
副委員長	永井 弘児	永一産商(株)	052-303-2282			koji.nagai@eiichi-s.com	
委 員	相木 徹	オオブユニティ(株)	0562-47-0535			toru@obuunity.co.jp	
委 員	中野 兼司	(株)東伸サービス	052-801-0775			nakano@toshin-s.com	
委 員	堀部 隆司	協会事務局	052-332-0346			info@aisankyou.com	
委 員	新美 三良	(有)三洋サービス	052-711-2395			sanyo-service@sf.starcat.ne.jp	
委 員	伊藤 泰雄	(株)ダイセキ	052-611-6321			y_ito@daiseki.co.jp	
委 員	富田 昭夫	(株)富田商店	0568-23-3221			info@tomitashouten.co.jp	
委 員	南村 朋幸	大和エンタープライズ(株)	0587-95-0810			ceo@daiwaep.co.jp	
委 員	石山 勝範	(株)又ジエイエス	0563-59-8814			hikinami7@katch.ne.jp	
委 員	鬼頭 秀幸	(有)リサイクリング産業	0532-62-8798			kito@recyclingsangyo.com	
委 員	山本 英之	明倫運輸(株)	052-604-7611			mkc@meirin.com	
委 員	藤本 和也	(株)ワールド・クリーン	0567-57-0533			fujimoto@worldclean.co.jp	
委 員	小野 仁	誠美社工業(株)	0561-86-8818			ono@seibisyajp	
委 員	中嶋 久則	久栄運輸(株)	0569-21-2268			kyuei-unyu@cyber.ocn.ne.jp	
委 員	渥美 和男	(有)渥美商会	0566-77-0553			atm-0553@bc4.so-net.ne.jp	
委 員	酒井 正樹	(株)加藤解体工業	0532-89-1611			sakai-katokaitai@sirius.ocn.ne.jp	
委 員	松永 宦	(株)三洋商店	052-692-2215			matsubaga@sanyoshoten.jp	

※個人情報の取扱いには、十分に注意をお願いします。

3-9 大規模災害発生時の情報通信手段

1. 大規模災害発生直後は、固定電話や携帯電話、メールなどの通信連絡手段がほとんど利用できなくなることが想定される。
2. また、事務局自体が被害する事態も考えられるため、事務局から協会役員や支部責任者等への安否確認も、手動では困難になると予想される。
3. そこで、愛産協としては、自動送信・受信可能な災害時緊急通報システムを導入する方針とする。
4. このシステムにより、災害対策本部及び愛産協事務局は、協会役員等の安否と被害状況をできるだけ早期に把握し、対処することとする。

気象庁・緊急地震速報発令

(震度5弱以上の警報または震度6弱以上の特別警報

緊急通報システムから事前登録者に、震度6弱以上の緊急地震速報発令時に自動送信

※システムに事前登録する対象者：協会役員・支部責任者・特別委員・事務局員
(リストは3-8参照)

事前登録した対象者から安否確認及び被害状況の回答

回答結果の自動集計（事前登録対象者はどこにいても結果を閲覧できる。）

本部長または代行者が災害対策本部設置を決定（本部または代替拠点に）

本部災害対策本部要員に参集呼びかけ自動連絡、要員から回答

災害対策本部の活動開始 ※3-5 基幹業務継続に向けた取り組み参照

※ 地震以外の大型台風等の大規模災害発生時は、対応に時間的余裕があると考えられるため、自動で発信する緊急通報システムではなく、緊急通報システムを手動に切り替えて、愛産協事務局から関係者に連絡することも想定する。

第4章 教育及び訓練の計画

1. 教育

研修名	研修の内容	対象者	実施頻度	企画・実施者
基礎知識	・業務継続の概念と必要性 ・愛知県の災害発生可能性と被害予測	支部会員	支部主催で、年1回実施	各支部長
愛産協版業務継続計画の周知	愛産協版業務継続計画の趣旨と内容を周知する目的	支部会員	本部主催で、年1回実施 (支部単位で開催)	専務理事

2. 実務訓練

業務継続計画が有効に機能するには、一部の担当者だけでなく、関係者全員がその重要性を正しく認識し、組織として情報が共有されていなければならない。

同時に、非常事態が発生したとき、知識だけは行動に移せない。その意味で不断の実戦的な訓練がきわめて重要である。訓練でできないことは、本番でもできないことを銘記すべきである。「訓練は本番のように、本番は訓練のように」という格言のとおりである。

訓練名	訓練の内容	対象者	実施頻度	企画・実施者
役割分担確認訓練	愛産協本部における主要メンバーの役割と行動手順を確認する。	本部役員、支部役員、特別委員		専務理事
災害対策本部設営訓練	計画で定めた手順で災害対策本部が設営できるかを確認する。	本部要員、支部要員、特別委員		専務理事、各支部長（本部が支援）
状況想定訓練	災害発生時に発生する様々な状況を想定、対応できるかを訓練する。 (シナリオ型、非シナリオ提示型)	本部役員、支部長、特別委員、事務局員		専務理事
災害模擬演習	模擬的に事業者を想定し、発災後、時間経過とともに変化する状況下で、適切な判断と行動ができるか。	本部役員、支部長、特別委員、事務局員		専務理事
緊急連絡応答訓練	電話・メール・FAX等で本部から職員等に安否確認連絡。緊急通報システムの試験運用も実施する。	本部役員、支部責任者、特別委員、事務局員		事務局長（事務局員が補佐）
情報管理訓練	予め指定した非常持出文書の持出しと、バックアップデータの持出しと再稼働可能かを確認する。	事務局員		事務局長（事務局員が補佐）
避難訓練	本部が入居しているビルから、エレベータを使わずに、短時間で避難する訓練を行う。	事務局員、入居している他のテナント従業員		事務局長（事務局員が補佐）

第5章 業務継続計画の点検と見直し

愛産協業務継続計画（以下「計画」という。）は、策定したあと、持続的に見直しを図っていかなければ、活きた計画にならないため、定期・不定期に点検し、見直すこととする。

1. 計画の内容や実施状況等について見直しを行うため、監査チームが点検を実施する。
この見直しは教育研修や実務訓練後にも実施する。
2. 監査員は、事務局長及び特別委員の中から理事会が選定し任命する。組織内部で選定が困難な場合は、外部専門家に監査支援を依頼する。
監査員の任期は、特別委員会委員の任期と同じとする。
監査員の定数は、3名程度とし、1名が監査リーダーを務める。
3. 監査のポイント
 - (1) 策定した計画によって、協会の基幹業務が目標復旧時間や目標復旧レベルを本当に達成できていたかを発災後に確認する（平常時は訓練実施後に評価）。
 - (2) 計画で定めた事前対策の進捗を確認し、その効果が發揮されるかを確認（試験）する。
 - (3) 計画発動には至らない日常的な業務継続上のトラブルが発生した場合にも、見直しと改善を行うことが望ましい。
 - (4) 事前対策、訓練、点検等がスケジュール通り実施されているか、予算は適切に執行されているか。
 - (5) 研修及び訓練は所期の目標を達成しているか。
 - (6) 業務継続能力が向上しているか。
 - (7) 市町村等関係機関との連携は進んでいるか。
4. 監査の手順
 - (1) 監査計画の立案
 - (2) チェックリストの作成
 - (3) 監査の実施
 - (4) 監査実施結果報告書及び改善意見書の作成
 - (5) 理事会への結果報告
5. 年間監査計画

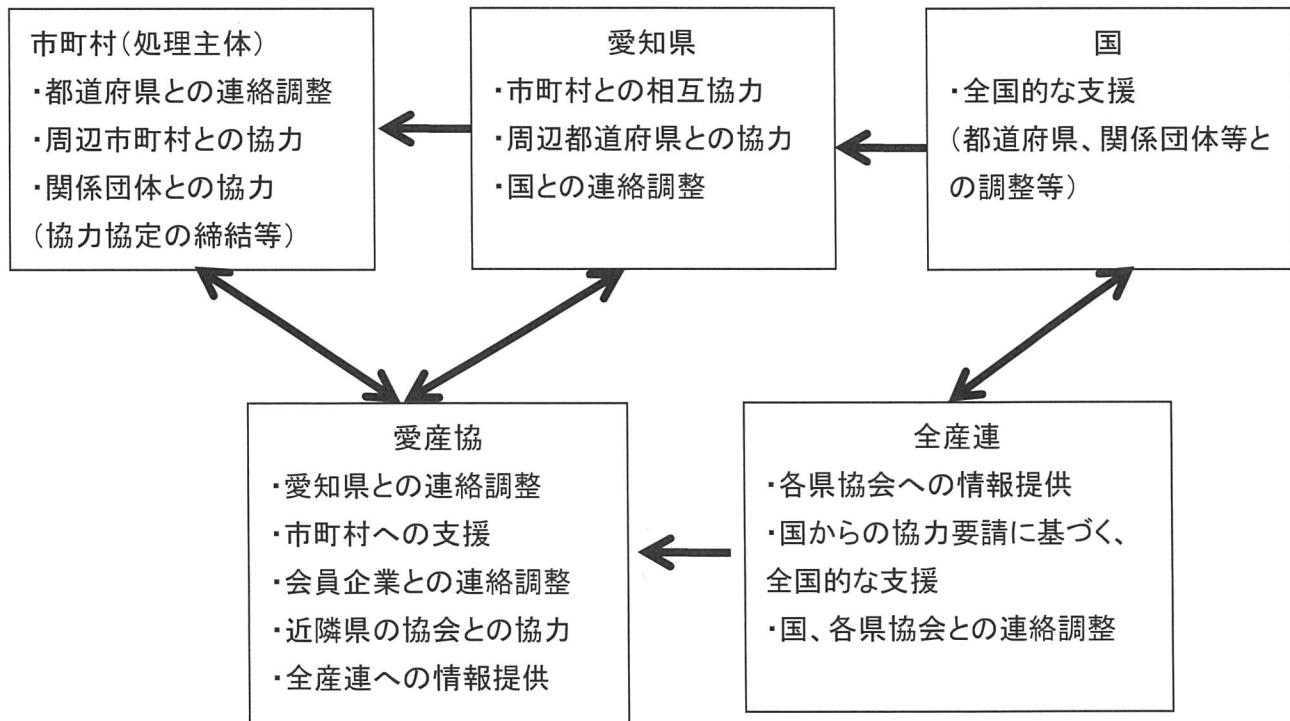
大項目	項目	実施時期	監査事務局
定期点検 (定期監査)	計画の内容や実施状況等について、点検と見直しを行う。点検結果は理事会に報告し、承認を得る。	毎年4月	事務局長
随時点検	計画で想定していない事態が発生した場合は、随時点検と見直しを行う。	随時	事務局長

※ 国や県、市町村が、災害対策又は災害廃棄物処理に関する基本方針や関連法令・条例等を変更した場合も、計画の見直しと修正のため、監査を実施する。

第6章 愛産協版 災害廃棄物適正処理マニュアル

6-1 災害廃棄物処理における産業廃棄物処理業界の関与のあり方

- (1) 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大地震、風水害のような大規模災害が発生した場合は、被害が広い範囲に及び、ライフラインや交通の断絶も想定される。
- (2) がれきや粗大ごみ等の廃棄物も大量に発生するほか、生活ごみについても平常時の収集・処理の能力では対応が困難となるおそれがある。
- (3) このため、行政においては、国、都道府県、市町村がそれぞれの役割に応じて、事前に災害廃棄物処理対策に取り組む必要がある。しかしながら 災害時には発生したがれきやし尿等の処理について、被害市町村単独では対応が困難な場合があり、周辺市町村及び周辺都道府県や民間の廃棄物関係団体等の協力も不可欠である。
- (4) 産業廃棄物処理業界は、平常時からがれき等の災害廃棄物の性状に近い廃棄物を扱っていることから、災害廃棄物の処理に必要な資機材、技術及び経験を有しており、大量に発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために果たすべき役割は、非常に大きい。
- (5) 愛産協は、災害時における支援体制を事前に整備し、万一、災害が発生した場合には、被害自治体からの協力要請に基づき、できる限りの協力・支援を行う。
- (6) 必要に応じ、公益社団法人全国産業資源循環連合会（以下「全産連」という。）には、愛産協の支援体制の構築に関する情報提供、災害発生時における情報収集・情報提供等、愛産協に対する支援をお願いする。
- また、国や県からの協力要請があった場合は、広域的な支援体制の整備に関する連絡調整を行う。
- (7) なお、比較的高い頻度で起こり得る規模の災害（通常災害）についても、本マニュアルを準用し、被害自治体からの協力要請に基づき、できる限りの協力・支援を行う。

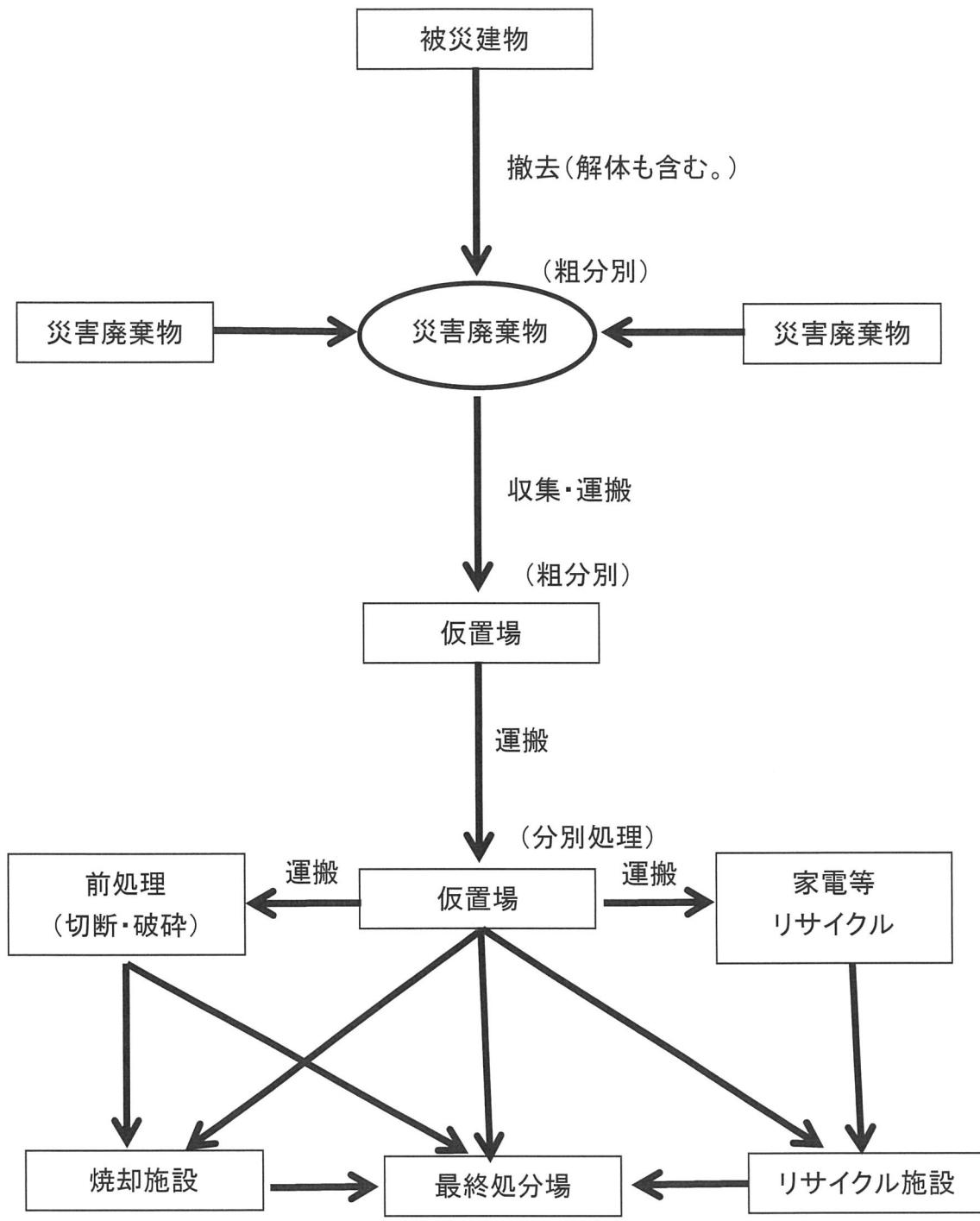


行政・産廃業界の役割

参考資料：産業廃棄物処理業界における 災害廃棄物処理支援の手引き～災害発生時の円滑な協力・支援に向けて～平成21年2月 社団法人 全国産業廃棄物連合会より引用・作成

6-2 災害廃棄物の区分（震災対策の例）

区分		発生理由等（例）	廃棄物の特徴
生活ごみ		避難所から排出される生活ごみ（粗大ごみを除く。）	プラスチック類の割合が高く、発熱量が高い。
し尿		避難所等の災害用トイレから発生するし尿	維持管理により、収集回数を減らせる。
粗大ごみ	建築物の解体を伴わないもの（非解体分）	住民が在宅している世帯から排出される粗大ごみで、建築物内の清掃に伴い発生（家具類、家電製品等）	平常時よりも発生量が多く、損傷している粗大ごみの割合が高い
	建築物の解体を伴うもの（解体分）	大破した建築物から、解体前の清掃により予め排出されたり、解体に伴って発生する粗大ごみ（家具類、家電製品等）	発生量が膨大であり、解体現場での分別が徹底されないと、混合状態（ミンチ）で排出される可能性がある。
がれき	一般家屋、事務所等の建築物の解体に伴うもの	【可燃】損壊した建築物（木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）を解体する際に発生（木柱、木壁等） 【不燃】損壊した建築物（木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）を解体する際に発生（コンクリート壁、基礎コンクリート、鉄筋等）	また、分別した木くずの処理においても不燃物（土砂等）の付着が多い場合は、焼却処理に困難が伴う。
	鉄道・道路・橋梁等の復旧・復興に伴うもの	道路、橋梁等の公共施設の損壊・復旧の際に発生するがれき（コンクリート、アスファルト、倒木等）	
	道路障害物の除去に伴うもの	道路上に散乱した障害物等の除去の際に発生するがれき（建築物のがれき、倒木等）	
	燃えがら	出火・延焼により発生する燃えがら	仮置きが困難である。
その他（適正処理困難物等）		(1)有害物質を含むもの（農薬、バッテリ液、電池、タイヤ等） (2)著しく悪臭を発生するもの (3)危険性のあるもの（燃料ボンベ、消火器等） (4)感染性を有するもの（医療系廃棄物） (5)容積又は重量が著しく大きいもの（自動車、バイク、ピアノ等） (6)土石類 (7)その他（家電リサイクル法対象品目（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン）、パソコン、スプリングマットレス等）	粗大ごみ・がれき等に混入しての排出や不法投棄の可能性がある。 各々の取扱いに留意する必要がある。



災害廃棄物処理の流れの例

6-3 災害廃棄物の適正処理

※市町村が主体で考える又は行うことであり、協会としては市町村に進言する場合の参考とする。

(1) 木くず

木くずはチップ化など再生利用・再資源化を図るため、積極的に活用する。施設確保が困難な場合には、当協会会員企業の処理施設の活用や仮置場に仮設処理施設（チップ化）の設置を図るよう、市町村に要請する。また、再資源化が困難な場合は焼却による処理を行う。

(2) 木くず以外の可燃系がれき

木くずの再資源化以外の可燃系がれきは焼却し、減量化を図る。その際、焼却能力の確保が重要な課題となるが、市町村等の保有する処理施設では能力不足となる場合は、当協会会員企業の処理施設の活用を要請をする。

(3) コンクリート塊

コンクリート塊は、再生利用・再資源化を図る。施設確保が困難な場合には、当協会会員企業の処理施設の活用や仮置場に仮設処理施設（破碎機）を設置することを検討するよう、市町村に要請する。

(4) 金属くず

金属くずは、金属再資源化業者に引取り依頼することを原則とする。

(5) その他不燃系がれき

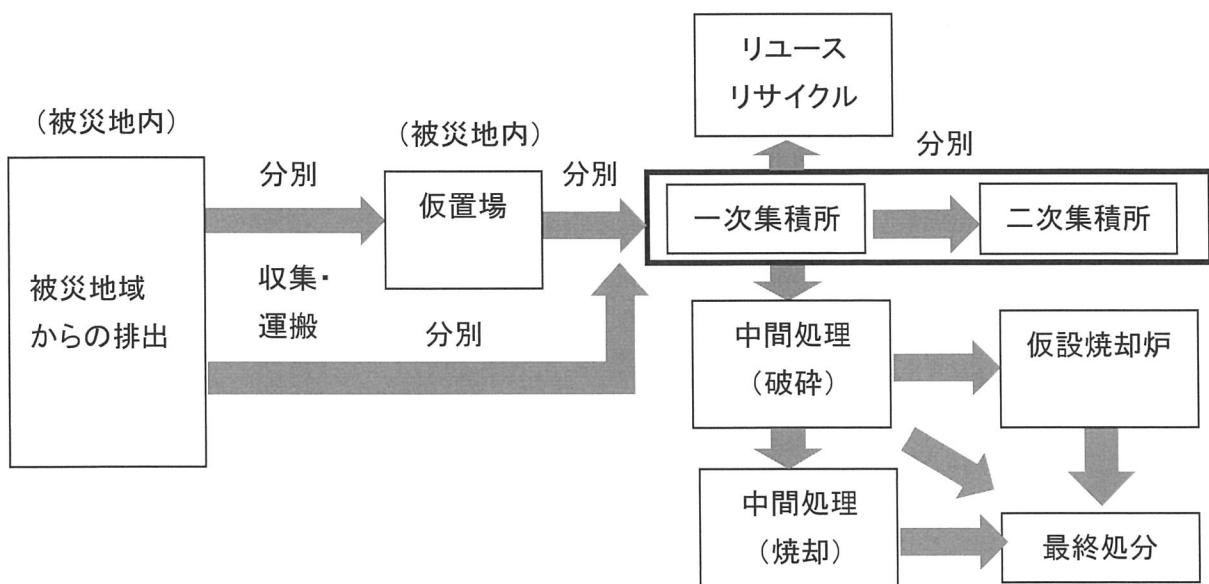
その他不燃系がれきは、陶磁器くず、ガラスくず、瓦くずなどの混合物であり、廃棄物の早期処理を図る上からは再資源化が困難なため、極力、破碎により減容した後、埋立処分を行う。

(6) 混合廃棄物

混合廃棄物は、極力、再選別し資源化を図った上、残った可燃物は焼却後埋立処分し、また、不燃物は埋立処分する。

※周辺環境対策

仮置場に臨時の仮設処理施設を設置する場合は、広さや周辺の立地条件等を考慮し、設置する種類・能力について検討を行うとともに、廃棄物処理法を遵守し、騒音、振動等による周辺環境への影響に配慮する。



基本的な災害廃棄物の分別・処理フロー

参考資料：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル－東日本大震災を踏まえて

平成24年5月 一般社団法人廃棄物資源循環学会 編著

6-4 がれきの処理

※市町村が主体で考える又は行うことであり、協会としては市町村に進言する場合の参考とする。

(1) 基本的な考え方

大規模な地震発生により建物等の倒壊・破損・焼失、窓ガラス・屋根瓦等の落下物、倒木などによりがれきが大量に発生する。また、損壊家屋・事業所等の解体時に発生する廃材・コンクリート塊・鉄筋等のがれきも長期にわたり大量に排出される。これらのがれきを速やかに被災地から撤去し、再生利用、焼却、埋立等の処理を行う必要がある。

(2) がれきの処理の効率化、リサイクルの向上のため、

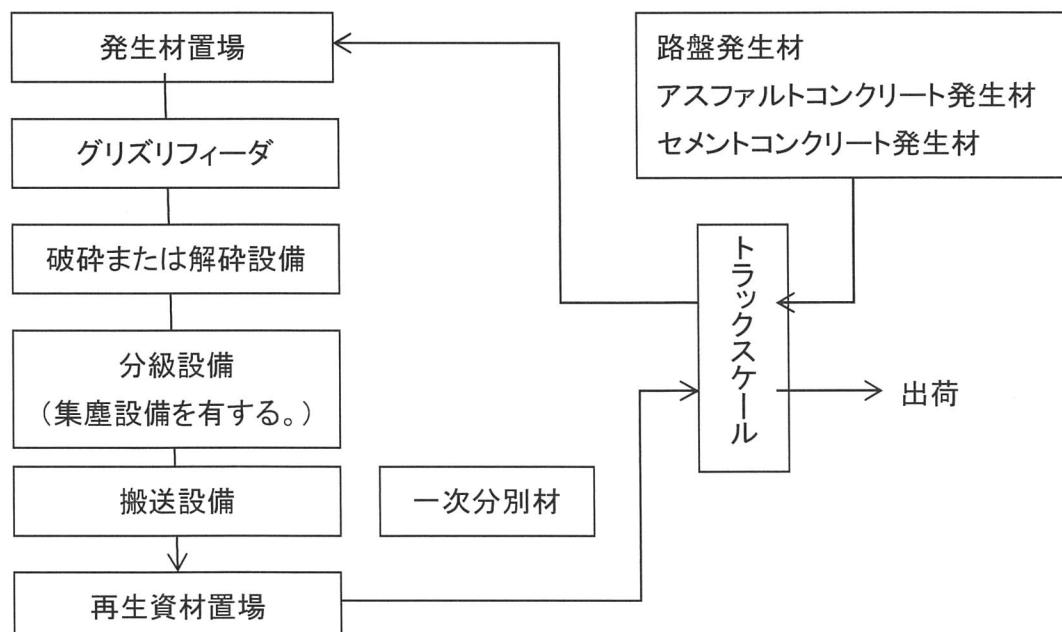
- ア 木質系（柱、板等）
- イ 金属（鉄筋、鉄骨、サッシ等）
- ウ コンクリート（30cm程度以下）
- エ 可燃物（紙、畳、布団等）
- オ その他不燃物（瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、土砂、石等）
- カ 以上を最大限分別した後の混合廃棄物

の6区分に分別する。

このため撤去（解体を含む。）時から分別の徹底を図る。

(3) がれきの再生利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管するための仮置場を確保し、運用する。

(4) 仮置場での分別を徹底することや、民間の再資源化施設を活用することで、がれきの再生利用・再資源化を可能な限り推進し、最終処分量の削減を図る。



再生骨材製造所における製造フロー

参考資料：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル東日本大震災を踏まえて

平成24年5月 一般社団法人廃棄物資源循環学会 編著

6-5 撤去（解体を含む。）作業（一般的な例）

（1）撤去（解体を含む。）作業の進め方

解体業者は市町村の定めた解体順序に従って解体作業を行う。撤去（解体を含む。）にあたっては、所有者の立会いを原則とする。

（2）撤去（解体を含む。）時の分別

がれきの処理の効率化、リサイクルの向上を図るため、解体撤去時は次に示す分別区分に従つて分別し、搬出車両に搭載する。極力分別を行い、混合廃棄物の発生量を最小限に抑える。

ア 木質系（柱、板等）

イ 金属（鉄筋、鉄骨、サッシ等）

ウ コンクリート（30cm程度以下）

エ 可燃物（紙、畳、布団等）

オ その他不燃物（瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、土砂、石等）

カ 以上を最大限分別した後の混合廃棄物

（3）撤去（解体を含む。）時の周辺環境対策

撤去（解体を含む。）時は周辺環境に及ぼす影響を最小限にするよう、次の事項を配慮し対策を講じる。

ア 解体時の騒音、振動の抑制に配慮する。

イ 解体時の粉塵の発生を最小限に抑える。

ウ アスベストを使用した建築物の撤去（解体を含む。）の際は「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」（環境省環境管理局大気環境課平成13年3月）等に準じて、アスベストの飛散防止措置を講じる。

（4）搬出・運搬に当たって

ア 搬出・運搬時の分別の保持

解体時に分別されたものは、その分別区分ごとに積載し、定められた仮置場へ搬入する。

イ 指定運搬ルートの遵守

市町村が地区ごとに仮置場までの搬入ルートを定めた時は、これを遵守して運搬する。

ウ 搬出・運搬時の廃棄物の飛散、落下の防止

運搬中に廃棄物が落下、飛散しないよう十分に配慮して積載する。必要に応じて荷台に幌、シートをかぶせ、運搬中の飛散、落下を防止する。

エ 搬出・運搬時の周辺環境対策

アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」

（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成23年3月）等に従って、密閉、飛散防止措置を講じ、適正な搬出・運搬を行う。

6－6 仮置場への搬入の流れ（一般的な例）

- (1) 仮置場に搬入する廃棄物は、市町村の指示で行う。
- (2) 分別がされていない、あるいは分別が不十分な場合は再度分別することも必要となる。
- (3) 仮置場での分別保管：仮置場内に分別区分ごとの受け入れ区域を設定する。
- (4) 仮置場での搬入・搬出管理：各仮置場では日報を作成し、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、中間処理量、搬出量等を記録する。
- (5) 受付では各搬入車両の書類確認、積載物のチェックを受ける。
- (6) 仮置場での安全保管対策：仮置場での廃棄物の積み上げ高さは5m以下とする。積み上げる際は重機を用いて廃棄物を安定させ、崩落を防ぐ。
- (7) 木くず及びその他の可燃物の仮保管は、火災が発生しないよう適切な対策を講じるとともに、仮置場には消火器等を設置する。
- (8) 搬入時の車両の誘導：仮置場に車両誘導員を配置したり、入り口及び場内に場内ルートを示す地図を掲示するなどにより、搬入車両の円滑な動きを誘導する。
- (9) 場内ルートを整備し、標識などを設置して交通事故の防止を図る。
- (10) 周辺環境対策：仮置場における作業が周辺環境へ影響を及ぼすことを防止するため、必要に応じ周辺に飛散防止ネット・防音シートの設置を行う。
- (11) 仮置場の入口周辺で車両が渋滞する場合は、騒音や排気ガスによる周辺住民への影響を低減するよう適切な対策を講じる。
- (12) 廃棄物の積み降ろし及び積み上げの際に粉塵の発生が著しい場合は、散水により粉塵の飛散を抑制する。場合によっては臭気対策として消臭剤の散布を行う。また、降水時の排水対策を講じる。
- (13) 仮置場での作業は、立地環境等に十分留意し、振動、騒音等による周辺への環境を考慮して、深夜、早朝の作業は極力控えるなどの対策を図る。
- (14) 再生利用・再資源化施設、処理施設、処分場への運搬手段：仮置場から再生利用・再資源化施設、処理施設及び処分場への廃棄物の運搬は、市町村の指示により行う。

6-7 適正処理が困難な廃棄物（一般的な例）

（1）処理の考え方

- ア 産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理することとなる。
- イ 市町村等で適正処理が困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

（2）適正処理が困難な廃棄物の範囲

適正処理が困難な廃棄物の範囲は、下表に示す有害廃棄物等で適正な処理が困難なものをいう。

適正処理が困難な廃棄物一覧

区分	品目
有害物質を含む物	ニッケルカドミウム電池、ボタン型電池、農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性、強アルカリ性の物質など
危険性のあるもの	揮発油（ガソリン、ベンジン、シンナー等）、灯油、プロパンガスボンベ、火薬類、バッテリー、廃油類、消火器など
著しく悪臭を発生する物	腐敗性廃棄物
容量、重量及び長さが著しく大きい物	オートバイ、ピアノ、耐火金庫、農業用機械器具、システムキッチン、浴槽、浄化槽、ソーラー温水器、電気温水器、自動車用部品など
電気機器類	エアコンディショナー、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む。）洗濯機、パソコン（デスクトップ型のキーボードを除く。）など
その他	処理に著しい支障を及ぼす物など

6-8 有害廃棄物の取扱いの留意点（一般的な例）

アスベスト	昭和30年～40年代に建てられた鉄骨造建築物の耐火被覆材などとして使用された。石綿含有廃棄物等を処理する際は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき適正に行う。
P C B	コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に1950年頃から使用されはじめ、1972年頃まで生産されており、慢性毒性がある。1974年に法律により製造・輸入が禁止された。一般家庭から粗大ごみとして排出されるP C Bを含む家電製品は、市町村が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。
フロン類	冷蔵庫・冷凍庫、エアコンの冷媒や断熱材等として使用されている。冷蔵庫・冷凍庫、エアコンに含まれるフロン類は家電リサイクル法に基づき製造業者等がリサイクルする際に併せて回収・処理することになる。ただし、個々の災害現場の判断に基づいて、人命や財産の保護、衛生上の措置等が優先して行われることを妨げない（環境省通知；平成16年7月23日付け環廃対発第040723002号等による）。
トリクロロエチレン等	有機塩素系溶剤、ドライクリーニングや脱脂洗浄等の溶剤として使われている。 産業廃棄物について、排出事業者の責任において処理する。家屋の倒壊等により搬出が困難なものは、家屋の解体撤去時に搬出、処理する。
CCA処理木材	CCAとは銅、クロム、ヒ素を含んだもので木製電柱、家屋の土台などに防腐剤、白蟻対策として使用されてきた。 解体撤去の家屋にCCA処理木材が使用されている場合は、解体事業者は、解体作業着手前に市町村に報告する。市町村は、現地調査によりCCA処理木材の使用を確認し、発生量を見積もり、その処理方法について事業者に指示する。 この後、解体事業者は適正な方法により解体撤去し、適正な設備を有する廃棄物処理施設で焼却処理する。
感染性廃棄物	医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。 通常時同様、排出者の責任において処理する。災害時に設置される救護所等で発生するものは救護所を担当する医師と市町村が協議し、適切な処理方法を確保する。

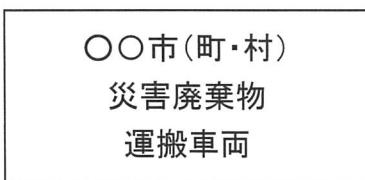
6－9 災害廃棄物処理の実施

1. 分別作業

- (1) 分別作業の受託事業者は、市町村からの要請に応じて、重機及び要員を仮置場に派遣する。
- (2) 仮置場で複数の受託事業者が作業にあたることも想定されるが、仮置場で担当する区画、作業内容は市町村の指示に従う。
- (3) 新規入場者の安全教育を含む労働安全衛生及び要員の出退勤管理は、原則として受託事業者の責任において行うものとするが、市町村から特に指示があれば、それに従う。

2. 収集・運搬

- (1) 災害廃棄物の収集・運搬の要請を受けた受託事業者は、市町村からの配車計画に基づき、運搬車両を派遣する。
- (2) 運搬中は、運搬車両に、市町村が貸与する「標識」等を車両のフロントガラス内に置く。
- (3) 運搬する数量は市町村が仮置場で交付する伝票等により管理する。※様式2・3・4参照



標識の例

3. 中間処理及び最終処分

- (1) 災害廃棄物の受け入れ処理を受託する事業者は、市町村からの配車計画に基づき、災害廃棄物を受入れ、処理する。
- (2) この配車計画は、おおむね1週間前までに受託事業者宛に連絡するよう、愛産協から事前に市町村担当者に要請しておく。配車計画には、持ち込まれる廃棄物の種類、運搬車両の台数及びその到着時刻が明示される。
- (3) 中間処理施設または最終処分場は、災害廃棄物が一般廃棄物のため、産廃マニフェストを用いず、様式2・3・4で管理する。
- (4) 災害廃棄物の保管は、分別廃棄物の保管場所ごとに行う。

4. 最終報告

- (1) 災害廃棄物処理の受託事業者は、災害廃棄物の処理をすべて完了した時点で、市町村及び愛産協に対して実績報告する。
- (2) 愛産協は、各会員受託事業者の実績報告を集計し、災害廃棄物処理に関する報告書を作成する。

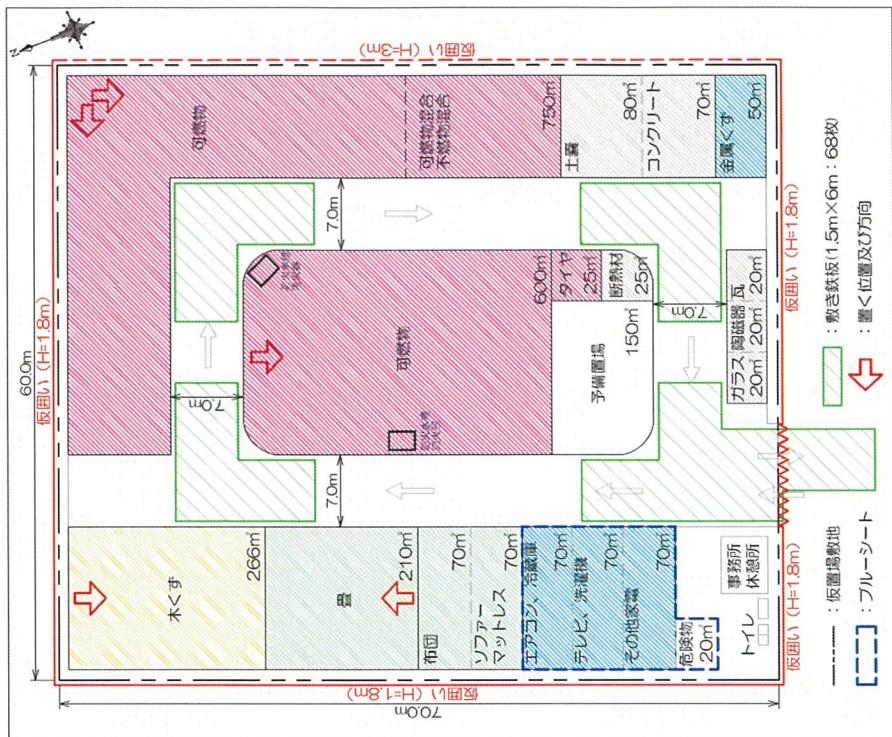
第7章 一次仮置場の管理・運営

7-1 災害廃棄物処理 一次仮置場運営の流れ

フェーズ	誰が	誰に	何を	どうする
平時	行政	愛産協	一次仮置場廃棄計画	行政と愛産協が協議し【一次仮置場配置計画】を作成する。 また、行政と愛産協が協議し、【一次仮置場運営マニュアル】を確認・修正を行う。 【一次仮置場運営マニュアル】の内容は【①～⑦】
	愛産協	協会員	教育	【一時仮置場運営マニュアル】を周知する。
発災				
12h以内	行政		一次仮置場決定	行政の災害廃棄物処理計画を基に一次仮置場の場所を決定。
12h以内	行政	愛産協	一次仮置場準備	【①大規模災害発生時の連絡フロー】で愛産協に協力依頼。
15h以内	愛産協	協会員	一次仮置場準備	該当支部に行政からの支援要請を伝え、【一次仮置場配置計画】を協会員にメールする。
36h以内	愛産協 一次仮置場管理者	行政一次仮置場担当	一次仮置場準備	行政仮置場担当者に連絡を入れ、【③仮置場の設置業務の主な内容】を確認する。
速やかに	行政 愛産協		一次仮置場準備	【②一次仮置場備品リスト】により備品の準備を開始、【③仮置場の設置業務の主な内容】により仮置場の準備を開始。
72h以内	行政 協会員		一次仮置場開設	上記準備と並行して行政の確認の下、受入を開始する。受入れ開始までに【一次仮置場配置計画】により支障物撤去、動線、災害廃棄物の区画が出来ていること。
～○ヶ月	協会員		一次仮置場運営	【④仮置場の運営・管理業務の主な内容】に従い一次仮置場の運営を行う。受入れに関しては【⑤受入お断り物】は搬入禁止とする
～○ヶ月	協会員		一次仮置場処理	一次仮置場での処理は【⑥災害廃棄物処理先一覧】により、分別、破碎等を行い、処理先に搬入可能な車両で搬出を行う。搬出履歴を残すため産業廃棄物管理票を代用し、【⑦管理票運用ルール】により管理票を交付・回収を行う。
～○ヶ月	協会員		一次仮置場管理	一次仮置場管理の詳細は【⑧災害廃棄物（片付けごみ）対応マニュアル、参考様式】を参考にする。
業務終了	協会員		一次仮置場復旧	【一次仮置場配置計画】により原状復旧を行う。

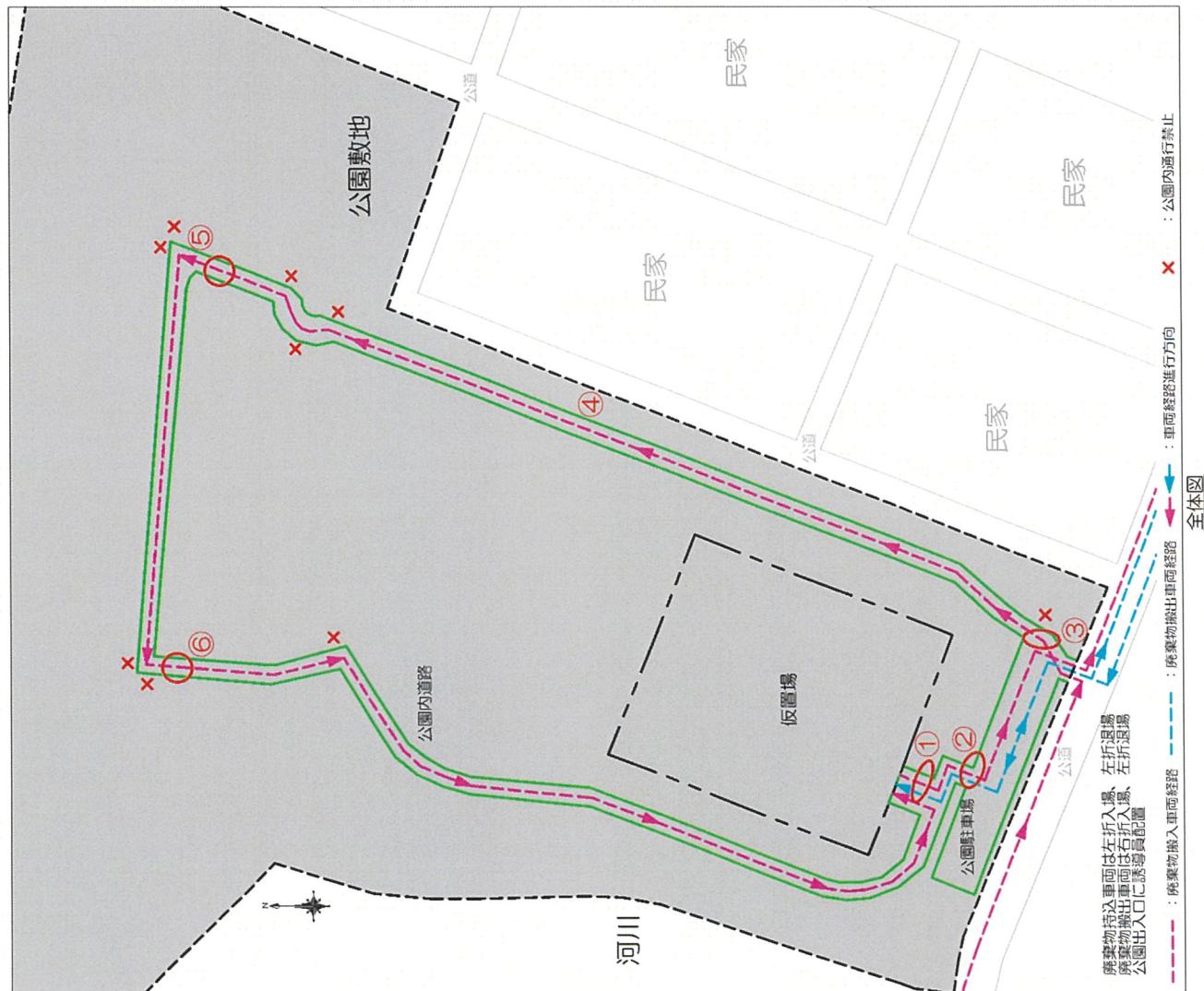
7-2 一次仮置場配置計画

(1) 例 1



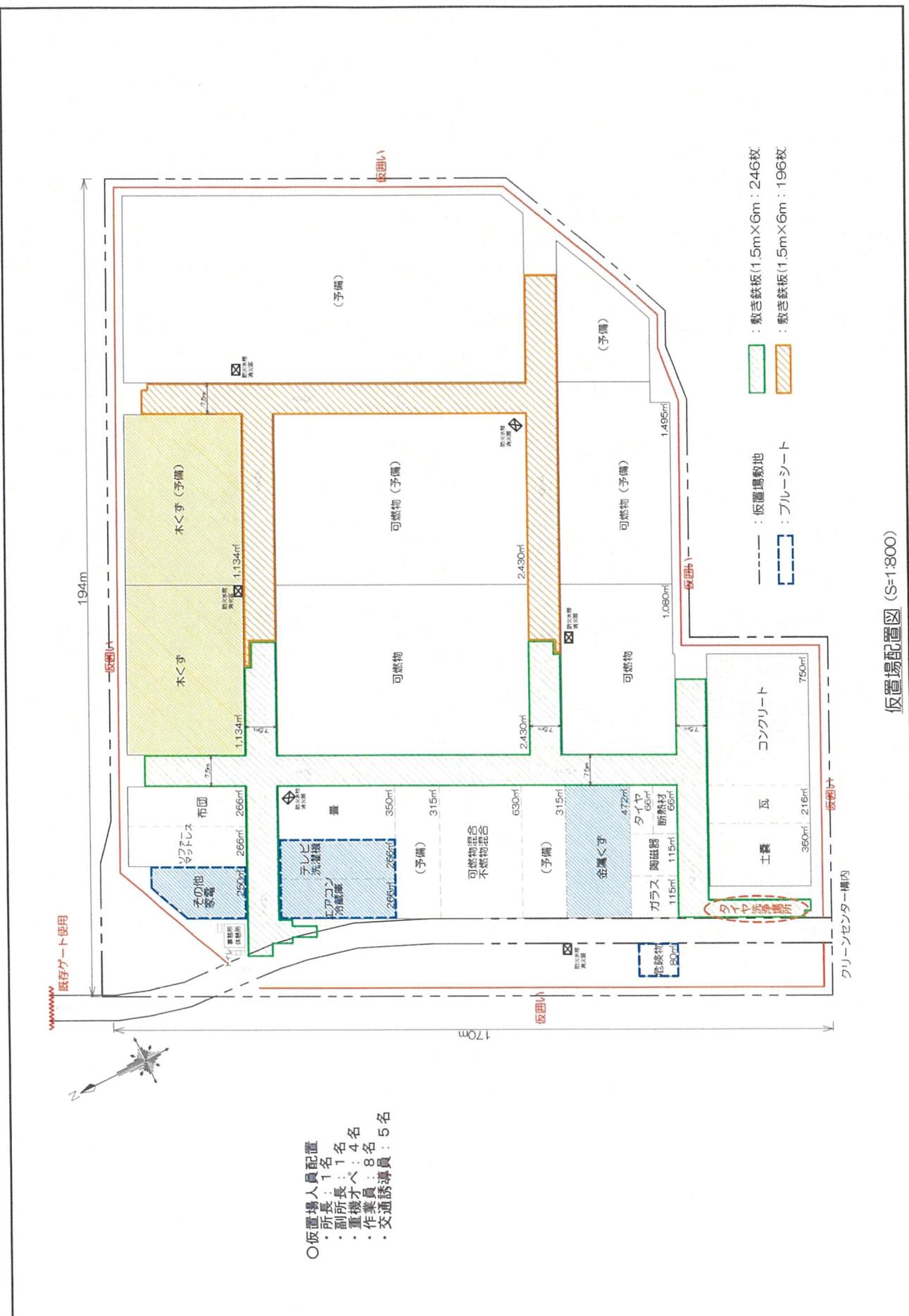
- ・公道の渋滞緩和のため、公園内道路を住民用搬入経路としております。
(搬入経路延長：550m、1台当たり7.5mとして73台停機可能)

- ・上記経路は総重量6t以上の車両は通行できません。
 - ・障害物の撤去等（赤〇：数字箇所）：写真資料参照
 - ①：フェンス（5スパン）、樹木撤去（1本及び枝）
 - ②：鉄杭、樹木撤去（枝）
 - ③：コンクリート杭
 - ④：樹木撤去（枝）※必要に応じて
 - ⑤：鉄杭、橋梁（総重量6t以上の通行禁止）
 - ⑥：鉄杭、橋梁（総重量6t以上の通行禁止）
 - ・タイヤ洗浄は既存駐車場（AS説装）で実施する予定としております。
 - ・配管経路（上水）は今後の計画としております。
 - ・搬入出車両の経路について、既存の舗装等の路面を破損させる可能性があります。



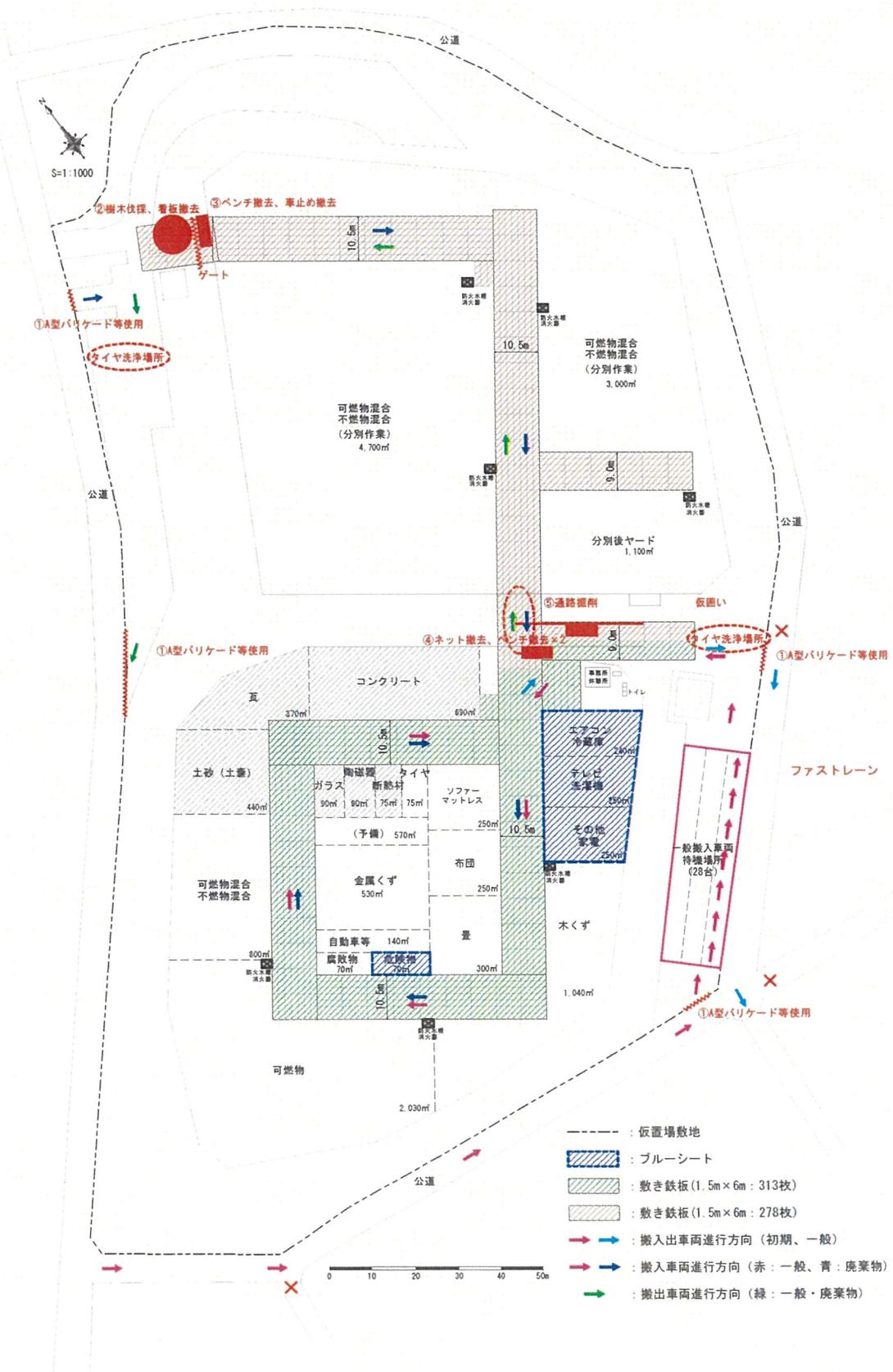
卷之四

(2) 例 2



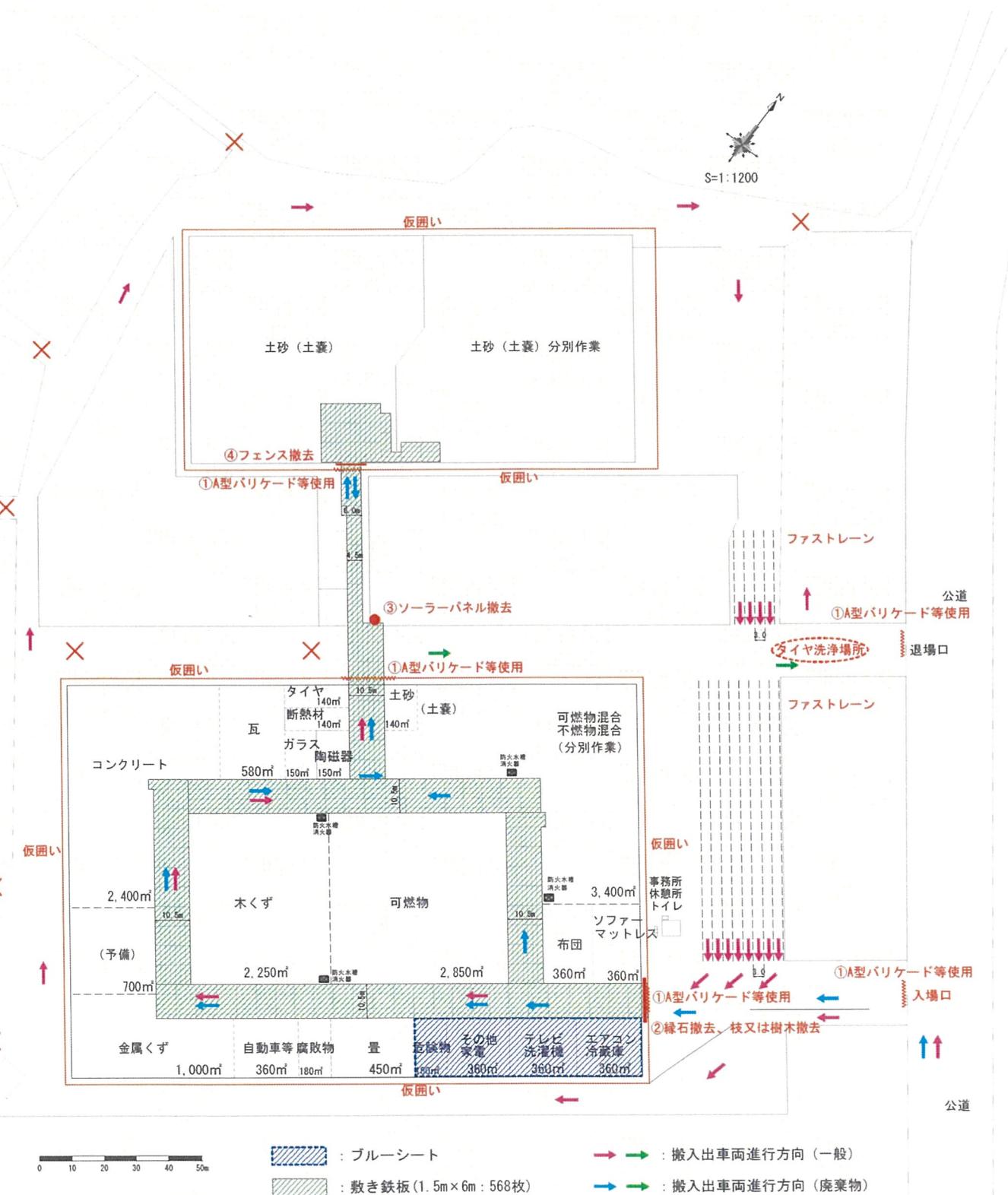
(3) 例3

仮置場配置計画：石巻運動広場



(4) 例 4

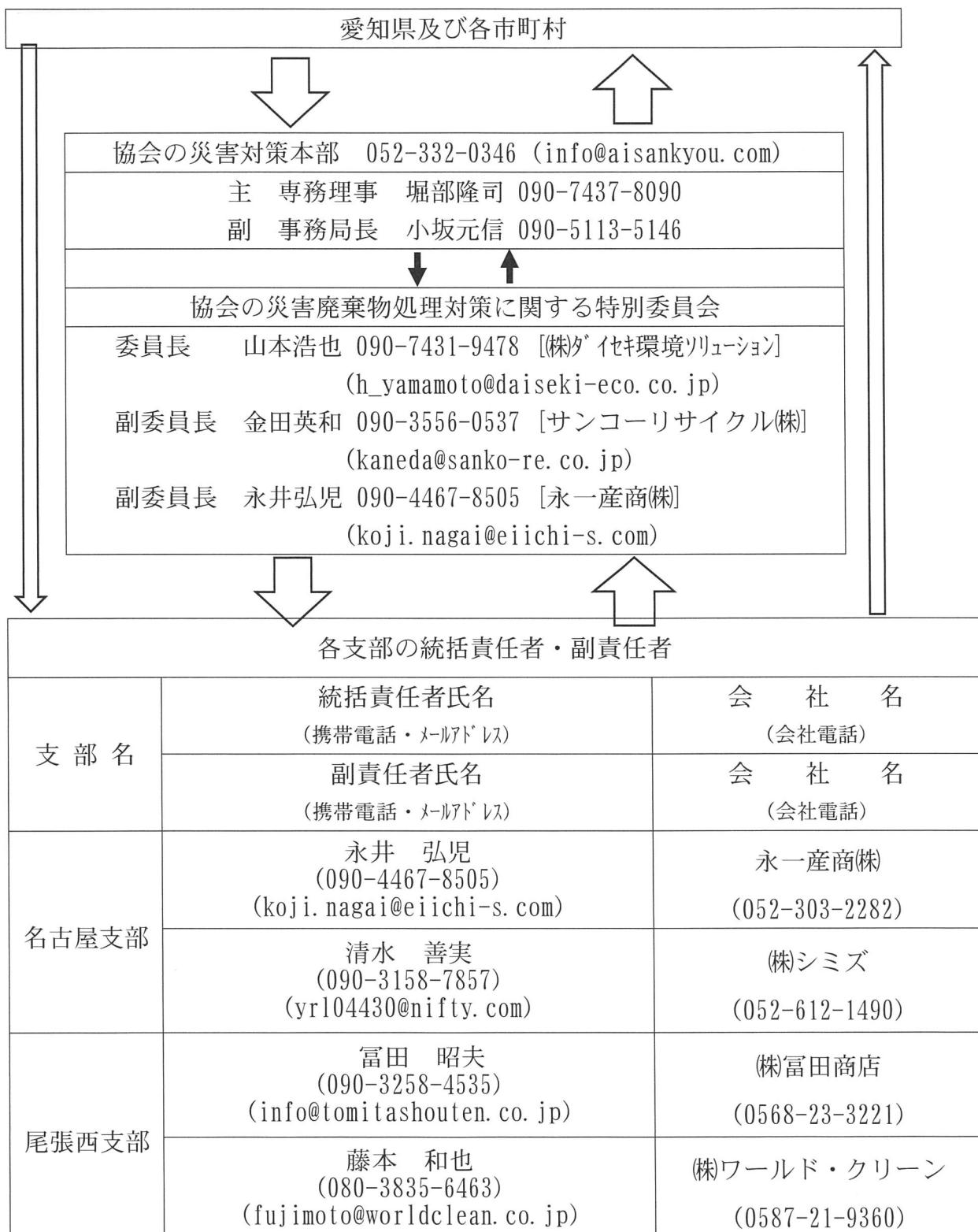
仮置場配置計画：豊橋市総合スポーツ公園



7-3 災害廃棄物処理一次仮置場運営マニュアル

①大規模災害発生時の連絡フロー

大規模災害発生時の連絡フロー（案）



支 部 名	統括責任者氏名 (携帯電話・メールアドレス)	会 社 名 (会社電話)
	副責任者氏名 (携帯電話・メールアドレス)	会 社 名 (会社電話)
尾張北支部	南村 朋幸 (090-3306-1839) (ceo@daiwaep.co.jp)	大和エンタープライズ(株) (0587-95-0810)
	小野 仁 (090-3563-7022) (ono@seibisyajp)	誠美社工業(株) (0561-86-8818)
尾張南支部	金田 英和 (090-3556-0537) (kaneda@sanko-re.co.jp)	サンコーリサイクル(株) (052-601-8883)
	相木 徹 (090-3259-1321) (toru@obuunity.co.jp)	オオブユニティ(株) (0562-47-0535)
	中嶋 久則 (090-1624-7238) (kyuei-unyu@cyber.ocn.co.jp)	久栄運輸(株) (0569-21-2268)
西三河支部	石山 勝範 (090-3255-5480) (hikinami7@katch.ne.jp)	(株)エヌジエイエス (0566-59-8814)
	天野 晃明 (090-1743-9972) (amano@okazakigiken.co.jp)	岡崎技研(株) (0564-87-3922)
東三河支部	鬼頭 秀幸 (090-1289-9504) (kito@recyclingsangyo.com)	(有)リサイクリング産業 (0532-62-6385)
	酒井 正樹 (090-5109-8001) (sakai-katokaitai@sirius.ocn.ne.jp)	(株)加藤解体工業 (0532-89-1611)

*各支部へ愛知県及び市町村から直接連絡があった場合は、協会の災害対策本部に必ず連絡すること。

(参考) 各支部の区域図



②一次仮置場備品リスト

	品目	数量	行政	愛産協	備考
作業場	ユンボ	2		<input type="radio"/>	0.7 m ³ アタッチメント：グラップル
	ローダー	1		<input type="radio"/>	1 m ³
	鉄板			<input type="radio"/>	1.5m×6m 厚み 22mm (必要枚数)
	高圧洗浄機	1		<input type="radio"/>	タイヤ洗浄
	発電機	1		<input type="radio"/>	
	防火水槽	1		<input type="radio"/>	
	簡易台秤	1			必要に応じて
	仮囲い/門設置				必要に応じて
	南京錠	2			必要に応じて
	チェーン	2			必要に応じて
	看板		<input type="radio"/>		行政で用意
	区画線			<input type="radio"/>	単管パイプ、カラーコン、A型バリケード、トラロープ
	ブルーシート			<input type="radio"/>	
	飛散防止用ネット				必要に応じて
	消火器			<input type="radio"/>	
	土嚢袋	適宜		<input type="radio"/>	
	簡易トイレ	2		<input type="radio"/>	
作業用	ヘルメット・作業服	一		<input type="radio"/>	各自持参
	安全靴	一		<input type="radio"/>	各自持参
	安全反射ベスト	10		<input type="radio"/>	
	ゴーグル	一		<input type="radio"/>	作業人員分+α
	軍手	一		<input type="radio"/>	多数
	トング	5		<input type="radio"/>	ごみ拾い用
	熊手	5		<input type="radio"/>	ごみ拾い用
	メジャー	1		<input type="radio"/>	
	スタッフ	1		<input type="radio"/>	赤白メジャー
	吸い殻入れ	1		<input type="radio"/>	
	マスク	一		<input type="radio"/>	防塵用
事務所関連	コンテナハウス	2		<input type="radio"/>	4坪、事務所（受付）・作業員休憩所
	発電機	2		<input type="radio"/>	
	椅子	12		<input type="radio"/>	
	机	9		<input type="radio"/>	
	空調	2		<input type="radio"/>	
	冷蔵庫	2		<input type="radio"/>	
	複写機	1		<input type="radio"/>	
	LAN 設定	1		<input type="radio"/>	
	ホワイトボード	2		<input type="radio"/>	ペン、クリーナー/磁石持参
	キャビネット	1		<input type="radio"/>	書類保管用
	マグネット	10		<input type="radio"/>	
	紙・ガムテープ	一		<input type="radio"/>	A4,B4 1セットずつ
	カメラ	1		<input type="radio"/>	ケーブル
	ごみ箱	4		<input type="radio"/>	ビニール袋
	管理票	10		<input type="radio"/>	100枚×10セット
	管理票記載用ボード	1		<input type="radio"/>	クリップボード
	伸縮式ホワイトボード	1		<input type="radio"/>	ダンプ写真用
	書類バインダー	3		<input type="radio"/>	
	トイレットペーパー	一		<input type="radio"/>	ティッシュも
	手洗いタンク	1		<input type="radio"/>	トイレ用

③仮置場の設置業務の主な内容

事 項	内 容
障害物撤去・整地・養生	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場配置計画に従い障害物の撤去を行う。 ・保管場所が、平地でない場合は整地を行う。 ・聖地後、災害廃棄物による汚染の有無を確認するため、10地点ほど土壌を採取する。 ・有害物質を含有する災害がれき <u>(家電、危険物)</u> を保管する場所には地表面をブルーシート等で養生する。
搬入車両の動線	<ul style="list-style-type: none"> ・場内で車両の渋滞が起こらないように一方通行の動線を確保する。 ・必要に応じて、車両通行動線 <u>(出入口、曲がり角)</u> には鉄板を敷く。
作業用重機の調達	<ul style="list-style-type: none"> ・粗選別作業、災害ごみの積込が行えるように、バックホウ、ホウローダー等の重機を手配する。
散水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じん対策として、車両のタイヤ洗浄・災害ごみ保管・粗選別時の散水用の散水設備 <u>(高圧洗浄機)</u> を設ける。
フェンスの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域への粉じん・騒音対策として、目隠しフェンス等の仮囲いの設置を行う。 <p>住宅側：万能鋼板 (H=3m) それ以外：防塵シート、防音シート (H=1.8m)</p>
雨水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場に水たまりができるないように雨水の排水が充分行えるように配慮する。
看板の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ごみ積み下ろし時に分別区分が分かるように看板を設置する。また、必要に応じて視覚的に分かりやすいように「見せごみ」の配置を行う。
入口ゲート	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場搬入時間以外は仮置場内に侵入できないように入口ゲート <u>(蛇腹ゲート：8m又はA型バリケード等)</u> を設置する。 <u>※既存の開閉できるゲートがある場合はそれを使用する。</u>
管理スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて運営担当者や場内作業員の待機スペースを設ける。

④仮置場の運営・管理業務の主な内容

事 項	内 容
災害ごみであることの確認	・住所記載の身分証明書などで当該市町村の災害廃棄物であることを確認する。
場内車両誘導	・災害ごみの種類に応じて、搬入車両を適切な場内搬入場所へ誘導を行う。
災害ごみ積み込み作業	・災害ごみを処理施設等へ搬出車両への積み込み作業を行う。
保管場所の管理	・保管に当たっては、必要な火災の未然防止措置（災害廃棄物の積み上げ高さの制限（5mまで）、散水の実施、堆積物の切り替えし、ガス抜き間の設置）を実施する。 ・粉じん対策として散水等を行うとともに、分別状況を確認する。 ・風が強い日などは、飛散防止ネットやブルーシート等の設置、適宜散水を実施する。
場外車両の誘導	・仮置場周辺道路の渋滞が予想されるために、必要に応じて場外搬入動線に車両誘導員を配置する。
夜間警備	・夜間、不法侵入や火災のおそれがあるため、必要に応じて警備員を配置する。警備員は常駐又は巡回とする。
防火対策	・保管する災害ごみが発火した際に、初期消火対応ができるように <u>消火器及び防火水槽</u> を配置する。 ・火災が発生した場合は、即座に消防署へ通報し、迅速な消火活動を行う。
環境対策	・消毒剤、消臭剤等を配置し、必要に応じて散布する。 ・害虫が発生する箇所に、必要に応じて殺虫剤を散布する。 ・周辺環境保全のため、定期的に環境モニタリングを実施する。
作業員の安全対策	・作業員の保護マスク・保護具の着用や安全作業の遵守など、安全対策をする。
仮置場の管理	・搬入車両の受付、搬入搬出車両数の把握、災害ごみの保管量の把握（およそ）などを行い、日報を作成し、行政担当者に報告を行う。
仮置場の原状復帰	・仮置場の閉鎖時に原状復旧作業（地表面の鋤取り等）を行う。 ・災害ごみによる汚染の有無を確認するため、仮置場開設時及び閉鎖時に土壤調査を行う。

⑤受入お断り物

分類	種別		受入可否	支障	保管	特別な保護具	処分
有害廃棄物	電池類	アルカリ電池、マンガン電池、密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池	○	有害重金属、火災	屋内保管	—	専門業者
	蛍光灯 水銀灯		○	有害重金属	破損を回避する保管	—	専門業者
	アスベスト（飛散性） アスベスト含有物（非飛散性）	吹付け材、保温材・耐火被覆材・断熱材、その他石綿含有建材（成形版等）	×	粉じん	梱包保管場所の表示	必要	埋立
	薬品類	農薬（殺虫剤、殺菌剤、枯葉剤、毒物・劇物	×	有害重金属、火災、有害ガス、粉じん	屋内保管破損物は別途容器	必要 ※状況により	専門業者
	有機溶剤	シンナー、塗料、トリクロロエチレン、エタノール、ベンゼン、アセトン等	×	火災、有害ガス、悪臭	屋内保管破損物は別途容器	必要 ※状況により	専門業者
	油類	ガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油等	×	火災、悪臭	屋内保管破損物は別途容器	必要 ※状況により	専門業者
	感染性廃棄物	注射器、ガーゼ、透析器具、点滴器具等	×	感染性	感染性廃棄物の容器保管場所の表示	必要	焼却
	フロンガス、アンモニアガス封入機器	業務用冷凍機器、業務用空調機器等	○ or △	有害ガス	ガス回収が必要	必要 ※状況により	専門業者
	PCB 含有危機、PCB 汚染物	トランス、コンデンサー、安定器、PCB が付着した土壤、容器、ウエス	△ or ×	土壌汚染	漏洩防止保管	必要	専門業者
処理困難物処	消火器		○	爆発性	—	—	専門業者
	バッテリー		○	有害重金属、火災	屋内保管	—	専門業者
	自動車、バイク		× or ○				
	ガスボンベ	LP ガス、高圧ガス、酸素、水素等	× or ○	火災、爆発性、有害ガス、悪臭	屋内保管種類により立てて保管	—	専門業者 財産権有
	太陽光パネル		× or ○	有害重金属、火災、感電	裏返して保管	必要	専門業者
	庭石、石垣		× or ○	—	—	—	—
	飼料、肥料		× or ○				
	生ごみ、し尿		×				

⑥災害廃棄物処理先一覧

分別区分	分別細目	品目例	処理先	処理方法	処理条件
可燃物	木くず	木製家具、廃樹木	市町村	破碎→焼却	破碎工場
			一廃施設	チップ化	土砂・ごみ等 異物付着不可 廃木材と廃樹木は分ける
			産廃施設	チップ化	
その他	プラスチック製品、衣類、紙類	市町村	焼却		
			産廃施設	破碎→リサイクル	
	タイヤ	市町村			
不燃物	コンクリートがら	コンクリートがら	産廃施設	破碎→リサイクル	
	陶磁器くず	瓦	市町村	埋立	処分場
			産廃施設	破碎→リサイクル	
		陶磁器	市町村	埋立	破碎工場
	ガラスくず	ガラス	市町村	埋立	破碎工場
			産廃施設	破碎→リサイクル	
		断熱材	市町村	破碎→埋立	破碎工場
			産廃施設	埋立	
			市町村		
	土砂	土嚢	産廃施設	選別	
金属くず	金属くず	金物類・缶詰	産廃施設	破碎→リサイクル	
			有価販売	リサイクル	
	リサイクル家電	エアコン・冷蔵庫、テレビ、洗濯機	家電リサイクル業者		
	その他の家電	電化製品	市町村	破碎	
			産廃施設	破碎	フロンが無いものに限る
処理困難物	布団	布団	市町村	裁断→焼却	破碎工場
			産廃施設	焼却	
	マットレス	マットレス	産廃施設	焼却	
	ソファー	ソファー	市町村	破碎→焼却	破碎工場
			産廃施設	焼却	
	畳	畳	市町村	裁断→焼却	破碎工場
			産廃施設	焼却	
危険物	危険物	太陽光パネル、消火器、廃油、スプレー缶、バッテリー、蛍光灯など	専門業者		

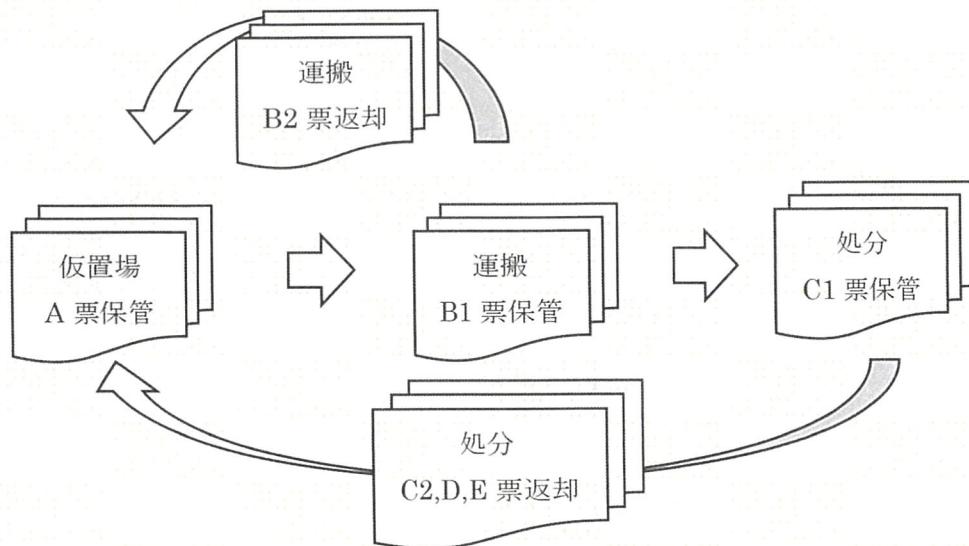
※市町村で処理困難と思われるものについて、網掛け。

※市町村で処理可能と思われるが、全量処理は困難と思われる品目や、リサイクル率が劣る可能性がある品目は処理先を併記している。

⑦管理票運用ルール

(1) 市町村処理施設・産業廃棄物処理施設への搬出

仮置場管理者は記載方法に従い、管理票に記載を行い交付する。処理施設は受入日付けを記入し、仮置場に返送する。



産業廃棄物管理票（事業系マニフェスト）A票						(全国版)		
交付年月日	2020年10月29日	交付番号	000000000000	管理番号	196	支払担当者	〇〇市 1当名	
事業者（搬出者）	氏名又は名称 〇〇市	住所 平	電話番号	搬出事業場	名称 仮置場 〇〇公園	所在地 平	電話番号 090-0000-0000	
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 様類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 油油 <input type="checkbox"/> 0400 痢酸 <input type="checkbox"/> 0500 腐アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず				<input type="checkbox"/> 様類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 その他・難燃(△) <input type="checkbox"/> 1400 紙さい <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ぱいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 4000 動植物固形不要物		数量(及び単位) 〇〇m ³	荷姿 バラ
					産業廃棄物の名前 可燃物・木くず		有害物質等 破碎	
中間処理 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 誰か記載のとおり <input type="checkbox"/> 当機記載のとおり				備考・通信欄 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有いじん等 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物			
最終処分 の場所	名称／所在地／電話番号 □ 委託契約書記載のとおり □ 当機記載のとおり				灾害廃棄物 二次処分先へ搬出する場合 处理:愛産協・A社と記載			
運搬受託者	氏名又は名称 (株) 〇〇・環境S		住所 平	電話番号 車番:名古屋 130 あ 0000	搬出先の事業場 〇〇市〇〇・破碎工場	所在地 平	電話番号	
処分受託者	氏名又は名称		住所 平	電話番号	積替 又は保管	名称	所在地 平	
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境花子			受領印	運搬 基7年月日	年 月 日	数量(及び単位)	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 愛産協			受領印	基 分	最終処分 基7年月日	年 月 日	
最終処分を行った場所	名前／所在地／電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号)			B2票	年 月 日	D票	年 月 日	
				D票	年 月 日	E票	年 月 日	

(2) 二次処分先に搬出する場合の管理票

処分・運搬・作業の委託について災害廃棄物は、再委託まで認められている。愛産協の協会員 A 社で焼却処分した場合、焼却灰が発生する。管理型処分場 B 社（協会員以外）との契約は愛産協又は A 社と契約を行う（下枠：処分先選定時の手続き）。二次処分先に搬出する場合の管理票は事業者、事業場共に同じ記載で、廃棄物の名称は処理後の品目とし、備考・通信欄に処理：愛産協 A 社と記載する。

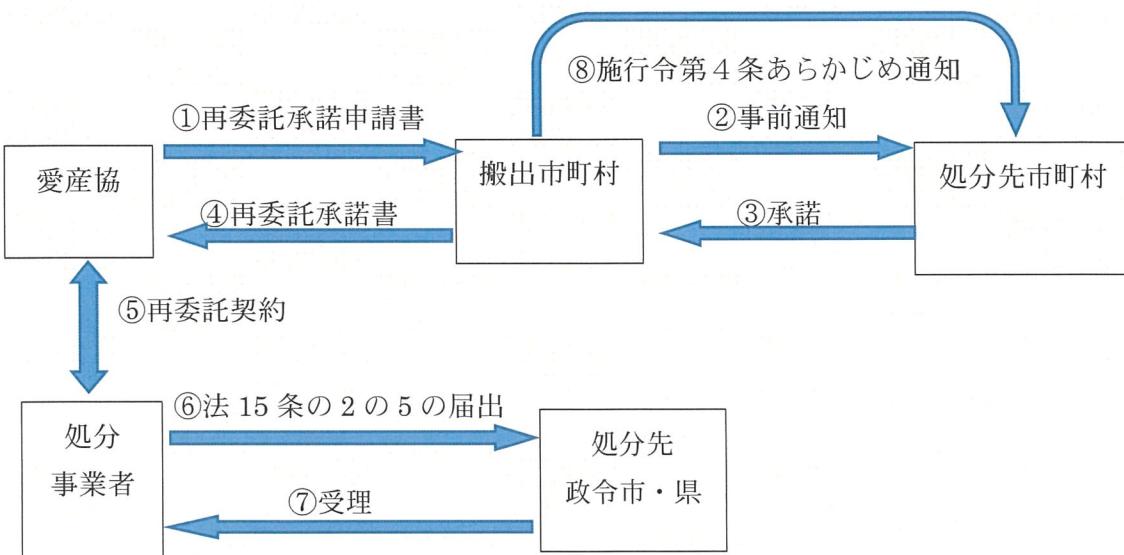
○処分先の選定時の手続き

災害廃棄物は一般廃棄物にため、廃棄物処理法施工令第4条9項により処理先が設置されている受入れ市町村に対し、搬出市町村（以下市町村）から事前に通知する。市町村内であれば事後通知でも良い。

・産業廃棄物処理施設を持つ処理先への搬出

事前：愛産協が処分先候補と産業廃棄物処理施設設置許可の確認、受入条件、受入可能量を協議し、処分先を選定

- ①愛産協は市町村に対して再委託承諾申請書を提出
- ②市町村が受入市町村と事前協議
- ③受入市町村からの承諾
- ④搬出市町村は愛産協に再委託承諾書を通知
- ⑤愛産協は処理先と再委託承諾の通知日以降の日付で再委託契約を締結
- ⑥処理事業者は「法15条の2の5の届出」を許可行政（政令市・県）に届出
- ⑦許可行政（政令市・県）からの受理書
- ⑧⑨を確認し、搬出市町村より処分先市町村に一般廃棄物処分委託通知書を提出
- ⑨一般廃棄物搬出開始



※一般廃棄物処理施設設置許可を持っている処分業者は⑥、⑦が不要となる。

7-4 災害廃棄物（片付けごみ）対応マニュアル（帳票管理）

※出展：一般社団法人日本災害対応システムズ初動対応部会から抜粋

災害時は、想定外の事象を臨機応変にこなさなければならず多忙である。したがって、日々の帳票類は必要事項を絞り込み記載する。一方、災害廃棄物処理は業務完了後、現場に何も残らないため帳票管理は最も重要な業務の一つである。なお、下記に示したものは最低限であり、「3. 契約業務」の内容によっては追加が必要となる。

7-4-1 日報

作業開始前と作業終了時に以下の記録を残す。この記録は後日精算時の根拠となる。

(1) 危険予知活動表 (KY 日報) **参考様式 1**

災害時こそ安全管理が重要である。したがって、作業開始前には必ず危険予知活動表 (KY 日報) を用いて危険予知活動を行う。KY 日報にはその日の作業内容と注意事項を記載し、作業員は内容を確認し自筆でサインする。

(2) 重機日常点検記録 **参考様式 2**

仮置場に重機を配置する場合、トラブル防止のため毎日始業前点検を実施し、記録を残す。

(3) 運搬日報 **参考様式 3**

仮置場から廃棄物を搬出する際に使用した運搬車両ごとに運搬先、運搬物等を記録する。

(4) 警備日報

日中の車両誘導や夜間警備に警備会社を活用した際の警備日報を保管する。

(5) 仮置場日報 **参考様式 4**

受託者は、現場状況を把握して問題点を先取りしながら自治体と一緒に仮置場を円滑に運営しなければならない。そのため、管理責任者は日々変化する現場状況を仮置場日報に記録し自治体に報告する。

7-4-2 伝票

(1) レンタル物等入出荷伝票

敷設板、スーパーハウス、仮設トイレ、重機回送等の伝票を保管する。これにより、設置期間や設置数量が明確になり、後日精算時の根拠となる。

(2) 運搬管理票

仮置場から災害廃棄物を搬出する際に、処理先(搬出先)、処理物(廃棄物の種類)等の情報を記載した運搬管理票を運転手に渡す。処理先は運搬管理票に計量伝票を添付して仮置場担当責任者に戻す。なお、自治体一般廃棄物施設等によるシステムで当該管理を代替する場合がある。一連の流れ図 2-1 に示す。

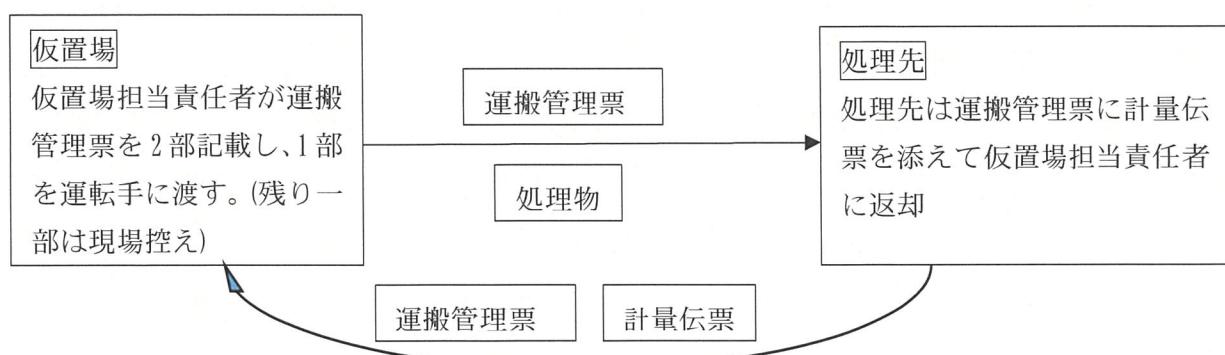


図 2-1 運搬管理表の流れ

7-4-3 現場写真

3・1 撮影項目

(1) 仮置場開設前の状況

仮置場開設前の状況を記録し原状回復時の参考にする。特に出入口部の状況や仮置場内の施設(例:ベンチ、外周側溝)に注意する。

(2) 作業状況

重機作業、作業員による作業状況(誘導・受入補助・選別等)、警備員による車両誘導、敷鉄板等仮設備、運搬車両への積込みなど。この際、重機の台数や作業員の人数ができるだけわかるように記録する。なお、作業員の人数を明確にするため朝礼時に撮影する場合もある。

(3) 仮置場全景

仮置場の経時変化がわかるように定期的に仮置場の状況を記録する。

(4) 仮設備

敷鉄板、スーパーハウス、仮設トイレ等現場に設置した仮設備の写真を残す。

(5) 原状回復

・災害廃棄物撤去後のヤード状況(廃棄物が土にめり込んでいる状況や舗装の破損状況)

・原状回復作業は現場状況に応じて必要な内容を記録する。

3・2 撮影頻度

日常管理としての撮影案を表2・1に示す。撮影に際して工事用ホワイトボードや電子小黒板を活用すると良い。写真整理ソフトも多数あるので参考にすると良い。

ただし、発注者から写真撮影の項目や頻度についての指示が出る場合もあるため、早い段階で確認し、同意を得ておく。

表2-1 日常管理としての撮影案

撮影項目	撮影頻度	留意点
重機、作業員の作業状況	数枚/日	人数、重機台数、作業内容がわかるように
仮設備設置状況	1仮置場当たり数枚	仮設ハウス、敷鉄板等の設置状況がわかるように
搬出状況	1搬出物当たり1日 1枚	災害廃棄物の種類と車番がわかるように
誘導員	1仮置場当たり数枚	誘導員配置状況がわかるように
仮置場全景	数枚/週	撮影場所の選定

7-4-4 報告書類

4・1 仮置場運営中の報告書類

(1) 集計表 参考様式6

各種日報に基づく作業員・警備員の人数、重機台数、運搬管理票に基づく運搬台数や搬出量(処理量)を集計して定期的(毎日または週1回程度)に自治体担当者に報告する。

(2) 再委託承諾願い

①仮置場業務

仮置場業務には多くの重機、作業員を必要とするため、現場作業について多くの企業の協力が必要となる。そのため、受託者は協力企業と再委託契約を締結するとともに、再委託契約先を追加するたびに再委託企業リストに追記して自治体に承諾してもらう。

②運搬業務

災害廃棄物の運搬では、廃棄物の種類、処理先の車両制限等により使用する車両が異なるため、多くの企業の協力が必要となる。そのため、受託者は協力企業と再委託契約を締結するとともに、再委託契約先を追加するたびに再委託企業リストに追記して自治体に承諾してもらう。なお、この際、一般廃棄物収集運搬業許可または産業廃棄物収集運搬業許可を確認する。災害廃棄物運搬に際し、法的にはこれらの許可を必要としないが、これにより反社会的勢力の排除を確認する。

(3) 運搬車両 **参考様式7**

処理施設によっては車両制限があるとともに事前登録が必用なため、仮置場から廃棄物を搬出する車両は、車検証を取り寄せ一覧表に整理し、必要に応じて自治体に提出する。

4・2 精算時の報告書類

業務報告書として以下の事項を整理して自治体担当者に提出する。

- ①現場管理体制
- ②集計表:人員、重機、車両、仮設備、処分量等について集計する
- ③現場写真:現場写真を写真帳に整理する
- ④その他報告事項:実施工程表、原状回復工事報告書等

根拠資料:各日報、伝票等

危険予知活動表

年 月 日

業務名		○○町○○仮置場管理業務				
本 日 の 作 業 内 容	廃棄物受入の受付					
	搬入車両の誘導、荷下ろし補助					
	廃棄物かき上げ、積込み					
危 険 の ポ イ ン ト	重機と人の接触					
	重機と車の接触					
	踏み抜きやとがった物で足や手をケガする					
危 険 へ の 対 策	重機周りに人が行かないよう誘導する					
	重機との合図を徹底する					
	保護具を着用する					
連 絡 事 項	14時 ○○商店が家電を取りに来る					
	応援車両××市パッカー車2台					
氏名（自署）		残業	氏名（自署）	残業	氏名（自署）	残業
		早出 :		早出 :		早出 :
		残業 :		残業 :		残業 :
		早出 :		早出 :		早出 :
		残業 :		残業 :		残業 :
		早出 :		早出 :		早出 :
		残業 :		残業 :		残業 :
		早出 :		早出 :		早出 :
		残業 :		残業 :		残業 :
リーダー（自署）					管理責任者	印

参考様式2

重機日常点検記録

管理番号	No.	種別	バックホウ・ホイルローダー・リフト 規格・アタッチメント:					
型式		点検結果						
点検項目		月 日 (月)	月 日 (火)	月 日 (水)	月 日 (木)	月 日 (金)	月 日 (土)	
エンジン	エンジンオイルの油量	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	
	ラジエータ,冷却水リザーバー,タンク 水量,水もれ,目詰り	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	
	エアクリーナ 目詰り (インジケーター表示)	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	
	エンジンルーム 清掃	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	
油圧装置	シリンダ,ホース/配管 油もれ	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	
運転管理	ブレーキ機能、作業セフティロック 制動状況(旋回)	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	
	ホーン,ライト/ランプ類,ミラー作動 損傷,視界	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	
作業装置	フロントアタッチメント全体 作動,損傷,グリス	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	
	アタッチメント 損傷,ゆるみ, 脱落	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	
足回り	足回り全体 油もれ	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	
キャブ	室内 清掃	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	
不良内容								
オイル	種類 数量							
グリース	(単位:本)							
アワーメーター	終業時 (単位:時間) (週の最初の稼働時は始業時の記載も必要)							
点検実施者								

特記事項（不良時対処等）

確認者

運搬日報

参考様式 4

仮置場日報 (仮置場名: ○○町○○仮置場)

)

令和 年 月 日 () 天候 ()		管理責任者 印	
搬入数量	台		
管理状況	<input type="checkbox"/> 廃棄物の保管状況 <ul style="list-style-type: none"> ・分別状況 (可燃混合物搬入量が多く不燃物との境が無くなる。搬出について町と協議。) ・廃棄物異常の有無 (置き温度が上昇傾向にある 本日は34℃) ・その他 (スレートが持ち込まれたのでフレコンに保管) <input type="checkbox"/> 衛生管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ハエ・蚊の発生 (異常なし) ・その他 (搬入された冷蔵庫内に食品を確認したため町に連絡して処理した) <input type="checkbox"/> 環境対策 <ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞 (休日のため13時ごろ約100mの車の列ができた) ・ごみの飛散 (風による飛散物があったため15時ごろ回収した) ・粉塵対策 (コンガラ積込時ハイウォッシャーで散水した) ・道路清掃 (午前、午後1回ずつ散水車で道路清掃した) ・その他 (入口近くに落下物があるので回収した) <input type="checkbox"/> クレーム <ul style="list-style-type: none"> ・住民から出口付近の道路が汚れているとクレームがあり竹ぼうきで清掃した <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間ゲート付近に廃棄物が置かれていた ・現金2万円の入った財布を発見したので町と警察に報告 		
	特記事項	△△市、××市の応援車両により可燃物を○○清掃工場に搬出	

参考様式 5

災害廃棄物運搬管理票			
搬出日	令和 年 月 日()	搬出時刻	時 分
搬出仮置場	<input type="checkbox"/> 大町町民グラウンド <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 武雄市(<input type="checkbox"/> 北方グラウンド <input type="checkbox"/> 北方運動公園 <input type="checkbox"/> 北方東運動場 <input type="checkbox"/> 杵藤ヶ丘センタ跡地 <input type="checkbox"/> 南永野地区採石場跡地)		
運搬会社名		運転手名	
車両ナンバー			
搬出先名称			
廃棄物の種類（搬出する廃棄物に✓を入れてください）			
<input type="checkbox"/> 可燃系混合廃棄物 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 罂 <input type="checkbox"/> 不燃系混合廃棄物(未分別) <input type="checkbox"/> 不燃系混合廃棄物(鉄系) <input type="checkbox"/> 不燃系混合廃棄物(非鉄系) <input type="checkbox"/> 家電製品(TV、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機) <input type="checkbox"/> その他の家電製品(上記以外)		<input type="checkbox"/> 繊維くず(布団、衣類等) <input type="checkbox"/> ソファー・ベッドマットレス類 <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> 廃コンクリート(コンクリートブロック等) <input type="checkbox"/> 廃瓦 <input type="checkbox"/> 蛍光灯 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他()	
【備考】			
※搬出仮置場控え			

災害廃棄物運搬管理票			
搬出日	令和 年 月 日()	搬出時刻	時 分
搬出仮置場	<input type="checkbox"/> 大町町民グラウンド <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 武雄市(<input type="checkbox"/> 北方グラウンド <input type="checkbox"/> 北方運動公園 <input type="checkbox"/> 北方東運動場 <input type="checkbox"/> 杵藤ヶ丘センタ跡地 <input type="checkbox"/> 南永野地区採石場跡地)		
運搬会社名		運転手名	
車両ナンバー			
搬出先名称			
廃棄物の種類（搬出する廃棄物に✓を入れてください）			
<input type="checkbox"/> 可燃系混合廃棄物 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 罂 <input type="checkbox"/> 不燃系混合廃棄物(未分別) <input type="checkbox"/> 不燃系混合廃棄物(鉄系) <input type="checkbox"/> 不燃系混合廃棄物(非鉄系) <input type="checkbox"/> 家電製品(TV、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機) <input type="checkbox"/> その他の家電製品(上記以外)		<input type="checkbox"/> 繊維くず(布団、衣類等) <input type="checkbox"/> ソファー・ベッドマットレス類 <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> 廃コンクリート(コンクリートブロック等) <input type="checkbox"/> 廃瓦 <input type="checkbox"/> 蛍光灯 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他()	
【備考】			
※搬出先の計量伝票を添付して、搬出仮置場の管理者に渡してください。			

参考様式 6

		3月																														
		労務集計表(3月)																														
		労務集計表(3月)																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 合計
全体管理	現場管理責任者	平日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	連絡調整担当者	休日	1						1									1	1													
事務担当者	平日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	25
	休日																															0
○○仮置場	平日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21
	世話役	休日	1						1									1	1													
○○仮置場	オペレーター	平日	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	1	1	2	1.5	2	2	1	1	1	1	1	1	39.5
	作業員	休日	2				2									2			2													12
○○仮置場	平日	7	7	7	7	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	179
	休日	8					8									8			8													48
○○仮置場	交通誘導員	平日	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	3	2	2	2	3	2	2	53	
	夜間警備	休日	3				3									3			3													18
○○仮置場	平日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	25
	休日	1					1									1			1													6
○○仮置場	世話役	平日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21
	オペレーター	休日	1																													6
○○仮置場	平日	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	40
	作業員	休日	2				2									2			2													12
○○仮置場	平日	7	7	8	8	8	8	7	7	7	7	7.5	8	7	7	7	7	8	7	7	7.5	7	7	8	7	7	7	7	7	184		
	休日	8					8									8			8												48	
○○仮置場	誘導員	平日	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	3	2	2	3	2	2	3	2	3	18
	夜間警備	休日	3				3									3			3												25	
○○仮置場	平日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	25
	休日	1																													6	

参考様式 7

車両リスト

1 業務日報

業 務 日 報

(仮置き場における)

◆作業場

~

◆作業員名簿

実施責任者： 氏名 _____

作業従事者： 氏名 _____	氏名 _____	氏名 _____
氏名 _____	氏名 _____	氏名 _____
氏名 _____	氏名 _____	氏名 _____
氏名 _____	氏名 _____	氏名 _____
氏名 _____	氏名 _____	氏名 _____

計 名 _____

◆使用機材

_____ .
_____ .
_____ .
_____ .

◆作業内容

① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____

◆安全衛生活動

_____ .
_____ .

2 作業従事者延べ人数管理表

作業従事者 延べ人数管理表

仮置き場名:

備考

3 仮置き場搬出車両管理表

仮置き場搬出車両管理表									
		合計							
搬出日		台数							
仮置き場名		m ³							
◆搬出車両									
番号	搬出日	伝票No.	コンテナNo. (数字7ヶタ記入)	運搬事業者	車両番号	搬出 容量	搬出港	処理先	備考
1						m ³			
2						m ³			
3						m ³			
4						m ³			
5						m ³			
6						m ³			
7						m ³			
8						m ³			
9						m ³			
10						m ³			
11						m ³			
12						m ³			
13						m ³			
14						m ³			
15						m ³			
16						m ³			
17						m ³			
18						m ³			
19						m ³			
20						m ³			
21						m ³			
22						m ³			
23						m ³			
24						m ³			
25						m ³			
26						m ³			
27						m ³			
28						m ³			
29						m ³			
30						m ³			
31						m ³			
32						m ³			
33						m ³			
34						m ³			
35						m ³			
36						m ³			
37						m ³			
38						m ³			
39						m ³			
40						m ³			

4 仮置き場搬出車両写真

仮置き場搬出車両写真			
委託業務名称			
搬出日		写真No.	
搬出所在地			
コンテナ番号		処理先	
搬出日		写真No.	
搬出所在地			
コンテナ番号		処理先	

5 仮置き場作業写真

仮置き場作業写真	
業務委託名称	
作業日	
仮置き場名	

6 処理先搬入実績報告書

処理先搬入実績報告書

仮置き場名:

合計	台数	
	重量	

番号	搬入日	伝票No.	コンテナNo. (数字7ヶタ記入)	運搬事業者	車両番号	正味重量	備考
1						kg	
2						kg	
3						kg	
4						kg	
5						kg	
6						kg	
7						kg	
8						kg	
9						kg	
10						kg	
11						kg	
12						kg	
13						kg	
14						kg	
15						kg	
16						kg	
17						kg	
18						kg	
19						kg	
20						kg	
21						kg	
22						kg	
23						kg	
24						kg	
25						kg	
26						kg	
27						kg	
28						kg	
29						kg	
30						kg	

処理先搬入実績報告書

全仮置き場合合計		台		t
----------	--	---	--	---

仮置き場名:

日付	台数	重量
8/1	台	t
8/2	台	t
8/3	台	t
8/4	台	t
8/5	台	t
8/6	台	t
8/7	台	t
8/8	台	t
8/9	台	t
8/10	台	t
8/11	台	t
8/12	台	t
8/13	台	t
8/14	台	t
8/15	台	t
8/16	台	t
8/17	台	t
8/18	台	t
8/19	台	t
8/20	台	t
8/21	台	t
8/22	台	t
8/23	台	t
8/24	台	t
8/25	台	t
8/26	台	t
8/27	台	t
8/28	台	t
8/29	台	t
8/30	台	t
8/31	台	t
合計	0	台 0.00 t

仮置き場名:

日付	台数	重量
8/1	台	t
8/2	台	t
8/3	台	t
8/4	台	t
8/5	台	t
8/6	台	t
8/7	台	t
8/8	台	t
8/9	台	t
8/10	台	t
8/11	台	t
8/12	台	t
8/13	台	t
8/14	台	t
8/15	台	t
8/16	台	t
8/17	台	t
8/18	台	t
8/19	台	t
8/20	台	t
8/21	台	t
8/22	台	t
8/23	台	t
8/24	台	t
8/25	台	t
8/26	台	t
8/27	台	t
8/28	台	t
8/29	台	t
8/30	台	t
8/31	台	t
合計	0	台 0.00 t

仮置き場名:

日付	台数	重量
8/1	台	t
8/2	台	t
8/3	台	t
8/4	台	t
8/5	台	t
8/6	台	t
8/7	台	t
8/8	台	t
8/9	台	t
8/10	台	t
8/11	台	t
8/12	台	t
8/13	台	t
8/14	台	t
8/15	台	t
8/16	台	t
8/17	台	t
8/18	台	t
8/19	台	t
8/20	台	t
8/21	台	t
8/22	台	t
8/23	台	t
8/24	台	t
8/25	台	t
8/26	台	t
8/27	台	t
8/28	台	t
8/29	台	t
8/30	台	t
8/31	台	t
合計	0	台 0.00 t

7 処理先搬入伝票写しおよび計量票写し

8 処理先搬入車両写真

処理先搬入車両写真			
委託業務名称			
搬入日		写真No.	
搬入所在地			
コンテナ番号		仮置き場名	
搬入日		写真No.	
搬入所在地			
コンテナ番号		仮置き場名	

9 処理先作業写真

処理先作業写真	
業務委託 名称	
作業日	
処理会社	
住所	

7-5 災害廃棄物の処理会社における入荷時の対応

1. 搬入時の写真撮影

トラックスケールで計量している際に、車両の前からの部分と後ろからの部分の写真を各一枚撮影する。



写真の左下角に下記が写るようにしてお撮りください。黄色部分は貴社にてご記入ください。

日付	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発注者	〇〇市
受注者	(一社)愛知県産業資源循環協会
業務名	令和〇〇年台風〇〇号による災害廃棄物処理業務委託
企業名	株式会社〇〇〇〇
工種	搬入
品目	災害廃棄物
車番	名古屋 100 △〇〇〇〇

☞貴社名



2. 管理票（C1表）と計量伝票のコピー

A4サイズに縮小して一緒にコピーしてください。計量票の数値が分かるようにする。

年月日		交付番号	監理番号	交付担当者	氏名
平成 年月日					
件名又は名称		名称			
(排出者)		住所 〒	電話番号	所在地 〒	電話番号
産業廃棄物		種類(普通の産業廃棄物) 種類(特別管理産業廃棄物)			
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 極端な燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	
	<input type="checkbox"/> 0200 油泥	<input type="checkbox"/> 1300 フラス 斜面(くず)	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)	
	<input type="checkbox"/> 0300 废油	<input type="checkbox"/> 1400 鉛さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 廃泥(有害)	
	<input type="checkbox"/> 0400 垢酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)	
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)	
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号危険物(有害)	
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず		<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等		
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性接着	<input type="checkbox"/> 4000 動物系形不整形	<input type="checkbox"/> 7422 強下水汚泥		
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7433 鉛さい(有害)			
管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)					
<input type="checkbox"/> 委託記載のとおり					
<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					
名称 / 所在地 / 電話番号					
受取分場所					
<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり					
<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					
運搬受託者					
氏名又は名称					
住所 〒 電話番号					
処分受託者					
氏名又は名称					
住所 〒 電話番号					
被托者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)		受領印	年月日	数量(及び単位)	
受托者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)		受領印	年月日	数量(及び単位)	
名称 / 所在地 / 電話番号		(委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号)			
照合確認					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会					
100円					

計量票（C）

日時	受入
車番	
受注者	
品目	
単価	総重
料金	尾袋
消費税	正味
合計	m ³
割分先	
排出	
所在地	
運搬業者	
運転手名	車種

3. 翌日の午前中までに、現場事務所にメールで送付

【1. 写真のデータ】と

【2. 管理票・計量票(PDFデータ】を 下記メールアドレスに送付。

現場担当者の E-mail アドレス :

現場担当者の携帯電話番号 :

4. 処理工程の写真の撮影（5～6枚程度）（受入後、数日以内に）

- 簡単で結構ですので、作業内容をメールに記載の上、写真を添付して上記アドレスへ送付。
- 受け入れたものの処理工程の写真を、できる範囲でお撮りください。

5. その他

- 処理が終わったら「E表」を協会事務局に送付。
- (月末までの分をまとめて) → 発注自治体に送付する。
- E表のコピーを請け負った会社へ送付。
- 処理費の精算は、発注自治体からの業務がすべて終了した後で行う。

協会へのご請求はそれまでお待ちください。

<サンプル写真>



7-6 2次（および3次）処理先への搬出について

1. 搬出時の写真撮影

車両の前からの部分と後ろからの部分の各一枚の写真撮影。



黄色の部分を記入

日付	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発注者	〇〇市
受注者	(一社) 愛知県産業資源循環協会
業務名	令和〇〇年台風〇〇号による災害廃棄物処理業務委託
企業名	株式会社〇〇〇〇
工種	搬出
品目	災害廃棄物
車番	名古屋 100 △〇〇〇〇



2. 翌日の午前中までに現場事務所にメールで送付

【1. 写真のデータ】を下記メールアドレスに送付。

現場担当者の E-mail アドレス :

現場担当者の携帯電話番号 :

3. 管理票

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票							
支付年月日 年 月 日	支付番号 20000000203	管理番号	支付担当者 氏名	印			
事業者 （排出者） 名又は名称 住所 電話番号	（2）	事業場 （仮置場） 名 所在地 電話番号	（3）				
産業廃棄物 種類 名 量 及 単 位 荷姿 産業廃棄物の名称 有害物質等 処分方法 備考・連絡欄	<input type="checkbox"/> 極粗（普通の産業廃棄物） <input type="checkbox"/> 0100 焼えがら <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 油脂 <input type="checkbox"/> 0400 酸 <input type="checkbox"/> 0500 酸アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 塗装アクリル <input type="checkbox"/> 0700 紙 <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 紙被くず <input type="checkbox"/> 1000 黏性物性 <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 極粗（特別管理産業廃棄物） <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 有機物質 <input type="checkbox"/> 1400 油 <input type="checkbox"/> 1500 鉛 <input type="checkbox"/> 1600 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号燃焼物 <input type="checkbox"/> 2000 特殊系塗料不溶物 <input type="checkbox"/> 2100 動植物性 <input type="checkbox"/> 2200 油脂下水汚泥 <input type="checkbox"/> 2300 有機物質 <input type="checkbox"/> 2400 引火性油漬 <input type="checkbox"/> 2500 有機物質 <input type="checkbox"/> 2600 油脂（有害） <input type="checkbox"/> 2700 強酸 <input type="checkbox"/> 2800 強アルカリ <input type="checkbox"/> 2900 有機物質 <input type="checkbox"/> 3000 PCB等 <input type="checkbox"/> 3100 強酸（有害） <input type="checkbox"/> 3200 強アルカリ（有害） <input type="checkbox"/> 3300 有機物質（有害） <input type="checkbox"/> 3400 塗装アクリル（有害） <input type="checkbox"/> 3500 有機物質（有害） <input type="checkbox"/> 3600 有機物質（有害） <input type="checkbox"/> 3700 有機物質（有害） <input type="checkbox"/> 3800 有機物質（有害） <input type="checkbox"/> 3900 有機物質（有害） <input type="checkbox"/> 4000 動植物性 <input type="checkbox"/> 4100 焼石粉等 <input type="checkbox"/> 4200 油脂（有害） <input type="checkbox"/> 4300 有機物質（有害） <input type="checkbox"/> 4400 紙（有害） <input type="checkbox"/> 4500 有機物質（有害） <input type="checkbox"/> 4600 有機物質（有害） <input type="checkbox"/> 4700 有機物質（有害） <input type="checkbox"/> 4800 有機物質（有害） <input type="checkbox"/> 4900 有機物質（有害）				
中間処理 産業廃棄物 管理者（支付者）の氏名又は名称/管理者の交付番号（登録番号） 種類記載のとおり 当欄記載のとおり							
最終処分 の場所 名称/所在地/電話番号 □ 委託契約書記載のとおり □ 当欄記載のとおり							
直搬受託者 名又は名称 住所 電話番号	（6）	（7）	（8）				
差分受託者 名又は名称 住所 電話番号							
運搬用 （底行用）	発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会 F100 請求印 了年月日 平成 年 月 日 数量（及び単位） 受領印 了年月日 平成 年 月 日 最終処分 氏名 氏名 名称/所在地/電話番号 （委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号） B2欄 平成 年 月 日 C欄 平成 年 月 日 D欄 平成 年 月 日 E欄 平成 年 月 日						

<記載方法>

- ①交付年月日 搬出する日
- ②排出者 委託自治体及び住所
- 排出事業場 一次仮置場名称及び住所
- ③産業廃棄物の名称 災害廃棄物
- 処分の方法 「埋立」最終処分場に搬出する場合
「焼却」焼却施設に搬出する場合
- ④中間処理 貴社名を記入
- ⑤ 記載しない。
- ⑥運搬受託者 依頼する会社
- ⑦、⑧処分受託者 埋立処分先又は焼却処分先

4. 搬出量

- ・受入量に対して○%の残さが出るものとして計算する。
- ・車両1台分の量が蓄積された段階で搬出を行う。
- 搬出の段取りが済みましたら、前日までに現場担当者までメールにてご報告。
- ・管理票のE表は、<協会事務局>へ戻しして頂くので、処理先からはE表のコピーを受け取る。

第8章 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出

8-1 申立書

申立書

届出者は、令和〇〇年台風〇〇号により発生した災害廃棄物について、広域処理支援のため、下記のとおり産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を行います。

なお、非常災害のための必要な措置が終了した段階で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項に基づく届出を行い、同施行規則第12条の7の17第4項の規定により交付された受理書を返納いたします。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 災害廃棄物発生場所 | 〇〇県〇〇市内 |
| 2 災害廃棄物保管場所 | 〇〇県〇〇市〇〇 |
| 3 災害廃棄物の種類 | 柱角材、可燃物、不燃物、コンクリートガラ、金属くず、がれき混土砂、
その他 |
| 4 災害廃棄物の推計量 | 約〇〇〇〇トン |
| 5 処理期間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月末まで予定 |

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

8-2 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書 様式第35(第13条関係)
様式第35(第13条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に 係る届出書	
令和 年 月 日	
愛知県知事 殿	
届出者 住 所 ○○市○○区○○町○○番○○号 氏 名 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 電話番号 ○○○ - ○○ - ○○○○	
<p>産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物 を当該 について 処理施設で処理したい ので、廃棄物の処理及び清掃に關 て非常災害のために必要な応急措置として処理を開始した</p> <p>する法律第15条の2 第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。 第1項及び第2項</p>	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	○○市○○町○丁目○番
産業廃棄物処理施設の種類	廃プラスチック類の焼却施設(2号) 令第2条第1号から第4号の2まで及び第11号に掲げる廃 棄物の焼却施設(5号)
産業廃棄物処理施設において処理 する産業廃棄物の種類(当該施設 が石綿含有産業廃棄物の溶融施設 である場合にあつては、石綿含有 産業廃棄物を処理する旨)	廃プラスチック類 木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、動植物性残さ、廃 酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有 ばいじん等を除く。)、感染性産業廃棄物 (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
産業廃棄物処理施設に係る 許可年月日及び許可番号	平成○年○○月○○日 ○令○○保第○○○ - ○号
産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が産業廃棄物の最終処 分場である場合にあつては、廃棄 物の埋立処分の用に供される場所 (既に廃棄物が埋め立てられてい る場所を除く。)の面積及び残余の 埋立容量)	廃プラスチック類 ○○t/日 木くず ○○t/日 紙くず ○○t/日 繊維くず ○○t/日 ゴムくず ○○t/日 動植物性残さ ○○t/日 廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。) ○○t/日 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。) ○○t/日 感染性産業廃棄物 ○○t/日 (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
産業廃棄物処理施設に係る法第 15条第1項の許可に付された条件	なし
産業廃棄物処理施設において処理 する一般廃棄物の種類及び種類ご との処理量(当該施設が石綿含有産 業廃棄物の溶融施設である場合に あつては、石綿含有一般廃棄物の処 理量を含み、当該施設が令第7条第 14号イ又はハに掲げる産業廃棄物 の最終処分場(水銀処理物に係るも のに限る。)である場合にあつては、 水銀処理物の処理量を含む。)の見 込み	廃プラスチック類、木くず、紙くず及び繊維くずの単品又 は混合物 ○○t/日
一般廃棄物の処理を開始する日 (非常災害のために必要な応急措置と して一般廃棄物の処理を開始した日)	令和○○年○○月○○日
※処 理 欄	

- 備考 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類の欄は、省令第12条の7の16第1項の規定により、廃プラスチック類の破碎施設（1号）、廃プラスチック類の焼却施設（2号）、令第2条第2号に掲げる廃棄物の破碎施設（3号）、同条第9号に掲げる廃棄物の破碎施設（4号）、石綿含有産業廃棄物の溶融施設（4号の2）、同条第1号から第4号の2まで及び第11号に掲げる廃棄物の焼却施設（5号）、令第7条第14号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場（5号の2）又は同条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（6号）の別を記入すること。
- 3 次の書類を添付すること。
- (1) 当該届出に係る産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
- (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類
- ア 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処分業の許可を受けたことを示す書類
- イ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
- ウ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
- エ 一般廃棄物の広域的な処理を行うことについての環境大臣の認定証の写し
- オ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

8-3 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に関する受理書

様式第19号の3(第8条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に関する受理書

○○△△第○○-○○
令和○○年○○月○○

住 所 ○○市○○区○○町○○番○○号
氏 名 ○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 様
(名称及び代表者の氏名)

愛知県知事 ○○ ○○

令和○○年○○月○○日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による次の事項の届出を受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	○○市○○区○○町○○番○○号
産業廃棄物処理施設の種類	廃プラスチック類の焼却施設(2号) 令第2号第1号から第4号の2まで及び第11号に掲げる廃棄物の焼却施設(5号)
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物	廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの単品又は混合物
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日及び許可番号	平成○○年○○月○○日 ○○△△第○○-○○
産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	なし

8-4 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書 様式第 38(第 13 条
関係)

様式第 38 (第 13 条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に 係る変更(廃止)届出書	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
愛知県知事 殿	
住 所	
届出者	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
氏 名	
〇〇〇〇株式会社	
代表取締役 〇〇 〇〇	
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による特例措置の届出 に係る変更(廃止)をしたので、同法施行規則第 12 条の 7 の 17 第 5 項の規定により、次の とおり届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	〇〇南〇〇町〇丁目〇番
産業廃棄物処理施設に係る 許可年月日及び許可番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇令〇〇保第〇〇-〇3
産業廃棄物処理施設において処理 する一般廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず、紙くず及び纖維く ずの単品又は混合物
変 更 (廃 止) 理 由	1 産業廃棄物処理施設の種類に変更があつた。 2 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の 種類に変更があつた。 ③ 当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止し た。
変 更 (廃 止) 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
※処 理 欄	

- 備考 1 ※欄は、記入しないこと。
2 様式中の「変更(廃止)」は、変更又は廃止のいずれか該当する方を〇で囲むこと。
3 変更(廃止)理由の欄は、該当する項目の番号を〇で囲むこと。
4 省令第 12 条の 7 の 17 第 4 項に規定する受理書(原本)を添付すること。
5 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

第9章 高速道路の減免申請手続き

9-1 被災自治体から防災担当課長宛て災害に伴う災害派遣等従事車両の取扱いについて通知（千曲市の例）

○危第〇〇号
令和〇〇年(20〇〇年)〇〇月〇〇日

各都道府県防災担当課長 様

〇〇県危機管理部危機管理防災課長
(公 印 省 略)

令和〇〇年台風第〇〇号による災害に伴う災害派遣等従事車両の取扱いについて（依頼）

令和〇〇年台風第〇〇号に係る被災地支援につきましては、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、各高速道路会社等が管理する有料道路の無料措置を講じていただくことになりました。

つきましては、対象車両が被災地支援等のために、各高速道路会社等が管理する有料道路を使用したい申し出があった場合は、下記のとおり取り扱うこととしましたので、必要に応じた対応をいただきましますようお願いします。

また、管内の各市町村にも周知いただくよう重ねてお願いいたします。

記

1 期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）

2 料金免除措置を行う有料道路管理者

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社
(各地方道路公社については調整中)

3 対象車両

- (1) 自治体等からの要請により、被災者の避難所又は被災した県市町村の災害対策本部（物資集積所を含む）へ救援物資等を輸送するための車両
- (2) 自治体等からの要請により、被災地の復旧にあたるための物資、人員等を輸送するための車両
- (3) 自治体が災害救援のために使用する車両
- (4) 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請又は受入承諾したものに使する車両

4 簡素化された手続きの案内

令和元年7月から、災害ボランティア車両の高速道路無料措置における手続きは簡素化されておりますので、問い合わせに対しては簡素化された手続きをご案内頂くようお願ひいたします。

また、従前の手続きによる運用も可能であることから、そちらを希望される場合は、証明書発行等の手続きをお願いいたします。

5 取扱方法

(1) 証明書の携帯

料金を徴収しない車両としての取扱いを受けようとする災害派遣等従事車両には、災害派遣等従事車両証明書（別添様式）を携帯させるものとする。

(2) 災害派遣等従事車両証明書記載要領

ア 通行年月日

イ 通行区間（道路名、流入・流出ＩＣ）

ウ 車両番号

エ 発行年月日、発行者の職・氏名・印

(3) 証明者の発行者

証明者の発行者は、都道府県災害派遣命令者又は市町村災害派遣命令者とする。

(4) 証明書の必要枚数

証明書は、車両1台につき、通行料金を支払う料金所ごとに必要となるため、走行経路により必要な枚数を発行する。

(5) 証明書の提出

証明書を携帯する災害派遣等従事車両は、料金所において一時停止した後、証明書を提出することにより、料金を徴収しない車両としての取扱いを受ける。

(6) 注意事項

無料措置を受けようとする災害ボランティア車両は、ETCレーン（スマートＩＣを含む）は利用できないため、有料道路入口では一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーン（料金精算機の場合は、係員呼び出しボタンで応答）で証明書と通行券を係員に渡すよう申請者に周知すること。

(7) ボランティア受入の確認

災害ボランティア活動従事者については、申請書（証明書）に長野県内の災害ボランティアセンターから災害ボランティアに従事する者であるとの確認を受けた書類（確認印）を受けること。

担 当 :	○○県危機管理部危機管理防災課 (課長) ○○○○○ (担当) ○○○○○
電 話	○○○○○-○○-○○○○○ (直通)
F A X	○○○○○-○○-○○○○○
防災無線	○-○○○-○○○○○
E-mail	○○@pref.○○○○○.lg.jp

9-2 災害派遣等従事車両証明書の申請書

(様式1-1)

災害派遣等従事車両証明の申請書（法人の場合）

様

平成 年 月 日

申請者 住 所

法 人 名

代表者名

印

電話番号

令和〇〇年台風第〇〇号による災害に伴う災害救助のため、高速道路会社等が管理する下記有料道路を通行します。

1 使用予定年月日	令和 年 月 日 () から 令和 年 月 日 () まで
2 通行予定道路名	
3 予定区間	I C ~ I C I C ~ I C
4 乗車責任者の職・氏名	
5 同乗者の職・氏名	
6 車両登録番号	
7 申請枚数	枚
8 活動内容	

注) 車両1台につき1枚必要となります。

添付書類：(国等からの委託の場合) 委託内容、行程が分かる書類、

(その他の場合) 行程、被災地の受け入れ体制、組織の概要が分かる書類

(ボランティアの場合) 受付ボランティアセンターの証明書

災害派遣等従事車両証明の申請書（個人の場合）

様

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

令和〇〇年台風第〇〇号による災害に伴う災害救助のため、高速道路会社等が管理する下記有料道路を通行します。

1 使用予定年月日	令和 年 月 日 () から 令和 年 月 日 () まで
2 通行予定道路名	
3 予定区間	I C ~ I C I C ~ I C
4 乗車責任者の職・氏名	
5 同乗者の職・氏名	
6 車両登録番号	
7 申請枚数	枚
8 活動内容	

注) 車両 1 台につき 1 枚必要となります。

添付書類：（国等からの委託の場合）委託内容、行程が分かる書類、
 （その他の場合）行程、被災地の受入れ体制、組織の概要が分かる書類
 （ボランティアの場合）受付ボランティアセンターの証明書

9-3 災害派遣等従事車両証明書

別紙1

災害派遣等従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	
道 路 名 及び区間	道路名 入口 I C名→ 出口 I C名 道 I C → 道 I C
乗車責任者の 所属、氏名	
車両登録番号	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・入口では一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーンで本証明書と通行券を係員にお渡しください。E T Cは利用できません。 ・本証明書に記載の入口 I C、出口 I C以外の利用はできません。(途中での出入りは不可)
<p>この車両は、令和〇〇年台風〇〇号による災害（〇〇県）に伴う 災害派遣等従事車両であることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>発行者 の 職 氏 名 印</p>	

災害時における 協力確認調査票

返信:FAX 052-322-0136 (一社)愛知県産業資源循環協会へ

所属支部	支部	会員名	
回答日	令和 2 年 月 日		
回答者名(役職)			
大規模災害が発生した場合で、事業所が被災せず、又は被災の程度が低かったとき、貴社では機材や人員を被災地に派遣し、又は、災害廃棄物を受け入れて処分するなど、災害廃棄物の処理に協力する意向はありますか			
<input type="checkbox"/> 協力する		<input type="checkbox"/> 費用面などの条件次第では、協力する	<input type="checkbox"/> 協力できない

協力すると回答した場合は、以下の設問にお答えください。

協力いただける分野は、次のうちどれですか？(複数回答可)

- | | | |
|------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 撤去(解体を含む) | <input type="checkbox"/> 収集と運搬 | <input type="checkbox"/> 最終処分 |
| <input type="checkbox"/> 分別作業 | <input type="checkbox"/> 中間処理 | |

事業所:本社のほか、支店、営業所、処理場などで、重機や運搬車両などがあるか等、選択してください。
事業所が1か所を超えた場合は、コピーで対応してください。

事業所	本社 ・支店 ・営業所 ・処理場 ・資材置き場 ・その他 (※○印を記載してください)		
所在地			
電話番号			FAX番号
保有資機材	処理施設 ・ 重機 ・ 車両 ・ その他 (※○印を記載してください)		
連絡担当者	正	氏名(役職)	
携帯番号	* 常時通じる電話		
携帯メール	* 常時通じる電話		
Eメール			
連絡担当者	副	氏名(役職)	
携帯番号	* 常時通じる電話		
携帯メール	* 常時通じる電話		
Eメール			

* 連絡担当者の方の携帯電話番号、携帯メール、Eメールアドレスは、愛産協事務局で管理し、協力会員の了解なく外部に開示はいたしません。

(一社)愛知県産業資源循環協会

①会員名 (会社名)		②記入担当者所属; 氏名: TEL: / FAX:			
③所 属 支 部		<input type="checkbox"/> 名古屋 <input type="checkbox"/> 尾張西 <input type="checkbox"/> 尾張北 <input type="checkbox"/> 尾張南 <input type="checkbox"/> 西三河 <input type="checkbox"/> 東三河 <input type="checkbox"/> 県外			
④許 可 内 容		<input type="checkbox"/> 収集運搬 <input type="checkbox"/> 中間処分 <input type="checkbox"/> 最終処分			
⑤所属する関係団体		<input type="checkbox"/> 建設業協会 <input type="checkbox"/> 建設解体業協会 <input type="checkbox"/> その他[]			
⑥ 運 搬	t 車(積載容量 m ³) 台【台】 [普通・深ダンプ・クレーン付き]	普 通 ト ラ ック	t 車(積載容量 m ³) 台【台】 [普通・クレーン付き]	脱 着 装 置 付 コ ン テ ナ 車	t 車 台【台】 [コンテナ容量 m ³ 台]
	t 車(積載容量 m ³) 台【台】 [普通・深ダンプ・クレーン付き]		t 車(積載容量 m ³) 台【台】 [普通・クレーン付き]		t 車 台【台】 [コンテナ容量 m ³ 台]
	t 車(積載容量 m ³) 台【台】 [普通・深ダンプ・クレーン付き]		t 車(積載容量 m ³) 台【台】 [普通・クレーン付き]		t 車 台【台】 [コンテナ容量 m ³ 台]
	t 車(積載容量 m ³) 台【台】 [普通・深ダンプ・クレーン付き]		t 車(積載容量 m ³) 台【台】 [普通・クレーン付き]		t 車 台【台】 [コンテナ容量 m ³ 台]
	t 車(積載容量 m ³) 台【台】 [普通・深ダンプ・クレーン付き]		t 車(積載容量 m ³) 台【台】 [普通・クレーン付き]		t 車 台【台】 [コンテナ容量 m ³ 台]
	t 車(積載容量 m ³) 台【台】 [普通・深ダンプ・クレーン付き]		t 車(積載容量 m ³) 台【台】 [普通・クレーン付き]		t 車 台【台】 [コンテナ容量 m ³ 台]
⑦ 車 両	t 車(積載容量 m ³) 台【台】	重 機 運 搬 車	t 車 台【台】	タ ン ク ロ リ ー	kl車 台【台】
	t 車(積載容量 m ³) 台【台】		t 車 台【台】		kl車 台【台】
	t 車(積載容量 m ³) 台【台】		t 車 台【台】		kl車 台【台】
	t 車 台【台】		t 車 台【台】		t 車 台【台】
	t 車 台【台】		t 車 台【台】		t 車 台【台】
	t 車 台【台】		t 車 台【台】		t 車 台【台】
ダ ギ バ ーム	t車 台【台】	そ の 他	車種[] 能力[]	台【台】	
	t車 台【台】		車種[] 能力[]	台【台】	
	t車 台【台】		車種[] 能力[]	台【台】	
⑦ 重 機	バケット容量: m ³ 台【台】 [内、フォーク装着可 台・ブレーカー装着可 台]	ブル ド ザ ー ショ ベル ロ ダ	t 台【台】		
	t 台【台】				
	t 台【台】				
	バケット容量: m ³ 台【台】 [内、フォーク装着可 台・ブレーカー装着可 台]		バケット容量: m ³ 台【台】		
	バケット容量: m ³ 台【台】 [内、フォーク装着可 台・ブレーカー装着可 台]		バケット容量: m ³ 台【台】		
	バケット容量: m ³ 台【台】 [内、フォーク装着可 台・ブレーカー装着可 台]		バケット容量: m ³ 台【台】		
最大荷重: kg 台【台】	その 他	車種[] 能力[]	台【台】		
最大荷重: kg 台【台】		車種[] 能力[]	台【台】		
最大荷重: kg 台【台】		車種[] 能力[]	台【台】		

⑧ 船舶	t 隻【 隻】	⑨ 岸壁 使用 可能	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し	
	t 隻【 隻】		住所		
	t 隻【 隻】				
⑩アスベストを含む解体作業		<input type="checkbox"/> 対応可能		<input type="checkbox"/> 対応不可能	
⑪ 中間処分	焼却施設	t/時【 ----- 焼却灰の処分 <input type="checkbox"/> 自社処分 <input type="checkbox"/> 社外搬出	破碎施設	t・m ³ /時 基【 [形式] <input type="checkbox"/> 移動式 <input type="checkbox"/> 固定式(移設可・不可) [仕様] <input type="checkbox"/> 軟仕様 <input type="checkbox"/> 硬仕様	
		t/時【 ----- t/時】			
	施脱設水	t/時【 ----- t/時】			
	⑫ 最終処分	離油施水設分	t/時【 ----- t/時】	管理型品目	t・m ³ /時 基【 [形式] <input type="checkbox"/> 移動式 <input type="checkbox"/> 固定式(移設可・不可) [仕様] <input type="checkbox"/> 軟仕様 <input type="checkbox"/> 硬仕様
		施中設和の他	種類[----- t/時【 ----- t/時】 施設]		
			種類[----- t/時【 ----- t/時】 施設]		
⑬ 資源化・再生利用	安定型品目	残余容量 m ³ [海上輸送の可能性] <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し [使用岸壁] <input type="checkbox"/> 自社所有 <input type="checkbox"/> 公共貸与	管理型品目	残余容量 m ³ [海上輸送の可能性] <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し [使用岸壁] <input type="checkbox"/> 自社所有 <input type="checkbox"/> 公共貸与	
		残余容量 m ³ [海上輸送の可能性] <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し [使用岸壁] <input type="checkbox"/> 自社所有 <input type="checkbox"/> 公共貸与			
⑭ その他資機材	木質系廃棄物	t・m ³ /時【 t・m ³ /時】	品目[]	t・m ³ /時【 t・m ³ /時】	
	金属くず	t・m ³ /時【 t・m ³ /時】	品目[]	t・m ³ /時【 t・m ³ /時】	
	コンクリートがら	t・m ³ /時【 t・m ³ /時】	品目[]	t・m ³ /時【 t・m ³ /時】	
	品目[]	t・m ³ /時【 t・m ³ /時】	品目[]	t・m ³ /時【 t・m ³ /時】	

様式 10-3

調査票(3/3)

1. 災害時に処分可能な災害廃棄物等について

No	区分	処理方法	能 力 (t/日)	15条の 産業廃棄 物処理施 設許可	8条の 一般廃棄 物処理施 設許可	備 考 (許可の条件)
1	廃プラスティック類					
2	コンクリートがら					
3	ガラスくず、瓦					
4	金属くず					
5	家電（4品目）					
6	小型家電					

2. 災害時に処分可能な処理困難物等について

No	区分	処理方法	能 力 (t/日)	15条の 産業廃棄 物処理施 設許可	8条の 一般廃棄 物処理施 設許可	備 考 (許可の条件)
1	動物の死体					
2	畳					
3	タイヤ					
4	ソファー・ベット					
5	ふとん					
6	腐敗性廃棄物（食品・農産物等）					
7	石膏ボード					
8	スプレー缶					
9	ガスボンベ					
10	太陽光パネル					
11	消火器					
12	不燃物（混合物）					
13	発泡スチロール					

3. 災害時に処分可能な有害廃棄物等について

No	区分	処理方法	能 力 (t/日)	15条の 産業廃棄 物処理施 設許可	8条の 一般廃棄 物処理施 設許可	備 考 (許可の条件)
1	農薬・化学薬品					
2	有機溶剤・塗料・油類					
3	感染性廃棄物					
4	蛍光灯					
5	電池類					

注1) 災害廃棄物を処分できる許可施設は、廃棄物処理法第8条の規定に基づく一般廃棄物処理施設及び同法第15条の規定に基づく産業廃棄物処理施設（但し、一般廃棄物を処分するため同法第15条の2の5の規定に基づく届出済み施設）

注2) 15条及び8条の許可施設である場合は「○」を記入する。許可施設でない場合は「-」を記入する。

注3) 処分方法・能力(t/日)は、例えば「焼却, 50」、「破碎, 100」等と記入する。

注4) 備考(許可の条件)は、例えば「焼却, 産廃の廃プラを除く」、「破碎, 一廃の粗大ごみ」等と記入する。

【記入要領】

◆貴社が保有している資機材について該当欄にご記入下さい。保有していない資機材の欄は空欄のままで結構です。

◆資機材の能力及び台数は、**貴社が保有する全ての資機材の能力及び台数をご記入の上、災害時に協力可能な能力毎の台数又は受入れ可能容量等について【 】内にご記入願います。**

◆記入欄が足りない場合には、調査票をコピーしてご利用下さい。

①会員名：会社名を記入願います。

②記入担当者所属・氏名：調査票記入者の所属及び氏名、連絡先TEL／FAXを記入願います。

③所属支部：該当する所属支部の□部をチェック（□以下同様）願います。

④許可内容：該当する欄をチェック願います。

⑤所属する関係団体：該当する欄をチェック願います。

その他をチェックされた場合は[]内に具体的な団体名を記入願います。

⑥運搬車両：貴社の保有している運搬車両について、容量毎の台数をご記入下さい。

※ダンプトラック、普通トラック、パッカー車については、積載重量と積載容量の両方をご記入下さい。

※その他の欄には、その他保有している車両をご記入下さい。

⑦重機：貴社の保有している重機について、ご記入下さい。

※その他の欄には、その他保有している重機をご記入下さい。

⑧船舶：貴社の保有している船舶について、ご記入下さい。

⑨使用可能岸壁：使用可能岸壁の有無については、該当する□部をチェック願います。

※有りの場合は、使用可能岸壁の住所をご記入下さい。

⑩アスベストを含む解体作業：

貴社がアスベストを含む解体作業に対応可能か否かについて、該当する□部をチェック願います。

⑪中間処分：貴社の保有している中間処理施設について、ご記入下さい。

※焼却・脱水・油水分離・中和・その他の施設は、保有している合計の能力をご記入下さい。

※焼却灰の処分方法については、該当する□部をチェック願います。

※破碎施設は1基あたりの能力、形式、仕様および基数をご記入下さい。

※破碎施設の仕様は、主な破碎対象物により選択してください。

・軟仕様：布団、マットレス、畳等

・硬仕様：コンクリート塊、金属くず等

⑫最終処分：貴社の保有している最終処分場について、ご記入下さい。

※現時点(平成25年3月31日現在)での残余容量をご記入下さい。

※海上輸送の可能性、使用岸壁について該当する□部をチェック願います。

※複数所有されている場合は、処分場ごとに分けてご記入下さい。

⑬資源化・再生利用：貴社の保有している資源化・再生利用施設について、ご記入下さい。

※保有している合計の能力をご記入下さい。

※能力表示は、t/時もしくはm³/時とし、該当する単位に○印を付けて下さい。

⑭その他資機材：貴社の保有しているその他の資機材について、ご記入下さい。

以上

第11章 付属資料

1.1 - 1 愛産協が協力協定を締結している県・市町村一覧（支部別）

【協会本部】

番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	担当者(副)	担当者(副)	担当者(副)	FAX	FAX	メール	締結日
1	愛知県	環境局資源循環推進課	一般廃棄物グループ課長補佐 儀見 裕文	担当課長(循環・一般廃棄物) 新宅 茂一	052-954-6234	052-953-7776	junkan@pref.aichi.lg.jp			平成17年4月1日	

【名古屋支部】

番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	担当者(副)	担当者(副)	電話	電話	FAX	メール	締結日
1	名古屋市	環境局事業部作業課	処理係長 大西 和博	作業課長 恒川 英樹	052-972-2396	052-972-4133	a2393@karikyoyokoku.city.nagoya.lg.jp			平成9年12月24日	

【尾張西部】

番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	担当者(副)	担当者(副)	電話	電話	FAX	メール	締結日
1	一宮市	環境部廃棄物対策課	藤原淳	廢棄物対策課 課長補佐	星野泰久	環境部次長 兼廃棄物対策課課長	0586-45-5374	0586-45-5374	0586-45-0923	haiki@city.ichinomiya.lg.jp	平成25年9月20日
2	稻沢市	経済環境部資源対策課	野村和正	循環推進グループ 主任	別府正弘	資源対策課課長	0587-36-0135	0587-36-3709	kankyo@city.inazawaichi.lg.jp		平成26年1月28日
3	清須市	市民環境部生活環境課	課長補佐 清水 優世	課長補佐 永津 竜二	松村和浩	生活環境課課長	052-400-2911(代)	052-400-2963	seikatsukankyo@city.kiyosu.lg.jp		平成26年10月1日
4	北名古屋市	防災環境部環境課	課長補佐 吉田 匠吾	島田恭弘	島田恭弘	課長	0568-22-1111(代)	0568-25-0611	kankyo@city.kitanagoya.lg.jp		平成27年1月9日
5	津島市	市民生活部生活環境課	安井正人	大澤礼幸	生活環境課課長	大澤礼幸	0567-26-4228	0567-26-9675	kankyou@city.tsushima.lg.jp		平成27年8月27日
6	愛西市	市民協働部環境課	主事 吉田 匠吾	山岸忠則	環境課長 山岸忠則	環境課長	0567-55-7114	0567-26-5615	kankyo@city.aisai.lg.jp		平成27年8月27日
7	弥富市	市民生活部環境課	課長補佐 服部一宏	田口邦郎	環境課長 田口邦郎	環境課長	0567-65-1111(代)	0567-67-4011	kankyo@city.yatomi.lg.jp		平成27年8月27日
8	あま市	市民生活部環境衛生課	係長 鈴木 孝政	課長補佐 澤田 真伸	課長補佐 澤田 真伸	課長補佐 澤田 真伸	052-444-3132	052-443-3555	kankyoiese@city.ama.lg.jp		平成27年8月27日
9	豊山町	生活福祉部住民課	環境保全グループ 長 柴田 骨文	住民課長 天野 加奈子	住民課長 天野 加奈子	課長 天野 加奈子	0568-28-0916	0568-28-2870	kankyo@town.toyoyama.lg.jp		平成27年7月6日
10	大治町	建設部産業環境課	課長補佐 松村 正二郎	課長補佐 松村 正二郎	課長 鈴木 昌樹	課長 鈴木 昌樹	052-444-2711	052-443-4468	sangyokankyo@town.oharu.lg.jp		平成27年9月27日
11	蟹江町	民生部環境課	係長 丹羽 健一郎	主事 黒川 聖斗	環境課長 石原 己樹	環境課長 石原 己樹	0567-95-1111(代)	0567-95-9188	kankyo@town.kanie.lg.jp		平成27年8月27日
12	飛島村	民生部保健環境課	主事 黒川 聖斗	主事 山田 拓矢	主事 山田 拓矢	主事 山田 拓矢	0567-52-1009	0567-52-1231	tb-hokerikanryo@vill.tobishima.lg.jp		平成27年8月27日

第11章 付属資料

1.1－1 愛産協が協力協定を締結している県・市町村一覧（支部別）

【尾張北支部】

番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	電話	FAX	メール	締結日
1	瀬戸市	市民生活部環境課	ごみ減量係長 平川 亜子	環境課長 加藤 守幸	0561-88-2675	0561-88-2664	kankyo@city.seto.lg.jp	平成27年7月24日
2	春日井市	環境部ごみ減量推進課	管理担当主査 高木 俊成	ごみ減量推進課長 児島 由典	0568-85-6223	0568-84-8731	gomigen@city.kasugai.lg.jp	平成26年11月19日
3	犬山市	経済環境部環境課	環境課主任主査 武馬 深雪	環境課長 小笠原 健一	0568-44-0344	0568-44-0367	020300@city.inuyama.lg.jp	平成27年6月26日
4	江南市	経済環境部環境課	ごみ対策グループ 主査 野田 知也	環境課長 相原 政樹	0587-54-1111(代)	0587-56-5033	kankyo-o@city.konan.lg.jp	平成27年8月24日
5	小牧市	市民生活部ごみ政策課	ごみ減量推進係長 横山 京子	ごみ政策課長 鈴木 尚紀	0568-76-1187	0568-72-2340	gomisei@city.komaki.lg.jp	平成24年11月28日
6	尾張旭市	市民生活部環境課	課長補佐 西尾 元伸	環境課長 大戸 雄浩	0561-76-8135	0561-52-0831	kankkyou@city.owariasahi.lg.jp	平成27年8月11日
7	岩倉市	建設部環境保全課	清掃事務所長 課長補佐 青山 康徳	環境保全課長 鶴田 目輝	0587-38-5808	0587-66-6100	kankyoohozan@city.iwakura.lg.jp	平成27年7月1日
8	豊明市	経済建設部環境課	資源循環係長 岩崎佳幸	環境課長 塙田 力	0562-92-1113	0562-85-1560	kankyo@city.toyoake.lg.jp	平成25年10月25日
9	日進市	生活安全部環境課	生活安全部環境課長 ごみ減量推進係長 大谷 悠(はるか)	生活安全部環境課長 近藤 伸治	0561-73-2883	0561-72-4603	kankyo@city.mishin.lg.jp	平成27年2月1日
10	長久手市	くらし文化部環境課	ごみ減量推進係長 水野 まゆ	環境課長 富田 倭晴	0561-63-1111(代)	0561-63-2100	kankyo@nagakute.aichi.lg.jp	平成27年8月11日
11	東郷町	経済環境部環境課	ごみ減量推進主査 水野 実	環境課長 都築 英	0561-56-0729	0561-38-7933	tgo-kankyo@town.aichi-togo.lg.jp	平成26年12月10日
12	大口町	まちづくり部環境対策室	補佐 宮地 優行	環境対策室長 佐藤 審牛	0587-95-1613(直)	0587-95-1641	kankyouaisaku@town.oguchi.lg.jp	平成27年8月24日
13	扶桑町	産業建設部産業環境課	主事 鈴木 敬介	産業環境課長 尾崎 博之	0587-93-1111(代)	0587-93-2034	sangyou_sc@town.fuso.lg.jp	平成27年8月24日

【尾張南支部】

番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	電話	FAX	メール	締結日
1	半田市	市民経済部環境課	ごみ減量担当副主幹 岩瀬 和彦	環境課長 太田 敦之	0569-23-3567	0569-21-6405	gomigen@city.handa.lg.jp	平成25年2月28日
2	常滑市	市民生活部環境課	主任 中村 純平	生活環境課長 鶴江 剛賀	0569-47-6115	0569-35-3939	seikatsu@city.tokoname.lg.jp	平成25年12月17日
3	東海市	環境経済部清掃センター	主任 鯉江 有希	統括主任 鈴田 蓮也	052-601-2053	052-689-1166	seisou@city.tokai.lg.jp	平成26年6月9日
4	大府市	市民協働部環境課	環境衛生係長 近藤 住之	環境課長 澤田 正浩	0562-45-6223	0562-47-7320	kankyo@city.obu.lg.jp	平成25年10月4日
5	知多市	環境経済部ごみ対策課	主任 岩田 耕治	統括主任 内山 典樹	0562-55-5300	0562-55-0771	gomital@city.chita.lg.jp	平成25年12月16日
6	阿久比町	建設経済部建設環境課	環境係長 米原 利樹	建設環境課長 大岩 峰雄	0569-48-1111(代)	0569-49-0057	kankyo@town.agu.lg.jp	平成25年10月4日
7	東浦町	生活経済部環境課	環境衛生係 北田 裕貴	環境課長 新美 二	0562-83-9756		kankyo@town.aichi-higashiora.lg.jp	平成25年12月1日
8	南知多町	厚生部環境課	主幹兼環境衛生係長 相川 久紀	環境課長 富田 和彦	0569-65-0711(代)	0569-65-0694	kankyo@town.minamichita.lg.jp	平成26年3月14日
9	美浜町	厚生部環境課	主幹兼衛生係長 鈴木 直樹	環境課長 谷川 雅啓	0569-82-1111(代)	0569-82-5423	kankyo@town.aichi-nihamana.lg.jp	平成26年3月14日
10	武豊町	生活経済部環境課	課長補佐 柳原 一季	主事 高田 優人	0569-72-1111(代)	0569-72-1326	kankyo@town.taketoyo.lg.jp	平成25年12月17日

第11章 付属資料

1.1－1 愛産協が協力協定を締結している県・市町村一覧（支部別）

【西三河支部】

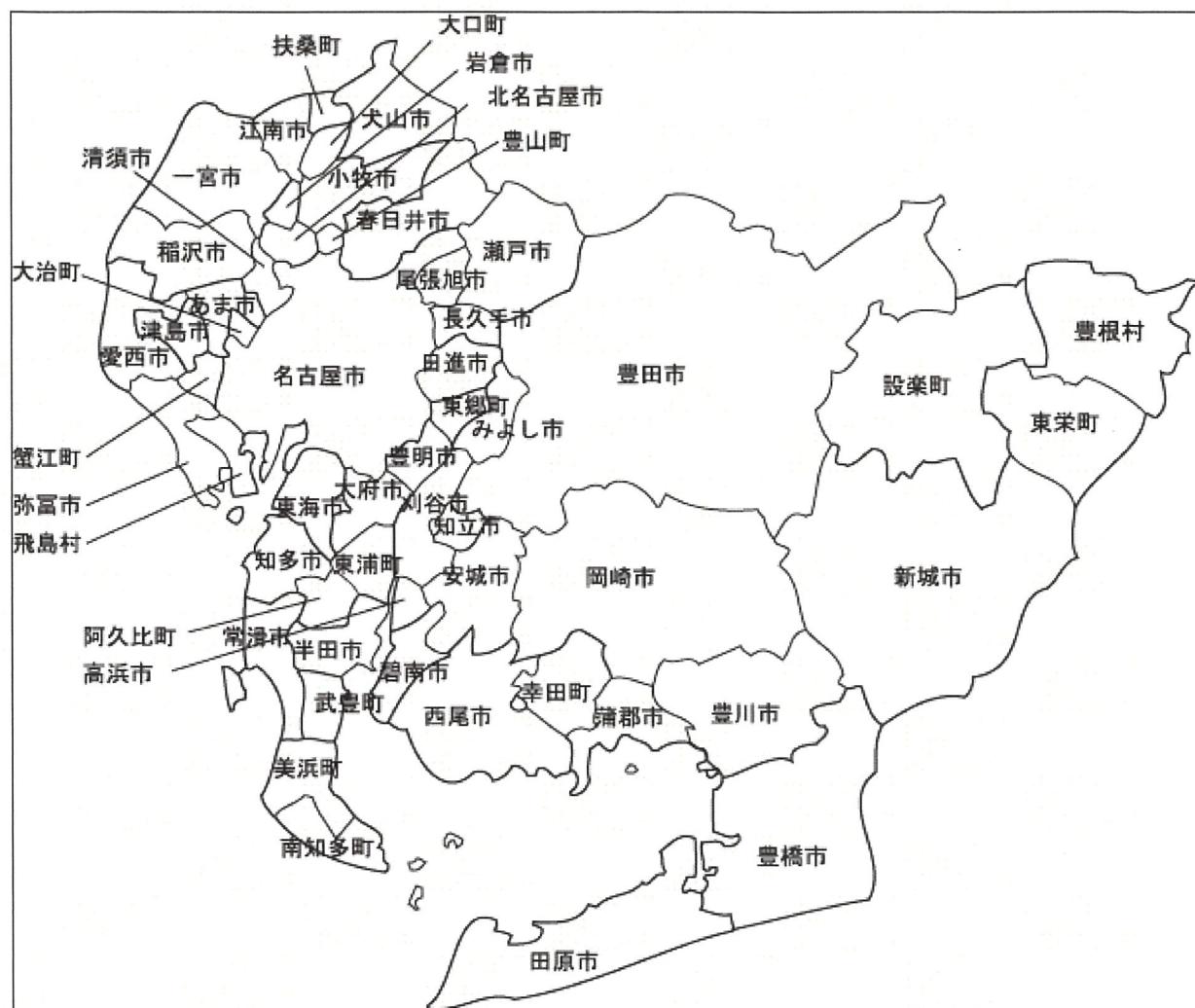
令和3年4月1日

番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	電話	FAX	メール	締結日
1	岡崎市	環境部廃棄物対策課	廃棄物対策課 副課長 木村 敏弘	廃棄物対策課長 木村 敏弘	0564-23-6873	0564-23-6536	haikibutsu@city.okazaki.lg.jp	平成24年6月19日
2	碧南市	経済環境部環境課	ごみ減量係長 中原 芳雄	環境課長 中嶋 忠彦	0566-95-9899	0566-48-2940	kankyoukai@city.hekinan.lg.jp	平成26年5月30日
3	刈谷市	産業環境部ごみ減量推進課	課長補佐兼減量・收集係長 田嶋 大輔	ごみ減量推進課長 熊澤 明俊	0566-21-1705	0566-26-0507	genryou@city.kariya.lg.jp	平成26年4月4日
4	豊田市	環境部廃棄物対策課	監視係兼担当長 多和田 篤嗣	廃棄物対策課長 近様 理史	0565-34-6710	0565-34-6976	hatai@city.toyota.aichi.jp	平成15年8月1日
5	安城市	産業環境部ごみゼロ推進課	ごみ減量係長 坂田 裕行	ごみゼロ推進課長 原田 浩全	0566-76-3053	0566-77-1318	gomizerero@city.anjio.lg.jp	平成26年4月31日
6	西尾市	環境部ごみ減量課	課長補佐 戸倉 建強	ごみ減量課長 小笠原 敏	0563-34-8113	0563-34-8115	gomigen@city.nishio.lg.jp	平成26年7月28日
7	知立市	市民部環境課	課長補佐兼ごみ減量係長 大山 純司	環境課長 奥村 康明	0566-95-0126	0566-83-1141	kankyo@city.chiryu.lg.jp	平成26年4月4日
8	高浜市	市民部経済環境グループ	主査 中川 利恵	経済環境グループリーダー 東條 光穂	0566-52-1111(代)	0566-52-1110	keizikankyo@city.takahama.lg.jp	平成26年5月30日
9	みよし市	環境経済部環境課	主任主査 岡田 貢子	環境経済部環境課長 水野 貢行	0561-32-8018	0561-76-5103	kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp	平成26年12月10日
10	幸田町	環境経済部環境課	課長補佐 小塚 弘樹	環境課長 近様 伸繁	0564-63-5146	0564-63-5169	kankyo@town.kota.lg.jp	平成25年3月4日

【東三河支部】

番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	電話	FAX	メール	締結日
1	豊橋市	環境部廃棄物対策課	廃棄物対策グループ主査 田中 昌博	廃棄物対策課長 伊藤 訓子	0532-51-2404	0532-56-0566	haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp	平成23年1月13日
2	豊川市	産業環境部清掃事業課	計画調整係長 松本 美ぐみ	清掃事業課長 二瀬 伸一	0533-89-2166	0533-89-2197	seiso@city.toyokawa.lg.jp	平成27年7月22日
3	瀬戸市	市民生活部環境清掃課	課長補佐兼清掃係長 丸山 智也	市民生活部次長兼環境清掃課長 市原 保等	0533-57-4100	0533-57-3924	seiso@city.gamagori.lg.jp	平成27年8月18日
4	新城市	市民環境部生活環境課	主任 丸山 祐司	参事 瀬野尾 光彰	0536-23-7629	0536-22-0554	kankyou@city.shinshiro.lg.jp	平成27年9月1日
5	田原市	市民環境部廃棄物対策課	主事 佐野 夏美	廃棄物対策課 鳥居 伸光	0531-23-3538	0531-23-1332	haikibutsu@city.tahara.lg.jp	平成27年8月12日
6	設楽町	生活課	課長補佐 高橋 三郎	生活課長 村松 浩文	0536-62-0522	0536-62-1675	seikatsu@town.shitara.lg.jp	平成27年9月1日
7	東栄町	住民課	主任 敦志	住民課長 伊藤 仁寿	0536-76-0503	0536-76-1725	jyumin@town.toei.aichi.jp	平成27年9月1日
8	豊根村	生活課	主任 間野 司	生活課長 大曾 未治	0536-85-1315	0536-85-1701	seikatsu@vill.toyone.lg.jp	平成27年9月1日

11-1-1 愛産協が協力協定を締結している愛知県及び市町村
平成27年9月1日で県内全市町村（54市町村）と協定を締結



11-1-2 災害時における廃棄物処理等に関する協定のひな形

災害時における廃棄物の処理等に関する協定

○○市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、○○市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所

(3) 災害廃棄物処理の内容

(4) 災害廃棄物処理の期間

(5) その他必要な事項

(情報提供等)

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるよう、災害時に出動可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。

(1) 災害廃棄物処理を実施した場所

(2) 実施した災害廃棄物処理の内容

(3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等

(4) 災害廃棄物処理に従事した期間

(5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲 ○○市○○町○○　○○番地

○○市

代表者 ○○市長 ○○ ○○

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号

第8フクマルビル5階

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会

代表者 会長 永井 良一

〇〇 年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力要請書

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会
会長 〇〇 〇〇 様

〇〇市長 〇〇 〇〇 印

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり災害廃棄物処理を要請します。

被災の状況	
災害廃棄物 処理の場所	
災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物 処理の期間	
その他 必要な事項	

(担当: 〇〇市〇〇〇〇部〇〇課 電話)

〇〇 年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

〇〇市長

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会

会長 〇〇 〇〇 印

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第5条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害廃棄物処理を実施した場所	
実施した災害廃棄物処理の内容	
災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等	
災害廃棄物処理に従事した期間	
その他必要な事項	

(担当者 役職：〇〇〇〇 氏名：〇〇 〇〇 電話)

1.1-2 愛知県のハザードマップ（地震、津波、浸水、液状化）

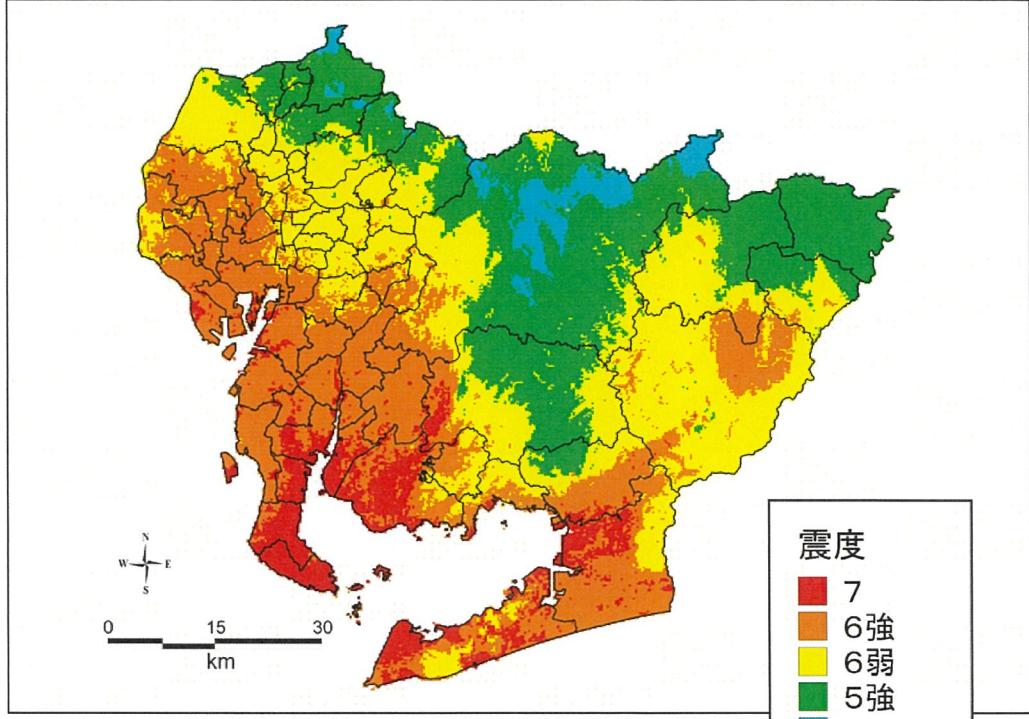
1. 愛知県は、平成26年5月に、南海トラフ地震に係る被害予測調査結果を公表した。

ここでは、その調査結果の一部を掲載する。

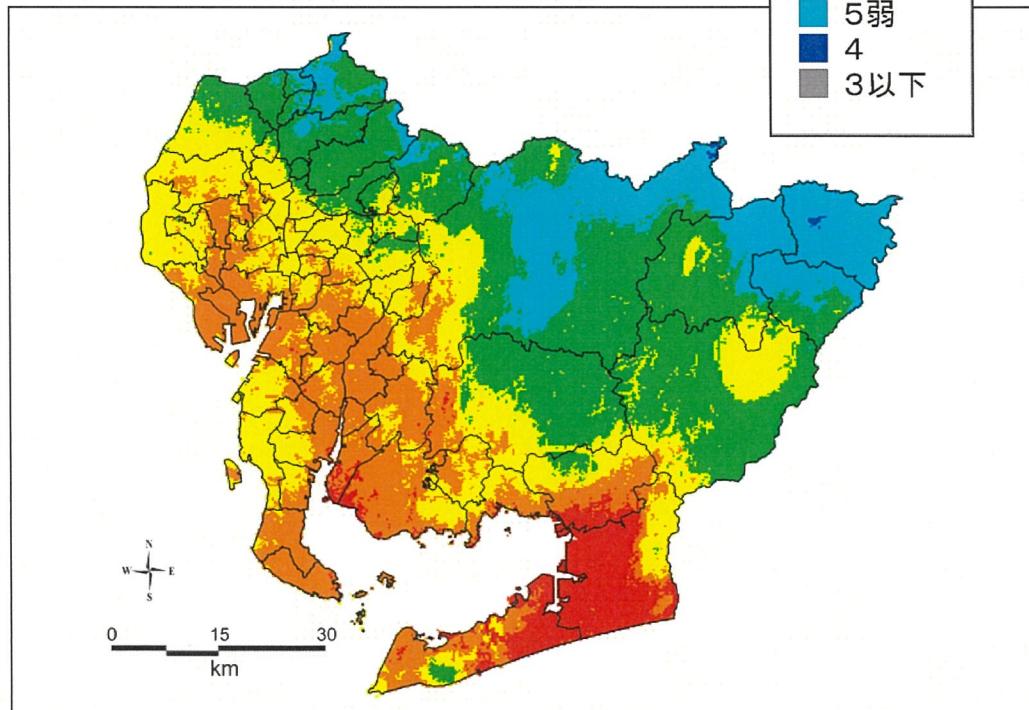
2. 理論上最大想定モデルの地震については、1-4用語の定義参照

A. 理論上最大想定モデルの地震による地表震度分布

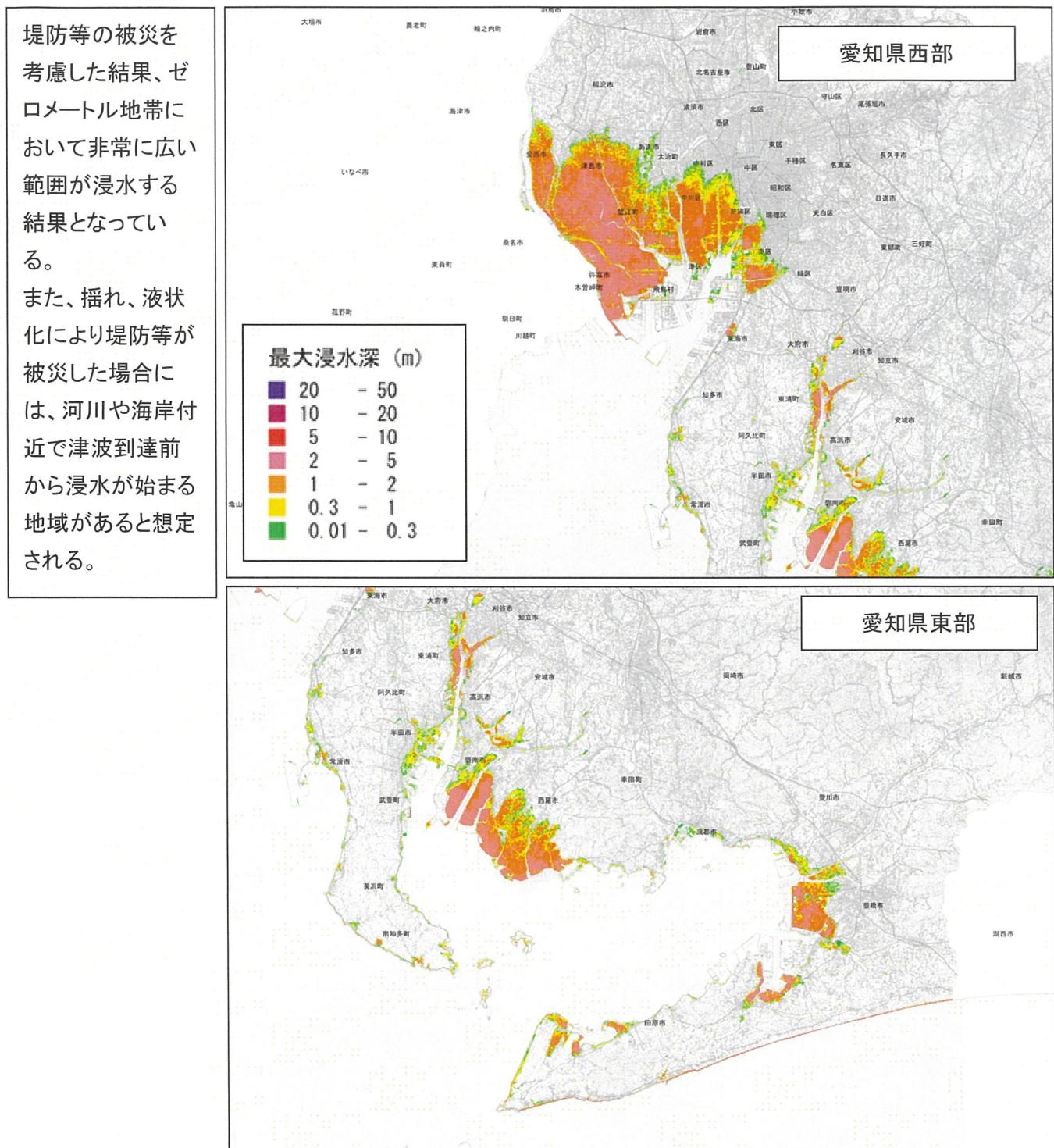
陸側ケースでは、低地部、丘陵部の大半が震度6強以上で、三河湾沿岸や名古屋港周辺では震度7がみられる。県北部の山地を主体とする地域は、おおむね震度5強から6弱で、一部に震度5弱を予測している。



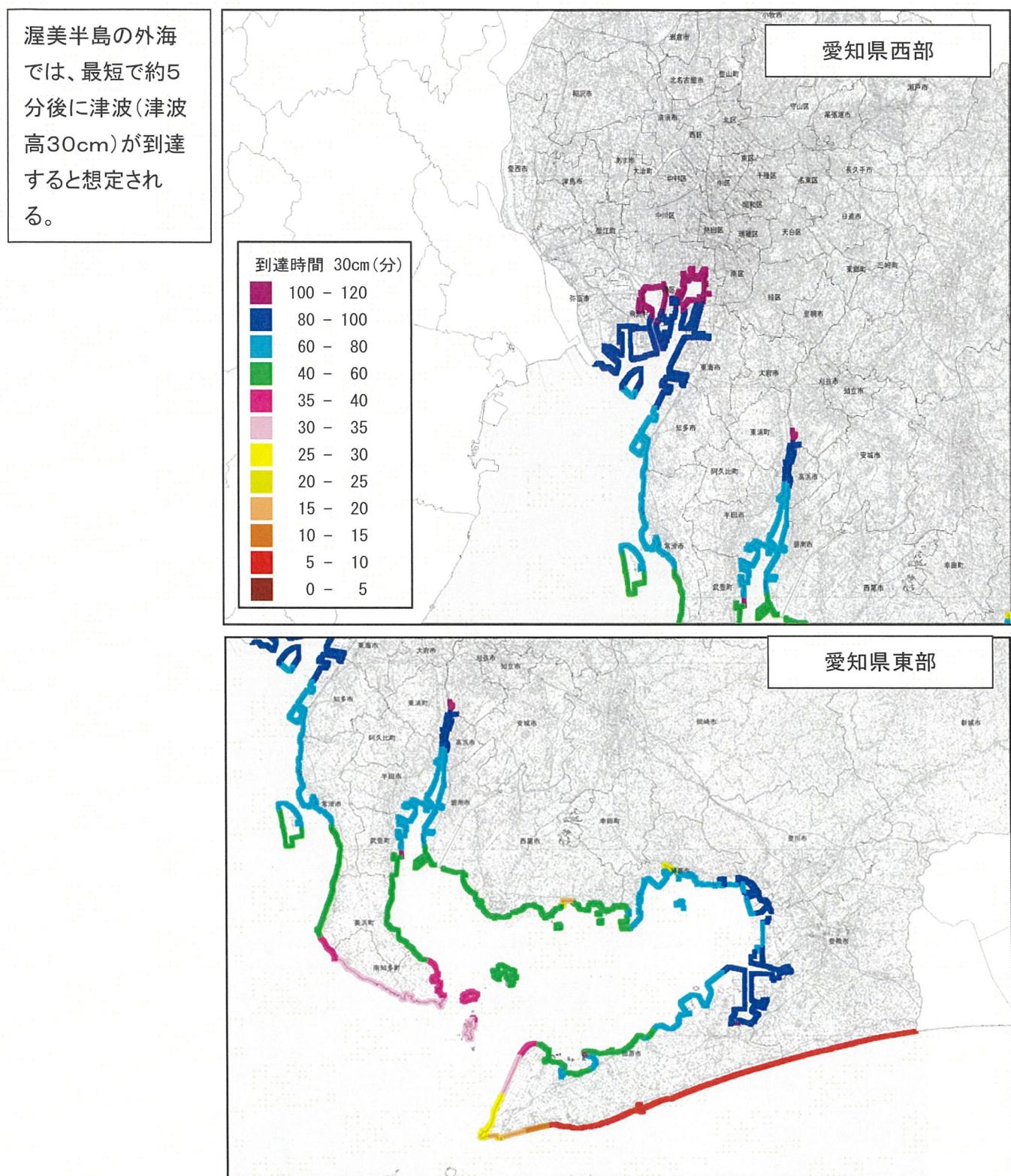
東側ケースでは、低地部、丘陵部の大半が震度6弱以上で、沿岸部は平野部を中心に震度6強以上となっている。中でも豊橋市周辺は震度7が広く分布すると予測している。県北部の山地を主体とする地域は、おおむね震度5強から5弱を予測している。



B. 理論上最大想定モデルの地震による津波の最大浸水深分布（津波ケース①）



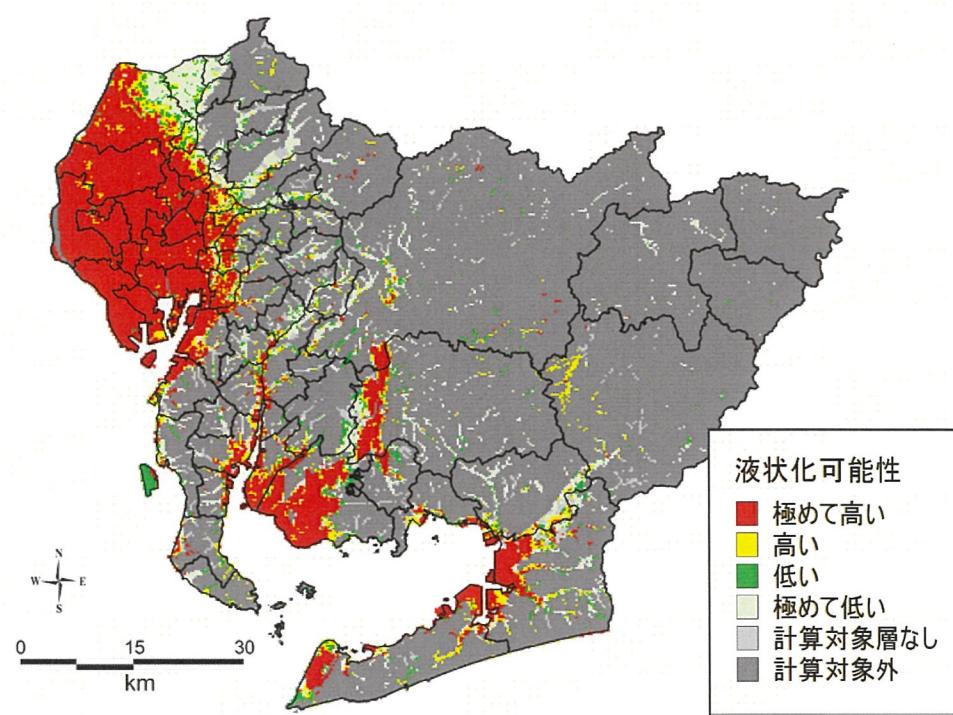
C. 理論上最大想定モデルの地震による津波の津波到達時間（津波高+30cm 津波ケース①）



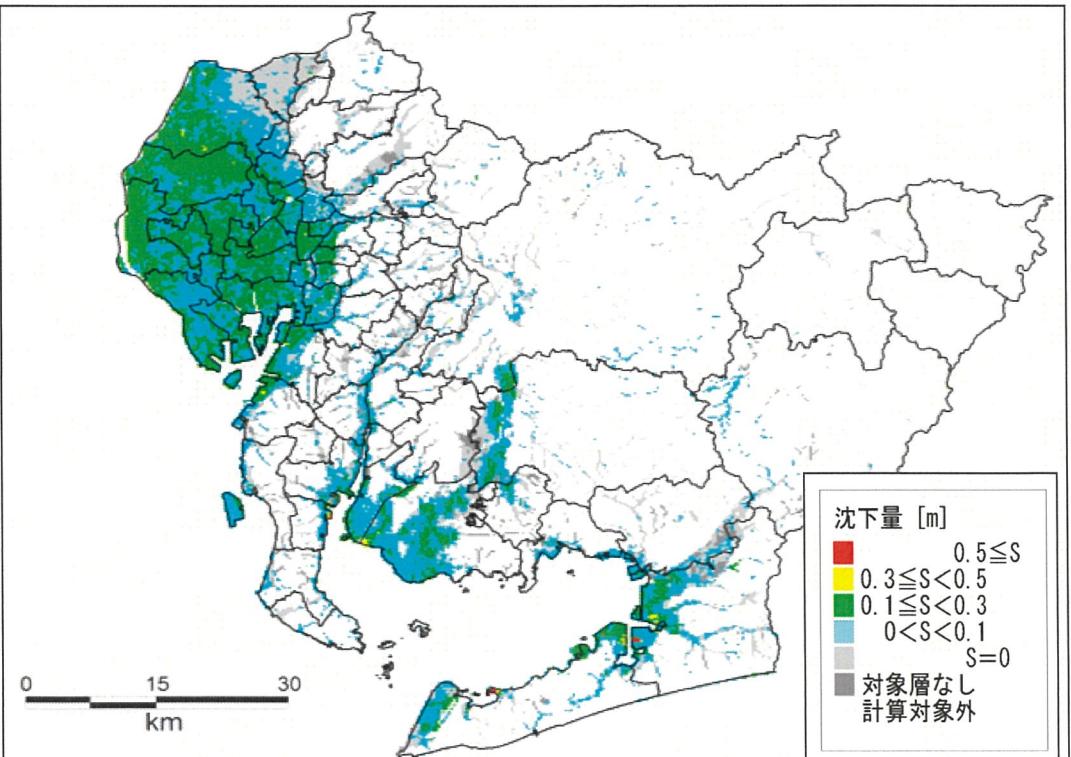
D. 理論上最大想定モデルの地震の液状化危険度分布と沈下量（陸側ケース）

地震陸側ケースの液状化危険度分布は、濃尾平野・岡崎平野・豊橋平野を中心に、平野部並びに河川沿いに危険度がきわめて高いエリアが広がっている。

※危険度判定には、地盤改良等の液状化効果は見込んでいない。



また、液状化に伴う地盤沈下量は、濃尾平野・岡崎平野・豊橋平野を中心に、30cm未満の沈下を想定した。



11-2-1 愛知県の市町村



11-3 主な被害想定結果総括表(理論上最大想定モデル) ※市町村別で被害が最大となるケース

平成26年5月

市町村名	掘れ	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計	最大六ヶ八	死者数(早期避難率半低の場合)													
							建物倒壊等 (うち屋内収容 移動・転倒、 屋内落倒物)	約100	約3,400	約1,900	約1500	*	火災	プロック壁・ 自動販売機 の転倒・落下物	合計	地震	津波	季節・時間帯		
名古屋市	約30,000	約6,500	約8,400	約50	約19,000	約64,000	陸	⑦	約1,700	①	約3,000	約900	約600	*	約200	*	約5,400	陸	⑦	a
豊橋市	約57,000	約100	約400	約20	約11,000	約68,000	東	①	-	約400	約20	*	*	*	約800	*	約4,700	東	①	a
岡崎市	約9,600	約200	*	約60	約5,600	約16,000	陸	-	-	約80	約10	*	*	*	約300	*	約700	陸	-	c
一宮市	約2,200	約3,000	*	*	約1,900	約7,100	陸	-	-	約10	*	*	*	*	約80	*	約200	陸	-	c
瀬戸市	約200	約10	*	約30	約90	約300	陸	-	-	約10	*	*	*	*	約10	*	約20	陸	-	c
半田市	約9,300	約20	約40	約10	約4,800	約14,000	陸	①	約400	約30	約200	約100	約70	*	約300	*	約900	陸	⑨	c
碧南市	約300	約20	*	*	約500	約800	陸	-	-	約10	*	*	*	*	約20	*	約30	陸	-	c
豊川市	約20,000	約10	約10	約20	約5,300	約25,000	東	①	約1,100	約1,100	約60	約60	約30	*	約30	*	約1,400	東	①	a
津島市	約2,300	約500	約1,900	*	約1,300	約5,900	陸	⑦	約100	約10	約1,100	約1,00	約900	*	約10	*	約1,300	陸	⑦	a
碧南市	約10,000	約20	約100	*	約500	約15,000	陸	⑥	約600	約40	約400	約400	約80	*	約200	*	約1,200	陸	①	a
刈谷市	約6,400	約10	約80	*	約3,600	約10,000	陸	⑥	約300	約30	約20	約10	約10	*	約90	*	約400	陸	⑥	a
豊田市	約2,500	約40	*	約70	約1,600	約4,300	陸	-	-	約100	約10	*	*	*	約90	*	約200	陸	-	c
安城市	約11,000	*	*	*	約4,000	約15,000	陸	-	-	約600	約40	*	*	*	約100	*	約700	陸	-	a
西尾市	約24,000	約400	約1,600	約30	約5,400	約31,000	陸	⑨	約1,400	約90	約1,700	約900	約800	*	約200	*	約3,200	陸	⑨	a
蒲郡市	約5,100	約10	約30	約40	約2,500	約7,600	東	⑨	約300	約20	約80	約30	約50	*	約60	*	約500	東	⑨	a
犬山市	約10	*	*	*	*	約20	陸	-	-	*	*	*	*	*	*	*	*	-	-	-
常滑市	約4,300	約10	約300	約20	約2,300	約7,000	陸	⑨	約300	約10	約300	約200	約100	*	約50	*	約600	陸	⑨	a
江南市	約20	約10	*	*	約10	約40	陸	-	-	*	*	*	*	*	*	*	*	-	-	-
小牧市	約80	*	*	*	約40	約100	陸	-	-	*	*	*	*	*	*	*	*	-	-	-
稻沢市	約4,400	約1,900	*	*	約2,200	約8,500	陸	-	-	約300	約20	*	*	*	約30	*	約300	陸	-	a
新城市	約1,800	*	*	約80	約20	約1,900	陸	-	-	約100	約10	*	*	約10	*	*	約100	陸	-	a
東海市	約5,100	約70	約200	約10	約8,000	約2,600	陸	⑥	約300	約20	約70	約40	約30	*	約100	*	約500	陸	⑧	a
大府市	約2,800	*	*	*	約800	約3,700	陸	-	-	約200	約10	*	*	*	約10	*	約200	陸	-	a
知多市	約5,200	約20	*	約20	約2,000	約7,200	陸	-	-	約300	約20	約10	約10	*	約60	*	約400	陸	⑨	a
知立市	約2,800	*	*	*	約1,500	約4,300	陸	-	-	約100	約10	*	*	*	約30	*	約200	陸	-	a
尾張旭市	約300	*	*	*	約60	約400	陸	-	-	約10	*	*	*	*	*	*	約10	陸	-	a
高浜市	約3,000	約10	約20	*	約2,200	約5,300	陸	⑦	約100	約10	約50	約20	約40	*	約100	*	約300	陸	①	c
岩倉市	約200	*	*	*	約200	約400	陸	-	-	約10	*	*	*	*	約10	*	約10	陸	-	c
豊明市	約2,500	*	*	*	約1,000	約3,500	東	-	-	約100	約10	*	*	*	約20	*	約100	東	-	a

11-3 主な被害想定結果総括表(理論上最大想定モデル)

※市町村別で被害が最大となるケース

平成26年5月

市町村名	罹れ	浸水・津波	浸水化	急傾斜地 前壁等	火災	合計	最大ケース			死傷者(早期避難率低の場合)			最大ケース						
							地震	津波	建物倒壊等 (うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落し物)	浸水・津波 (うち自力脱 出困難)	火災 (うち逃げ遅 れ)	急傾斜 地崩壊等	火災 (うち逃げ遅 れ)	ブロック堆 積物倒壊等 (転倒・屋外 落下物)	自動販売機 の転倒・落 下物	地震	津波	季節・ 時間帯	
日 進 市	約 600	*	*	*	約 300	約 900	陸	-	約 20	*	*	*	約 20	*	約 30	陸	-	c	
田 原 市	約 9,700	約 60	約 800	約 50	約 1,100	約 12,000	東 ①	約 500	約 40	約 900	約 200	約 700	*	約 40	*	約 1,500	東 ①	a	
愛 西 市	約 3,100	約 700	約 3,500	*	約 600	約 7,900	陸 ⑦	約 200	約 10	約 900	約 200	約 600	*	*	*	約 1,100	陸 ⑨	a	
清 須 市	約 1,700	約 200	*	*	約 1,900	約 3,900	陸	-	約 60	約 10	*	*	*	約 100	*	約 200	陸	-	c
北 名 古 屋 市	約 500	約 100	*	*	約 1,300	約 2,000	陸 ⑦	約 7,900	約 200	約 10	*	*	*	約 50	*	約 70	陸	-	c
弥 富 市	約 2,600	約 400	約 4,600	*	約 200	約 2,000	陸 ⑦	約 7,900	約 10	約 1,100	約 300	約 800	*	*	*	約 1,200	陸 ⑥	a	
み よ し 市	約 900	約 10	*	*	約 200	約 1,100	陸	-	約 30	*	*	*	約 10	*	約 40	陸	-	c	
あ ま 市	約 3,600	約 1,100	約 60	*	約 1,700	約 6,500	陸 ⑦	約 200	約 10	約 100	約 300	約 80	約 20	*	約 20	*	約 300	陸 ⑦	a
長 久 手 市	約 200	*	*	*	約 50	約 300	陸	-	約 10	*	*	*	*	*	*	約 10	陸	-	a
東 郷 町	約 700	*	*	*	約 200	約 900	陸	-	約 40	*	*	*	*	*	*	約 40	陸	-	a
豊 山 町	約 40	*	*	*	約 100	約 200	陸	-	*	*	*	*	*	*	*	約 10	陸	-	c
大 口 町	約 10	*	*	*	*	約 10	陸	-	*	*	*	*	*	*	*	約 10	陸	-	a
扶 桑 町	約 10	*	*	*	*	約 30	陸	-	*	*	*	*	*	*	*	約 40	陸	-	a
大 治 町	約 900	約 200	*	*	約 300	約 1,400	陸	-	約 50	*	*	*	*	*	*	約 50	陸	-	a
蟹 江 町	約 1,600	約 200	約 1,200	*	約 600	約 3,700	陸 ⑦	約 90	約 10	約 700	約 200	約 600	*	*	*	約 800	陸 ⑨	a	
飛 島 村	約 800	約 30	約 300	*	約 10	約 1,200	陸 ⑦	約 40	*	約 90	約 50	約 40	*	*	*	約 100	陸 ⑨	a	
阿 久 比 町	約 2,600	*	*	約 10	約 600	約 3,100	陸	-	約 100	約 10	*	*	*	約 20	*	約 200	陸	-	a
東 浦 町	約 2,800	約 10	約 50	*	約 2,200	約 5,100	陸 ①	約 200	約 10	約 50	約 40	約 10	*	約 80	*	約 300	陸 ①	a	
南 知 多 町	約 7,000	約 10	約 700	約 70	約 900	約 8,700	陸 ⑨	約 400	約 20	約 1,300	約 400	約 1,000	約 10	約 30	*	約 1,800	陸 ①	a	
美 浜 町	約 5,200	約 10	約 40	約 20	約 1,000	約 6,200	陸 ⑨	約 300	約 20	約 100	約 80	約 50	*	約 40	*	約 500	陸 ⑨	a	
武 豊 町	約 6,000	約 20	*	*	約 1,300	約 7,300	陸 ①	約 400	約 30	約 50	約 40	約 10	*	約 60	*	約 500	陸 ⑨	a	
幸 田 町	約 900	*	*	約 20	約 200	約 1,100	陸	-	約 50	*	*	*	*	*	*	約 60	陸	-	a
設 楽 町	約 90	*	*	約 20	*	約 100	陸	-	約 10	*	*	*	*	*	*	約 10	陸	-	a
東 栄 町	約 40	*	*	約 20	*	約 60	陸	-	*	*	*	*	*	*	*	約 10	陸	-	a
豊 横 村	*	*	*	*	*	*	陸	-	*	*	*	*	*	*	*	約 10	陸	-	a
県計	約 242,000	約 16,000	約 222,000	約 700	約 101,000	約 382,000	陸 ⑦	約 14,000	約 1,000	約 13,000	約 55,500	約 71,100	約 70	約 2,400	*	約 29,000	陸 ①	a	

*:被害わざか 想定条件:風速5m/s

*:以下の①～④にしたがって端数処理を行つたため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

①5未満→「*」、②5以上10未満→「ー」の位を四捨五入し、「10の位を四捨五入」、④1万以上10未満→「十」の位を四捨五入

※ 計算及び市町村計の死者数が最大ケースとなる時間帯、「冬深夜5時」→「夏昼12時」→「冬夕方18時」→「

※ それぞれ地震動2ケース、時間帯3ケースのうちの最大値を記載している。したがって、合計は本表の市町村毎または想定項目の合計と一致するものではない。

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震予測調査報告書 より引用